

# 普代村防災計画

## 資料編



## 目 次

### 【1 総則】

1-4-1	普代村防災会議条例	3
1-4-2	普代村防災会議の組織	3
1-7-1	普代村における主な災害記録	4

### 【2 災害予防計画】

2-2-1	自主防災組織の現況	7
2-4-1	気象観測施設一覧	9
2-4-2	地震・津波観測施設一覧	9
2-5-1	指定避難場所等一覧	10
2-5-2	新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営	12
2-8-1	防災行政無線設備の整備状況一覧	19
2-8-2	防災資機材の保有状況	20
2-13-1	ダムの現況	22
2-13-2	砂防指定地及び砂防施設一覧	22
2-13-3	雨量、水位観測施設一覧	23
2-13-4	湛水防除事業の実施計画	24
2-13-5	河川水門一覧	26
2-13-6	河川水門管理要綱	27
2-15-1	海岸保全区域要指定延長	32
2-15-2	海岸防潮堤一覧	33
2-15-3	海岸水門一覧	33
2-15-4	海岸水門管理要綱	34
2-16-1	土砂災害発生危険箇所一覧	38
2-16-2	土砂災害警戒区域（土石流）一覧	39
2-16-3	山地災害危険箇所一覧	42
2-16-4	土砂災害警戒区域（急傾斜）一覧	44
2-17-1	消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定の締結状況	47
2-17-2	消防力一覧	48
2-20-1	岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況	49
2-20-2	流出油防除資機材の保有状況	57

### 【3 災害応急対策計画】

3-1-1	普代村災害警戒本部設置要領	59
3-1-2	普代村災害対策本部条例	61
3-1-3	普代村災害対策本部規程	62
3-2-1	気象庁震度階級関連解説表	76
3-2-1-2	長周期地震動階級関連解説表	81
3-2-2	気象警報等伝達系統図	82

3-2-3	火災気象通報・火災警等伝達系統図	83
3-2-4	土砂災害警戒情報伝達系統図	84
3-2-5	津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図	85
3-2-6	岩手県知事が行う水防警報伝達系統図	86
3-3-1	各防災機関における指定電話一覧	87
3-3-2	無線施設一覧	89
3-3-3	非常通信運用細則	91
3-3-4	東北地方非常通信協議会構成員名簿	97
3-3-5	アマチュア無線局一覧	97
3-4-1	被害状況判定の基準	98
3-4-2	災害報告取扱要領	100
3-4-3	火災・災害等即報要領	109
3-6-1	県及び村本部長が指定する緊急輸送道路一覧	129
3-6-2	ヘリポートの設置基準	130
3-6-3	久慈広域圏におけるヘリポートの現況	137
3-9-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	139
3-9-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	144
3-9-3	関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況	151
3-12-1	災害救助法による救助の種類、程度、期間等	184
3-15-1	医療機関一覧	191
3-15-2	災害時の医療救護活動に関する協定書	192
3-16-1	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書	196
3-16-2	災害救助用米穀等に関する協定書	197
3-16-3	災害救助用米穀等代金納付契約書	198
3-16-4	災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領	199
3-16-5	主食用米穀の売却要領（抜粋）	203
3-16-6	普代村高齢者等見守りネットワーク協定書	204
3-30-1	岩手県防災ヘリコプター応援協定	206
3-30-2	岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱	211
3-30-3	岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領	216

## 1 - 4 - 1 普代村防災会議条例

平成 62 年 12 月 10 日普代村条例第 11 号

改正

平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号

平成 21 年 6 月 26 日条例第 16 号

平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき普代村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第 2 条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 普代村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 普代村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第 3 条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
  - (3) 岩手県警察の警察官のうちから村長が任命する者
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命するもの
  - (9) その他村長が特に必要と認めた者
- 6 前の委員は 35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第 4 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(委任)

**第5条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 普代村防災会議条例（昭和 28 年普代村条例第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 12 年 3 月 15 日条例第 7 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 2 日条例第 16 号）

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 9 日条例第 13 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条による改正後の普代村防災会議条例第 3 条第 5 項第 8 号の規定により最初に任命する委員の任期は同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 5 項第 7 号により任命する委員の任期と同様とする。

## 1 - 4 - 2 普代村防災会議の組織

(令和 8 年 1 月 1 日)

区分	職	委嘱・任命区分
会長	普代村長	
委員	三陸北部森林管理署久慈支署長	第 3 条第 5 項第 1 号
	三陸国道事務所久慈維持出張所	第 3 条第 5 項第 1 号
	県北広域振興局経営企画部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局農政部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局林務部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局水産部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北広域振興局土木部長	第 3 条第 5 項第 2 号
	久慈保健所長	第 3 条第 5 項第 2 号
	県北教育事務所長	第 3 条第 5 項第 2 号
	久慈警察署長	第 3 条第 5 項第 3 号
	久慈警察署普代駐在所長	第 3 条第 5 項第 3 号
	普代村副村長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村総務課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村政策推進室長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村税務出納課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村住民福祉課長兼保健センター所長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村農林商工課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村商工観光振興室長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村建設水産課長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村教育委員会事務局次長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村国保健康保険診療所事務長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村議会事務局長	第 3 条第 5 項第 4 号
	普代村教育委員会教育長	第 3 条第 5 項第 5 号
	久慈広域連合消防本部消防長	第 3 条第 5 項第 6 号
	普代村消防団長	第 3 条第 5 項第 6 号
	普代郵便局長	第 3 条第 5 項第 7 号
	東日本電信電話株式会社岩手支店災害対策室長	第 3 条第 5 項第 7 号
	東北電力ネットワーク株式会社久慈営業所長	第 3 条第 5 項第 7 号
	三陸鉄道株式会社運行本部長	第 3 条第 5 項第 7 号
	普代村婦人消防協力隊長	第 3 条第 5 項第 8 号
	普代村民生児童委員協議会副会長	第 3 条第 5 項第 8 号
	普代村社会福祉協議会生活支援コーディネーター	第 3 条第 5 項第 8 号
普代村保健センター主任栄養士	第 3 条第 5 項第 9 号	
普代村保健センター保健師	第 3 条第 5 項第 9 号	

## 1-7-1 普代村における主な災害記録

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
M. 29. 6. 15	津波	流失倒壊家屋 258 戸・行方不明者 1,010 人
S. 8. 3. 3	〃	死傷者 95 人・住家流出 40 戸・非住家流出 20 戸 漁船(無動力)流失 150 隻
S. 19. 3. 10	雪害	積雪量 150 c m~180 c m (被害の状況不詳)
S. 25. 7. 12	降雹突風	倒壊家屋 7 棟・秋作物収穫皆無
S. 27. 3. 23	雪害	死者 3 人
S. 33. 9. 22	水害	台風 22 号 床上・床下浸水
S. 36. 5. 29	三陸火災 (フェーン災害)	死者 1 人・傷者 1 人・全壊家屋 103 戸 林野焼失面積 2,000ha
S. 39. 2. 9	雪害	死者 1 人
S. 41. 1. 19	火災	死者 6 人・全焼家屋 1 戸
S. 41. 10. 13	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・家屋の被害 2 戸 (全壊) (太田名部)
S. 42. 9. 21	水害 (集中豪雨)	消防団員の殉職者 1 名
S. 44. 4. 29	火災	林野火災焼失面積 300ha
S. 46. 4. 25	〃	1 日に 2 件 林野火災
S. 47. 5. 3	〃	1 日に 3 件 林野火災
S. 51. 3. 21	水害 (集中豪雨)	死者 1 人・床上浸水 21 戸・床下浸水 118 戸 国道決壊 4 ヶ所・県道決壊 3 ヶ所・村道決壊 27 ヶ所 橋梁流出 3 ヶ所・簡易水道切断 3 ヶ所
S. 52. 4. 19	火災	鳥居地区林野火災 1,626a ・ 12,052 千円
S. 55. 8. 27 ~29	水災害	長雨による床上・床下浸水
S. 55. 12. 24	イブ災害 豪雨に伴う融雪 災害 高潮災害	水産関係 887,176 千円 漁港関係 8,000 千円 観光関係 9,000 千円 農業関係 737 千円 合計 904,913 千円
S. 56. 8. 23	暴風災害	台風 15 号による立ち木、家屋被害
S. 56. 9. 25 ~27	大雨災害	秋雨前線による豪雨災害 被害額 337,997 千円

## (資料編 1-7-1 普代村における主な災害記録)

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
S. 57. 5. 21	大雨災害	床上浸水 1 戸・床下浸水 10 戸
S. 58. 3. 13	火災	茂市地区 住家 1 棟全焼・焼死者 1 名
S. 62. 1. 9	地震	道路崖崩れ 195, 100 千円 非住家全壊 (2 棟) 2, 500 千円 水道管破壊 (断水世帯 96 世帯) 700 千円 公共施設 (観光・集会・児童厚生・体育施設) 1, 561 千円 乗用車破損 1, 000 千円
S. 62. 5. 4	火災	鳥居地区林野火災 焼失面積 8, 187a 損 害 額 8, 357 千円
H. 2. 10. 26	風水害	低気圧の通過に伴う被害 (床上・床下浸水・風害・高潮) 被害額 211, 250 千円
H. 3. 2. 17	高潮被害	低気圧の通過に伴う被害 高潮流入及び破損 非住家 12 棟 船舶被害 転 覆 5 隻 沈 没 6 隻
H. 3. 5. 1	火災	1 日 3 件 林野火災
H. 5. 12. 23	〃	宇留部地内車両火災 死者 1 人
H. 13. 9. 13	水害	村道 2 ヶ所決壊 被害額 4, 000 千円
H. 14. 1. 27 ~28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 217, 233 千円
H. 15. 3. 4	雪害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 3, 300 千円
H. 16. 9. 30	土砂災害	台風 21 号通過に伴う災害 重傷者 1 名、住家半壊 1 棟、非住家全壊 1 棟
H. 18. 10. 6 ~ 9	風水害	低気圧の通過に伴う被害 被害額 468, 667 千円
H. 18. 12. 26 ~28	風水害	低気圧の通過に伴う被害 床上浸水 2 棟 床下浸水 22 棟 避難勧告に伴う避難 4 世帯 被害額 405, 600 千円
H. 21. 10. 8	水害	台風 18 号による大雨、暴風災害 道路被害 15 ヶ所、河川被害 4 ヶ所

## (資料編 1 - 7 - 1 普代村における主な災害記録)

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
H. 22. 12. 30 H. 23. 1. 2	高潮雪害	低気圧に伴う波浪被害、雪害 港湾被害 1カ所
H. 23. 3. 11	地震・津波	東日本大震災 人的被害（村内：行方不明者1名、村外：死者7名、 負傷者4名） 建物被害（非住家 全壊176棟） 漁船538隻、車両34台、養殖施設1,307台 被害総額 4,762,175千円
H. 23. 9. 21～22	水害	台風15号による大雨、洪水、暴風 道路被害5カ所、その他被害4カ所
H. 24. 9. 30～ 10. 1	風水害	台風による大雨、洪水、暴風、波浪、高潮 建物被害3棟（床下浸水） 道路被害1カ所、その他被害1カ所
H. 25. 10. 16	風水害	台風26号による大雨、洪水、暴風、波浪 建物被害1棟（一部損壊） 道路被害4カ所（倒木通行止）
H. 26. 2. 16～17	雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 道路被害2カ所 ハウス被害9棟 被害総額 6,400千円
H. 27. 6. 27～28	水害	低気圧に伴う大雨 24時間雨量観測史上最大の343.5ミリを観測
H. 28. 1. 18～22	高潮雪害	低気圧に伴う大雪、暴風雪、波浪 港湾被害1カ所 漁船4隻、養殖施設5台 その他被害3カ所（電線切断等） 被害総額 8,990千円

## (資料編 1-7-1 普代村における主な災害記録)

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 内 容
H. 28. 8. 30	水害	台風 10 号に伴う大雨、暴風、波浪 建物被害 床上浸水 23 棟 (全壊 1 棟、大規模半壊 1 棟、半壊 20 棟) 床下浸水 51 棟、一部損壊 1 棟 非住家浸水 65 棟 道路被害 28 路線 45 カ所 漁港・養殖施設 被害額 40,370 千円 農林水産業施設 被害額 177,492 千円 被害総額 953,795 千円
R. 1. 10. 12	水害	台風 19 号に伴う大雨、暴風、波浪 建物被害 床上浸水 46 棟 (全壊 1 棟、大規模半壊 6 棟、半壊 34 棟、準半壊 6 棟、半壊に至らない 77 棟) 床下浸水 78 棟 非住家浸水 155 棟 道路被害 20 路線 64 カ所 公共施設 被害額 430,157 千円 農林水産業施設 被害額 38,656 千円 商工業者施設 被害額 115,124 千円 災害廃棄物処理事業費 87,106 千円 被害総額 3,776,198 千円

**2 - 2 - 1 自主防災組織の現況****1 婦人消防クラブ (協力隊)**

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	隊員数 (人)	結成年月日
普代村婦人消防協力隊	36	昭和 38 年 2 月 1 日
計	36	

**2 幼年・少年消防クラブ**

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	クラブ員数 (人)	結成年月日
はまゆり子ども園幼年消防クラブ	35	昭和 63 年 11 月 1 日
普代オーシャンズ少年消防クラブ	7	昭和 63 年 11 月 1 日
計	42	

**3 自主防災組織**

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	クラブ員数 (人)	結成年月日
旭日区自治会自主防災会	180	平成 24 年 2 月 25 日
普代上区自主防災会	257	平成 24 年 3 月 11 日
緑区自治会自主防災会	187	令和 6 年 7 月 21 日
計	624	

## 2-4-1 気象観測施設一覧

(令和 2 年 10 月 29 日現在)

設置機関	種 別	所 在 地
気 象 庁	普代村簡易水道施設	普代村 13-65-3
岩 手 県	雨量観測所	久慈市八日町 2-1
久慈消防本部	雨量観測所	久慈市長内町 29-21-1

## 2-4-2 地震・津波観測施設一覧

### 1 地震観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
防災科学技術研究所	強震計	普代村 9-30-20
国土地理院	地殻変動観測施設	普代村 1-8-2
岩 手 県	計測震度計	普代村 9-13-2

### 2 津波観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
気象庁	津波観測計（電波式）、巨大津波観測計	宮古市日立浜町
気象庁	検潮儀（精密型電波式）、巨大津波観測計	大船渡市赤崎町
港湾局	潮位計	久慈市長内町
気象庁	巨大津波観測計	久慈市長内町
釜石市	海面監視システム	釜石市浜町
海上保安庁	検潮所	釜石市魚河岸町
陸前高田市	潮位観測装置	陸前高田市広田町
岩泉町	津波用監視カメラ	岩泉町小本小掛・茂師
田野畑村	津波避難監視システム (海面監視・避難確認カメラ) (超音波式潮位観測装置)	田野畑村島越漁港 田野畑村羅賀漁港
洋野町	潮位観測システム	洋野町種市八木港
港湾局	G P S 波浪計	岩手北部沖（久慈沖）
港湾局	G P S 波浪計	岩手中部沖（宮古沖）
港湾局	G P S 波浪計	岩手南部沖（釜石沖）
防災科学技術研究所	ケーブル式海底津波計	岩手沖

## 2 - 5 - 1 指定避難場所等一覧

指定緊急避難場所

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	施設・場所名	住所					
			津波	普代川 氾濫	崖崩れ 土石流	地震	大規模 火災
1	普代道路避難場所	14 地割字宇留部	●	●			
2	北の股神社	15 地割字堤 41	●	●			
3	大崎様宅付近	13 地割字普代 89-47	●			●	●
4	八幡神社	13 地割字普代 110-1	●	●			
5	県道普代小屋瀬線避難付近	13 地割字普代 2-2	●			●	
6	普代駅裏高台	8 地割字太田名部 84-31	●	●			
7	村道明神線待避所	8 地割字太田名部 84-30	●	●		●	
8	深渡武治様宅付近	10 地割字羅賀 22-8	●			●	●
9	日向典義様宅付近	21 地割字堀内 110	●				●
10	村営バス松磯バス停付近	20 地割字馬場野 7-19	●			●	●
11	2分団屯所付近広場	20 地割字馬場野 83-4	●			●	●
12	太田名部砂防堰提前広場	8 地割字太田名部 82-6	●			●	●
13	太田安男様倉庫付近	6 地割字中山 15-22	●			●	●
14	大久保霊園広場	5 地割字上の山 7-46	●			●	●
15	普代ダム	5 地割字上の山 28-4	●				●
16	黒崎地域活動拠点施設	1 地割字上村 4-1			●		●
17	国民宿舎くろさき荘	2 地割字下村 84-4	●	●	●	●	●
18	太田名部地域活動拠点施設	8 地割字太田名部 71-1					●
19	自然休養村管理センター	13 地割字普代 169-1		●	●	●	●
20	高齢者活動施設	10 地割字羅賀 3-10			●	●	●
21	普代村役場	9 地割字銅屋 13-2	●	●	●	●	●
22	力持地区多目的集会施設	16 地割字天拝坂 3-1				●	●
23	白井地区漁業研修施設	19 地割字白井 27-1	●		●	●	●
24	堀内地区漁村センター	20 地割字馬場野 77-1	●			●	●
25	沢向コミュニティーセンター	22 地割字沢向 5-1	●			●	●
26	堀内机地区構造改善センター	21 地割字堀内 289-2			●	●	●
27	鳥居地域活動拠点施設	15 地割字堤 80-3					●
28	落合地区多目的集会施設	11 地割字柏木平 44-6				●	●

## (資料編 2 - 5 - 1 指定避難場所一覧)

29	芦渡地区多目的集会施設	29 地割字芦渡 105-3	●	●	●	●	●
30	茂市地区活動拠点施設	27 地割字茂市 71-2			●		●
31	萩牛地区地域特産品生産施設	30 地割字萩牛 91-2-イ				●	●
32	B & G海洋センター	19 地割字白井 71-3	●	●	●	●	●

## 指定避難所

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	施設名	住所	電話番号	備考
1	普代村役場	9 地割字銅屋 13-2	35-2111	津波・洪水の場合 2階以上
2	自然休養村管理センター	13 地割字普代 169-1	35-2120	洪水の場合 2階以上
3	B & G海洋センター	19 地割字白井 71-3	35-2488	
4	国民宿舎くろさき荘	2 地割字下村 84-4	35-2611	

## 福祉避難所

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

	避難場所	住所	電話番号	備考
1	特別養護老人ホームうねとり荘	24 地割字鳥居 5-1	35-3577	
2	くろさき小規模多機能ホーム	1 地割字上村 4-1	35-3171	

## 2-5-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営 ガイドライン

### 第1章 避難者受入れの基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の流行で、災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者がためらうことなく避難していただくため、より多くの避難所の開設や衛生環境の確保など、避難所内における徹底した感染防止対策が求められている。

感染力が強く、比較的重症化リスクの低いオミクロン株の感染拡大により、自宅療養が急増している現状を踏まえた県の基本的な考え方は下記のとおり。

区 分	基 本 的 な 対 応
自宅療養者 (無症状病原体保有者・ 軽症者)	自宅療養者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が悪化した場合は、速やかに最寄りの保健所又はいわて健康フォローアップセンターへ対応について協議する。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
濃厚接触者 (待機期間中の者)	濃厚接触者専用スペースに受入※1。 毎日の健康観察を行っていく中で、症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
発熱者 (発熱・咳等の症状が見られる体調不良者で、 感染の疑いがある者)	発熱者等専用スペースに受入※1。 必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キット※2でのセルフチェックを求め、結果、感染が認められた場合は、自宅療養者専用スペースに受入。医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。
要配慮者 (感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等)	要配慮者専用スペースに受入。 状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への搬送を手配する。
上記以外の一般避難者	一般避難者用スペースに受入。

※1 濃厚接触者、発熱者等及び自宅療養者の受入に当たっては、運営スタッフ全員が、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所運営リーダーはスタッフ全員に、人権への配慮とプライバシーの保護を徹底させる。

市町村と保健所の自宅療養者に係る情報共有は、平常時には人数情報のみを必要に応じて共有し、台風接近等に伴い災害発生の恐れがある場合や地震等の予知できない災害が発生した場合には、本人の同意が得られた部分について、必要に応じて共有する。

ただし、保健所から提供できる自宅療養者の情報は発生届が出されているものに限る。

※2 「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」として国に承認されたものを使用すると。「研

(2-5-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン) 究用」は使用しないこと。承認状況は厚生労働省のHPで確認する。

## 第2章 事前準備

### 1 避難所における過密状態の防止等

避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと、避難所運営スタッフの感染にも注意が必要であるため、感染拡大防止対策の徹底が極めて重要。

#### (1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難所として開設可能な公共施設等の活用について十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討する。

なお、ホテル・旅館等の活用にあつては、優先的に避難する者（介護・介助が必要な高齢者等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前リストを作成することが望ましい。

#### (2) 避難所スペースの利用方法等の開設

学校を避難所に行している場合は、体育館以外の教室等の活用を検討し、施設管理者と調整する。

避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難者にとって十分なスペースを確保した上で、避難所内の動線を一方通行とする分け方や、清潔な領域（一般区域）とウイルスによる汚染が懸念される（専用区域）のゾーニングを適切に行い、避難所施設利用計画図に色分けするなど、分かりやすく表示する。

また、動線計画を含めた施設の利用計画や感染症対策等の実施状況について、専門家に確認を要請する。

### 2 適切な避難行動に関する住民周知

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人はマスクを着用するなどの感染防止対策を行った上で、市町村から出される避難情報（警戒レベル）を基に早期に避難することが原則であるが、避難とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる場合、避難所に行く必要はない（県附属資料5-13 別紙10参照）。

また、豪雨時の屋外移動は車も含め危険であり、やむを得ず車で移動する場合は、浸水や土砂災害等、周囲の状況等を十分確認するなど、命を守るための最善の行動をとっていただくよう、事前に広報等で広く住民に周知することが重要。

#### (1) 避難場所及び避難所の周知

従来の災害の種類に応じた避難場所や避難所のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに開設することとした避難所について住民に周知する。

#### (2) 親戚や知人宅等への避難の検討

避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、安全な場所に位置する親戚や知人宅等への避難の検討を促す。

#### (3) その他の避難

事前により「在宅避難」や「車両避難」を選択する場合にあつては、事前にハザードマップ等により、住居地域・駐車場所等の災害リスクを確認することや、避難生活における熱中症や深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）のリスクなどについても周知を図る。

**(4) 避難所への持参を求める衛生物資等**

マスク、ハンドソープ（石鹼）、消毒液、体温計、タオル、歯ブラシ等の衛生用品、常備薬、着替え、上履き（スリッパ等）、ビニール袋（ゴミ、外履き保管用）、筆記用具等の持参について周知を図る。

**3 感染症対策に必要な物資・資材の備蓄**（県附属資料5-13 「別紙1及び5」参照）

従来からの備蓄物資等に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営に必要な物資等について、避難所の収容人数に応じて備蓄を進める。

なお、大規模災害等が発生した場合には、国及び県が保有する物資それぞれを積極的に融通し、被災地避難所、医療機関等、社会福祉施設等に配布する。

物資の備蓄状況については、随時「物資調達・輸送調整等支援システム」に最新情報を入力する。

区 分	必要な物資・衛生資材等
避難者用	マスク、消毒液、体温計、ゴミ袋、間仕切り（パーティション・簡易テント）、段ボールベッド（簡易ベッド） など
避難所運営スタッフ用	マスク、消毒液、フェイスシールド（ゴーグル）、ガウン（レインウェア）、アクリル板（ビニールシート）、使い捨て手袋 など
その他運営に係る資材	非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ペーパータオル）、ハンドソープ（石鹼）、アルコール消毒液、（手指消毒用）、次亜塩素酸ナトリウム（設備・物品消毒用）、スプレー容器、養生テープ、ゴミ袋、蓋付きゴミ箱、換気設備（扇風機等）、仮設トイレ（簡易トイレ）、清掃用具・洗剤一式 など

※ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について－情報共有及び避難所における対応の経費－（令和3年2月19日内閣府事務連絡）」を参照のこと。

**I 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用**

i 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。

また、例えば、備蓄倉庫の設置、空調設備や換気設備の設置工事のほか、避難所において行う健康維持に資する活動に関する事業など物品の備蓄以外の事業についても、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金を活用することが可能であること。

ii 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

iii 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

## II 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

## III 緊急防災・減災事業債

指定緊急避難場所や指定避難所に指定されている施設における新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、令和3年度より換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等の整備に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とされたこと。

### 4 避難所運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、運営手順、必要備蓄材の検討等、訓練を通して様々な課題等を抽出するために有効であり、地域住民や施設管理者等も含め、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）」について（令和3年6月16日付け府政防第733号、消防令第83号、健感発0616第1号、環自総発第2106141号）を参考としつつ積極的に実施する。

## 第3章 避難所の開設

### 1 避難者の受付と滞在スペースの振り分け（県附属資料5-13 「別紙2及び3」参照）

受付は、スタッフの防護（ビニール等の間仕切り、ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用）を行った上で、あらかじめ①**一般の避難者**、②**感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者**、③**発熱者等**、④**濃厚接触者**、⑤**自宅療養者**の5つに分けて設置し、検温及び問診票（健康チェックリスト「別紙2」）、避難者名簿（各市町村が定める様式）の提出を済ませ、②③④⑤の避難者は個室等の専用スペース（③④⑤の避難者は、敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用のスペース、専用のトイレ等、①一般避難者及び②要配慮者とは必ず区分する。）へ誘導する。

なお、受付時の混乱を避けるため、問診票（健康状態チェックリスト「別紙2」）及び避難者名簿（各市町村が定める様式）をホームページに掲載するなど、住民が事前に入手・記入の上、避難所に持参できるよう促すことも一案である。

### 2 避難所の滞在スペースのレイアウト等（県附属資料5-13 「別紙4」参照）

通路の幅は2m（最低で1m）以上とし、できる限り通路は一方通行とする。

#### (1) 一般避難者（健康な方）

養生テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの区画に滞在しているか容易に分かるように管理する。

なお、感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。

#### ア 養生テープ等による区画表示の場合

基本、一家族（世帯）が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さを調整（目安としては、スフィア基準の「一人当たり3.5㎡」を確保）し、家族（世帯）間の距離を前後左右2m（最低で1m）以上の間隔を取る。

#### イ パーティションと段ボールベッド設置の場合

パーティションは、プライバシーの保護及び飛沫感染対策上、少なくとも段ボール

(2-5-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン)  
ベッドに腰かけた状態で、口元より高い位置まで覆うものが望ましい。

なお、パーティションにより隣と仕切られていることから、隣との間隔を取る必要はない。

※ 段ボールベッドは、寝起きの際に床付近に多いほこりやウイルスを避けられるほか、体を起こしやすいことから、エコノミー症候群や寝たきりの予防につながる効果が確認されている。

#### ウ テント設置の場合

複数のテントの設置に当たっては、構造上、隣と完全に仕切られている場合は、隣との間隔を取る必要はないが、隣同士接した面に通気口などの空気の入出力がないか留意する必要がある。

テントは、飛沫感染対策上、屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な場合は取り外す。

#### (2) 要配慮者（感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等）

学校等大規模な避難所の場合、教室等の活用が考えられるが、小規模な避難所の場合、パーティション等で専用スペースを確保する。状況に応じて要配慮者スペースへ誘導するほか、本人や家族の希望を確認の上、福祉避難所や医療機関等への移送を手配する。

#### (3) 発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者

敷地内の別の建物、やむを得ず同一の建物の場合は、動線を分け専用階段と専用の滞在スペース、専用のトイレ(1)一般避難者及び(2)要配慮者とは必ず区分する。

また、避難所運営スタッフは担当を専用ゾーンで分け、その他のスタッフは専用ゾーンに立ち入らないようにする。

健康観察を行っていく中で、発熱者等及び濃厚接触者に症状が出現した場合は、必要に応じて医療機関の受診や抗原定性検査キットでのセルフチェックを求め、結果、感染が認められ医療機関への入院等が必要になった場合、保健所が入院調整等を行う。

## 第4章 避難所の運営

### 1 定期的な換気

- ・ 気候上可能な限り常時、困難な場合にはこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・ 窓が1つしかない場合は、ドアを開ける。
- ・ 換気がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。
- ・ 換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

### 2 共同空間における衛生環境の確保

#### (1) 共同生活のルール

- ・ 全ての人がマスクを着用し、頻繁な手洗い消毒を徹底し、人と人との間隔は、できるだけ2m（最低で1m）空けることを意識して過ごす。
- ・ 通行者同士がすれ違わないよう、できる限り通路は一方通行とし、可能であれば入り口と出口を分けることが望ましい。
- ・ トイレは、利用者を決め、決められたトイレを使うことが望ましく、便器に蓋がある場合は、蓋を閉めてから流す。
- ・ ゴミは各家庭で密閉して廃棄する。（県附属資料5-13 「別紙8-2」参照）
- ・ 洗濯をする際は、家庭ごとを徹底する。

- (2-5-2 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン)
- ・ 受付、掲示板、物資保管場所、手洗い場、トイレ、更衣室、洗濯場、物干し場、ゴミ置き場等の共有エリアにおいては、それぞれ密にならないよう、あらかじめ生活ルールを設定した上で、ルールを掲示板に張り出すなどの周知徹底に努める。

**(2) 衛生環境の確保** (県附属資料5-13 「別紙7」参照)

アルコール消毒液を各部屋の入り口付近に設置する。

消毒は定期的に行うほか、目に見える汚れがある場合は、家庭用洗剤や消毒液(次亜塩酸ナトリウムなど)等を用いて随時行う。

また、頻繁に手を触れる部分(ドアノブ・手すり、蛇口等)やトイレは、こまめな清掃・消毒を徹底する。

**(3) ゴミ処理** (県附属資料5-13 「別紙8-1」参照)

ウイルスが付着している可能性の高いゴミ(使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用)を行った上で、①ゴミに直接触れない、②ゴミ袋をしっかり縛って封をする、③専用区域で発生したゴミは袋を二重にして、一般廃棄物として搬出する。

**3 食事・物資の配布**

食事スペースについては、飛沫感染を防ぐため、食事スペースを設置するのではなく、占有スペース内での食事が望ましい。

食事や物資の配布は、避難者が受け取りに来る方法とし、混雑を避けるため配布場所を複数設けることや、避難エリアごとに時間をずらして配布するほか、受取り場所への移動が困難な要配慮者にとっては、運営スタッフが直接届けるなどの工夫が必要。

ただし、発熱者等、濃厚接触者及び自宅療養者への配布は、対面での受け渡しは行わず、滞在する専用スペース前などに置く方法とする。

**4 健康状態の確認及び保健指導**

**(1) 健康状態の確認**

保健師等は、防護(ガウン、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド又はゴーグル等を着用)を行った上で、定期的に避難者(在宅避難者及び車両避難者等を含む。)を見回り、急病人や体調不良者の把握を行うとともに、避難所内においては、毎日、避難者の体温・体調チェック(県附属資料5-13 「別紙6」参照)を求め、体調不良者等の状況に応じて福祉避難所や医療機関等への手配を行う。

**(2) 保健指導**

ア ソーシャル・ディスタンス維持のため、通常よりも被災者は孤独に陥りがちになることが想定されることから、避難者の相談窓口を開設し心のケアを実施する。

イ 避難者の深部静脈血栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)予防のため、施設管理者と相談の上、定期的な軽い運動を行うスペースや、敷地内のスペースにおいて散歩する場所を確保する。(県附属資料5-13 「別紙9」参照)

**5 在宅避難者や車両避難への支援**

食料や物資等を必要としている場合は、避難所を拠点とした食料や物資等の配布を行うとともに、健康状態の確認・保健指導などの支援を行う。

**6 避難所閉鎖に当たっての対応**

施設管理者や保健所と相談の上、避難所全体の清掃、整理整頓、ゴミ処理、消毒及び換気を実施するなど、原状回復を行った上で閉鎖する。

## 第5章 その他

大規模災害が発生した場合、地域防災計画に基づき、感染対策の専門資格を有する医師・看護師等で構成する「いわて感染制御支援チーム（ICAT）」派遣し、避難所の巡回、感染症発生予防の指導、発生動向調査を実施することとしている。

また、被災地の医療支援体制を確保するため、同計画に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班を派遣し、避難所の医療ニーズに応じて適切な支援を行っていくほか、必要に応じて精神医療チーム（DPAT）を派遣し、精神科医療及び被災者の心のケアをはじめとする精神保健活動の支援を行っていく。

## 2-8-1 防災行政無線設備の整備状況一覧

### 第1 親局、基地局および遠隔制御局 (平成28年3月1日現在)

種別	名称	所在地
親局 (1局)	普代村役場庁舎	普代村 9-13-2
基地局	向野場中継所内	普代村 8-92-7
	白井中継所内	普代村 23-27-3
遠隔制御局 (2局)	普代村漁業協同組合	普代村 9-31-4
	久慈消防署普代分署	普代村 10-8-7

### 第2 拡声子局、車載、携帯無線設置箇所一覧

拡声子局						○携帯無線機 (呼出名称)	
No.	図	子局名	No.	図	子局名		
1	1	堀内漁港	26	T7	役場	1	総務課防災1 防災普代6
2	2	堀内1	27	28	旧役場	2	総務課防災2 防災普代7
3	3	堀内2	28	T8	駅裏	3	総務課防災3 防災普代8
4	T1	まついそ	29	27	普代4	4	住民福祉課 防災普代9
5	4	堀内机	30	26	普代5	5	教育委員会 防災普代10
6	5	堀内3	31	25	向野場	6	普代分署 防災普代11
7	T2	堀内4	32	17	茂市2	7	管理センター 防災普代12
8	7	沢漁港	33	18	茂市1	8	B&G 海洋センター 防災普代13
9	6	堀内5	34	19	茂市3	9	うねとり荘 防災普代14
10	8	堀内6	35	20	芦生	10	診療所 防災普代15
11	9	長途	36	21	芦渡	11	こども園 防災普代16
12	10	白井1	37	22	落合	12	普代小学校 防災普代17
13	11	白井2 (延長有)	38	23	萩牛1	13	普代中学校 防災普代18
14	12	白井3	39	24	萩牛2	○集会施設	
15	T3	白井漁港	40	T9	新港	1	黒崎地域活動拠点施設
16	13	力持浜	41	33	太田名部1 (延長有)	2	太田名部地域活動拠点施設
17	14	力持				3	白井地区漁業研修施設
18	15	不行道	42	32	太田名部2	4	堀内地区漁村センター
19	16	鳥居	43	34	太田名部3	5	鳥居地域活動拠点施設
20	T4	普代1	44	35	前浜 (延長有)	6	芦渡地区多目的集会施設
21	T5	普代2	45	36	沓り浜 (延長有)		
22	29	普代3	46	37	黒崎1		
23	T6	中学校	47	38	黒崎2		
24	31	普代浜	48	39	黒崎3		
25	30	村営住宅	49	40	和の山		

## 2 - 8 - 2 防災資機材の保有状況

## 1 空中消火用資機材

(令和7年4月1日現在)

		岩 手 県		久慈広域連合 消 防 本 部	久慈地区分 合 計
		計	久慈地区空中消 火等補給基地		
散 布 装 置	700ℓ水のう型 (台)	54	6	5	11
	1,800ℓ (台)	4	—	—	—
貯水槽	2,500ℓ (台)	14	—	2	2
	7,000ℓ (台)	2	—	—	—
混 合 機 (台)		12	—	2	2
粉 碎 機 (台)		5	1	—	1
可搬式動力ポンプ (台)		14	—	3	3
ベルトコンベヤー (台)		8	—	—	—
充 電 機 (台)		1	—	—	—
バッテリーボックス (個)		55	6	4	10
ホ ー ス (本)		57	—	4	6
吹 き 流 し (本)		5	—	2	2
化 学 消 火 剤 [エフアール] (缶)		1,796	336	—	336
化 学 消 火 剤 [MAP] (袋)		420	75	45	120
消 火 液 増 粘 剤 [CMC] (袋)		142	25	10	35
着 色 剤 (箱)		—	—	1	1

※エフアールT 1缶=20 kg

MAP 1袋=30kg

CMC 1袋=20kg

## 2 林野火災消火用資機(器)材

(令和5年12月31日現在)

	普代村	久慈広域連 合消防本部	県北広域 振興局	三陸北部 森林管理署 久慈支署	合 計
可搬式散水装置 (台)	30	83	258(244)	19	401
軽可搬消防ポンプ (台)	—	—	1( 1)	2	3
山林防災スプレーヤー (台)	—	—	2( 2)	—	2
移動用水槽 (台)	1	2	6( 6)	2	11
布製バケツ (個)	10	—	71( 71)	27	108
チェーンソー (台)	—	11	—( —)	3	14
刈払機 (台)	—	—	—( —)	8	8
スコップ (丁)	12	84	63( 63)	53	212
唐 鋏 (丁)	9	—	59( 59)	101	169
小型動力ポンプ (台)		4	—( —)	—	4

※ ( ) 内は岩手県所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

## 2-13-1 ダムの現況

1	ダ	ム	名	普代ダム
2	水	系	名	大沢川
3	河	川	名	大沢川
4	位		置	普代村 5-28-4
5	ダ	ム	緒	元
			(1)	堤高 37.3m
			(2)	堤頂長 97m
			(3)	堤体積 42,000 m <sup>3</sup>
			(4)	型式 重力式コンクリート
6	貯	水	池	
			(1)	集水面積 6.6 m <sup>2</sup>
			(2)	湛水面積 13ha
7	貯	水	容	量
			(1)	総量 1,130,000 m <sup>3</sup>
			(2)	有効量 930,000 m <sup>3</sup>
8	目		的	
			(1)	治水
			(2)	灌漑

## 2-13-2 砂防指定地及び砂防施設一覧

(平成 31 年 3 月 14 日)

溪流名	位置	砂防施設の種類	指定年月日
深渡川	普代・柏木平地区	堰 堤	昭和 36 年 12 月 8 日
太田名部沢	普代・太田名部地区	堰 堤	昭和 42 年 3 月 31 日
沢川	普代・沢向地区	堰 堤	昭和 62 年 2 月 12 日
普代の沢	普代・第 13 地割	堰 堤	平成 31 年 3 月 14 日

## 2-13-3 雨量、水位観測施設一覽

### 1 雨量観測箇所(気象観測施設)

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高 (m)	過去最大日雨量		種 別
					日雨量	起 因	
気 象 庁	普 代	普代村簡易 水道水源地	普代村第 13 地割 字普代 65-3	8	290	H18. 12. 27	地域雨量観測所
久慈広域連合 消 防 本 部	久慈消防署	久慈消防署	久慈市長内町 29-21-1	4	220	H. 21. 10. 8	雨量観測所

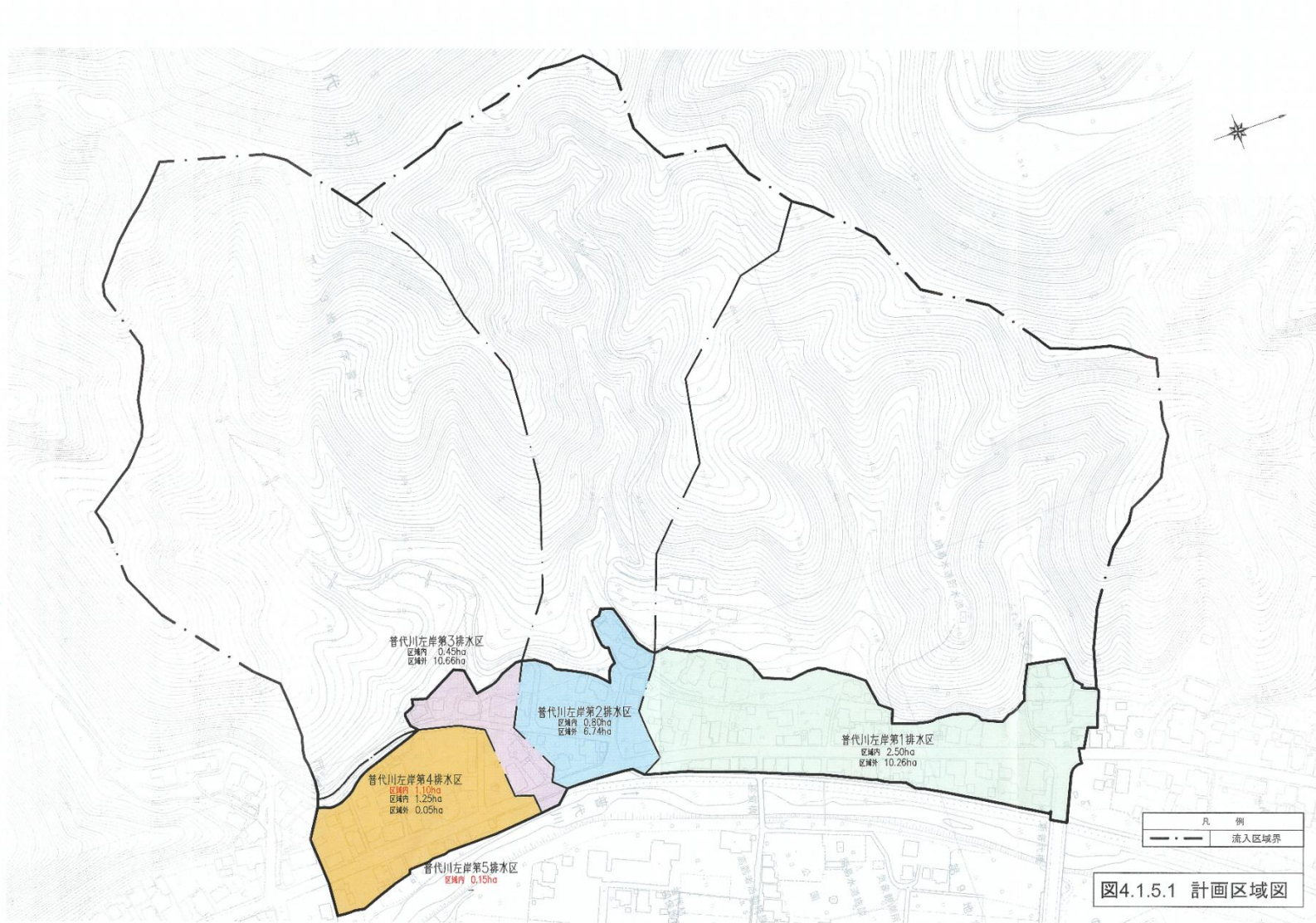
### 2 水位観測箇所(水位観測施設)

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	水防団 待機 水位 (m)	はん濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	堤防 上端高 (m)	量水標0点 (TP高) (m)	過去最大	
									水位	起因
岩手県 (久慈地方振興局)	普代川	普代川	普代	1.2	1.5	1.5	3.0			

## 2-13-4 湛水防除事業の実施計画

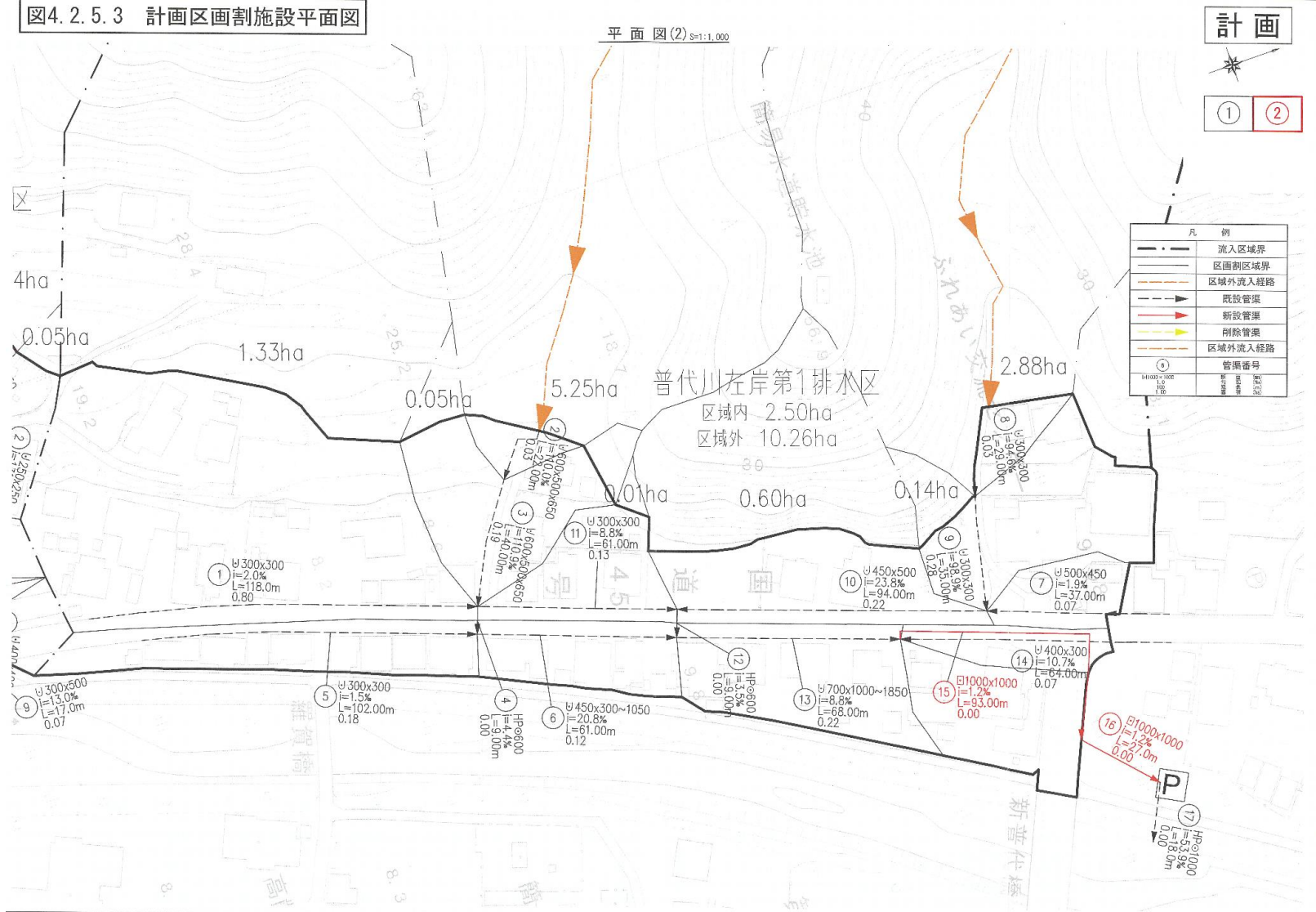
### 1 普代村第13地割字普代地内(国道45号沿い、普代川河川流域)

【計画区域図】



【計画区画割施設平面図】

図4.2.5.3 計画区画割施設平面図



## 2-13-5 河川水門一覧

設置機関	水門	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備 考
岩手県	1	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	2	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	3	普代川	普代川	新普代橋	フラップ		
岩手県	4	普代川	普代川	上普代	フラップ		
岩手県	5	普代川	普代川	上普代2	フラップ		
岩手県	6	普代川	茂市川	普代	フラップ		

## 2-13-6 河川水門管理要綱

### (要 旨)

**第1** この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

### (管理の原則)

**第2** 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

### (河川水門の管理の委託)

**第3** 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の捜査の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 99 条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

### (知事の管理事項)

**第4** 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれ大きいと認められるときは、関係市町村及び法第 26 条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務体制をとるよう通知すること。
  - ア 気象予報または気象警報が発令された場合
  - イ 著しい降雨または融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
  - ウ 河川の水位または潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

### (市町村の管理事項)

**第5** 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところによる、河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持または操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
  - イ 毎年度 3 回（原則として、6 月、8 月及び翌年 3 月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7 月、11 月及び翌年 3 月とする。）以上、河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第 1 号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務体制に入るものとする。

- ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合
    - (ア) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
    - (イ) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - イ 次に掲げる水防活動の利用に適合する予報又は警報が発令された場合
    - (ア) 水防活動用気象注意報、水防活動用高潮注意報、水防活動用洪水注意報
    - (イ) 水防活動用気象警報、水防活動用高潮警報、水防活動用洪水警報
  - ウ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
  - エ 河川の水位が警報水位に達した場合
  - オ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - カ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
  - キ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務体制における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。
  - イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
  - ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
  - エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務体制に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務体制を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管地方振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
  - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管地方振興局長に報告すること。
    - (ア) 河川水門の試運転をしたとき
    - (イ) 河川水門の異常を発見したとき
    - (ウ) 警戒勤務体制に入ったとき
    - (エ) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき
    - (オ) 警戒勤務体制を解除したとき
- (7) 前号イ(ア)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

(情報連絡)

**第6** 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

**第7** 知事は、国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市長村長の管理する河川に設置されている河川水門及び第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるよう協力を求めるものとする。

様式第 1 号

河 川 水 門 巡 視 記 録			
検 印			
年 月 日	巡視者職氏名		
天 候	気 温		
巡 視 状 況	概 要		
	水門、樋門及び樋管	河川名及び設置場所	状 況 及 び 措 置

様式第2号

第 号  
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 ㊟

年度河川水門管理体制（変更）報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管 理 操 作 責任者住所 氏 名	管 理 操 作 担当者住所 氏 名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告すること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 ㊟

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号イ(7)の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型式	開閉 方法	門数	試 運 転 の 年 月 日	試運転の結果及び施設の 異常の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異常の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

## 2-15-1 海岸保全区域要指定延長

(令和5年4月1日)

所管別	海岸線 延長 (m)	要保全海岸 延長 (m)	海岸保全区域 延長 (m)	要指定 延長 (m)	備考
国土交通省 河川局			1,261		太田名部 (普代浜)
水産庁			140		堀内
計			1,401		

※延長に重複区間を含む。

## 2-15-2 海岸防潮堤一覧

(令和4年3月31日現在)

所管別	地区名	堤防延長 (m)	堤高 (T P) (m)	門扉		摘要 (設置機関)
				水門	扉門	
国土交通省 水管理・国土 交保全局	宇留部地区	1,566	5.50 15.50	2	3	県
	太田名部地区	155	15.50	1	1	県
国土交通省 港湾局						
水産庁						
農林水産省 農村振興局						

## 2-15-3 海岸水門一覧

設置 機関	水門名	設置場所	開閉方式	管理担当 消防団
岩手県	普代水門	宇留部地区	シェルローゲート	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(右岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(左岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	宇留部水門	宇留部地区	マイター両開き	第1分団1部
岩手県	太田名陸閘	明神地区	マイター両開き	第3分団
岩手県	太田名部水門	明神地区	フラップ2連	第3分団

## 2-15-4 海岸水門管理要綱

### (要 旨)

**第1** この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設定されている水門及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理の原則)

**第2** 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるように維持管理されなければならない。

### (水門等の管理の委託)

**第3** 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

### (海岸管理者の管理事項)

**第4** 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

### (市町村の管理事項)

**第5** 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
  - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
  - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回(原則として、7月、11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。

### (警戒勤務)

**第6** 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。
  - (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
  - (3) 海水に著しい変動があったとき。
  - (4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。
  - (5) 海岸管理者から指示されたとき。
- 2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
  - (2) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
  - (3) 津波の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は、避難を優先すること。

(警戒勤務の解除)

**第7** 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

(報 告)

- 第8** 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。
- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
  - 3 委託を受けた市町村は、第5第3号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該試験運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

様式第1号

海岸水門等巡視記録

年	月	日	巡視者 氏名 :
---	---	---	----------

巡 視 状 況	水門又は樋門名	設 置 場 所	状 況	

※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。  
 1：障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖ができるように対応した。  
 2：障害の状況を施設管理者へ連絡した。  
     (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名 )  
 3：その他 (以下の状況を記載のこと)

様式第2号

第 号  
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

年度海岸水門等管理体制(変更)報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第8第1項(第2項)の規定により報告します。

水門又は 樋 門 名	設置 場所	型式	開閉 方法	門 数	管理操作 責任者住所 氏 名	管理操作 担当者住所 氏 名	試運転予定 年月日その 他管理方法

## 2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(令和5年3月31日)

所 管 別		区 分		箇所数 (箇所)	保全対象人家 (戸)
国土交通省 (土砂災害警戒区)		地すべり		—	—
		急傾斜地の崩壊		42	—
		土石流		33	—
		計		75	—
林野庁	国 有 林	地すべり危険箇所		—	—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	—	—
			流出崩壊	—	—
			計	—	—
	民 有 林	地すべり危険箇所		—	—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	12	230
			流出崩壊	46	753
			計	58	983
農林水産省		地すべり危険箇所		—	—

## 2-16-2 土砂災害警戒区域 (土石流) 一覧

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
1	A042008	沢向の沢	下閉伊郡	普代村	第 19 地割字 白井	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
2	A052016	茂市の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第 25 地割字 卯子酉	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
3	A052101	落合の沢	下閉伊郡	普代村	第 11 地割字 柏木平	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
4	A042007	堀内の沢	下閉伊郡	普代村	第 21 地割字 堀内	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
5	A043002	普代の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第 13 地割字 普代	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
6	A043003	普代の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第 13 地割字 普代	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
7	A043011	普代の沢(11)	下閉伊郡	普代村	第 15 地割字 堤	岩手県告示第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
8	A043012	普代の沢(12)	下閉伊郡	普代村	第 15 地割字 堤	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
9	A043013	普代の沢(13)	下閉伊郡	普代村	第 14 地割字 宇留部	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26
10	A043014	普代の沢(14)	下閉伊郡	普代村	第 14 地割字 宇留部	岩手県告示 第 145 号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第 287 号	R4. 4. 26

## (資料編 2-16-2 土砂災害警戒区域(土石流) 一覧)

11	A053011	普代の沢(15)	下閉伊郡	普代村	第13地割字 普代	岩手県告示 第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第287号	R4. 4. 26
12	A053012	普代の沢(16)	下閉伊郡	普代村	第13地割字 普代	岩手県告示 第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示 第287号	R4. 4. 26
13	A043009	普代の沢(9)	下閉伊郡	普代村	第15地割字 堤	岩手県告示 第620号	H28. 7. 15
14	B043101	普代の沢(18)	下閉伊郡	普代村	第15地割字 堤	岩手県告示 第620号	H28. 7. 15
						岩手県告示 第287号	R4. 4. 26
15	B043103	太田名部の沢 (2)	下閉伊郡	普代村	第8地割字 太田名部	岩手県告示 第620号	H28. 7. 15
						岩手県告示 第287号	R4. 4. 26
16	A043001	普代の沢	下閉伊郡	普代村	第13地割字 普代	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
17	A043005	普代の沢(5)	下閉伊郡	普代村	第7地割字 明神	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
18	A043006	普代の沢(6)	下閉伊郡	普代村	第7地割字 明神	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
19	A043007	普代の沢(7)	下閉伊郡	普代村	第14地割字 宇留部	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
20	A043008	普代の沢(8)	下閉伊郡	普代村	第14地割字 宇留部	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
21	A043010	普代の沢(10)	下閉伊郡	普代村	第15地割字 堤	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
22	A043015	力持の沢	下閉伊郡	普代村	第24地割字 鳥居	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
23	A043016	力持の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第16地割字 天拝坂	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
24	A043017	太田名部の沢	下閉伊郡	普代村	第8地割字 太田名部	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
25	A052014	萩牛の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第30地割字 萩牛	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26
26	B042107	北の股の沢	下閉伊郡	普代村	第26地割字 北の股	岩手県告示 第237号	R3. 3. 26

## (資料編 2-16-2 土砂災害警戒区域(土石流) 一覧)

27	B042108	鳥居の沢	下閉伊郡	普代村	第 24 地割字 鳥居	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
28	B043102	普代の沢(17)	下閉伊郡	普代村	第 8 地割字 太田名部	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
29	B052101	茂市の沢(4)	下閉伊郡	普代村	第 25 地割字 卯子西	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
30	B053101	上普代の沢	下閉伊郡	普代村	第 12 地割字 中村	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
31	J052104	茂市の沢	下閉伊郡	普代村	第 31 地割字 南股	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
32	J052105	茂市の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第 31 地割字 南股	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26
33	J053102	普代の沢(19)	下閉伊郡	普代村	第 10 地割字 羅賀	岩手県告示 第 237 号	R3. 3. 26

## 2-16-3 山地災害危険箇所一覽

(令和 5 年 3 月 31 日)

## 山腹崩壊危険地区一覽表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (ha)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割字堀内	C	1	2	無
49-2	普代村 14 地割字宇留部	A	3	5	概成
49-3	普代村 7 地割字明神	B	2	-	概成
49-4	普代村 14 地割字宇留部	A	2	17	概成
49-5	普代村 7 地割字明神	A	1	25	概成
49-6	普代村 7 地割字明神	A	2	18	概成
49-7	普代村 8 地割字太田名部	A	4	62	概成
49-8	普代村 7 地割字明神	A	2	82	概成
49-9	普代村 19 地割字白井	B	1	3	概成
49-10	普代村 6 地割字中山	A	1	13	概成
49-11	普代村 19 地割字白井	B	1	1	無
49-12	普代村 20 地割字馬場野	B	1	2	無
			計	230	

## 崩壊土砂危険地区一覽表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (ha)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割字堀内	B	1.36	10	概成
49-2	普代村 21 地割字堀内	B	0.11	55	無
49-3	普代村 21 地割字堀内	B	5.35	84	概成
49-4	普代村 21 地割字堀内	C	1.11	-	概成
49-5	普代村 21 地割字堀内	C	2.12	-	概成
49-6	普代村 22 地割字沢向	C	4.46	-	概成
49-7	普代村 19 地割字白井	B	0.07	14	無
49-8	普代村 16 地割字天拝坂	B	0.02	14	概成
49-9	普代村 17 地割字野胡桃	C	0.18	3	無
49-10	普代村 7 地割字明神	B	3.69	38	概成
49-11	普代村 17 地割字野胡桃	C	0.24	3	概成
49-12	普代村 14 地割字宇留部	C	0.42	1	無
49-13	普代村 24 地割字鳥居	A	1.3	53	無
49-14	普代村 25 地割字卯子酉	C	0.37	5	無

## (資料編 2-16-3 山地災害危険箇所一覽)

49-15	普代村 26 地割字北の股	C	0.1	1	無
49-16	普代村 26 地割字北の股	C	0.04	1	無
49-17	普代村 26 地割字北の股	C	0.55	3	無
49-18	普代村 28 地割字芦生	C	0.1	-	無
49-19	普代村 28 地割字芦生	A	1.01	24	無
49-20	普代村 28 地割字芦生	A	1.69	9	無
49-21	普代村 15 地割字堤	C	0.21	1	一部概成
49-22	普代村 14 地割字宇留部	B	1.49	2	概成
49-23	普代村 14 地割字宇留部	A	0.08	1	無
49-24	普代村 13 地割字普代	B	0.04	60	無
49-25	普代村 13 地割字普代	B	0.07	30	無
49-26	普代村 13 地割字普代	B	0.07	35	概成
49-27	普代村 13 地割字普代	A	0.14	46	無
49-28	普代村 8 地割字太田名部	A	0.32	29	概成
49-29	普代村 8 地割字太田名部	A	0.46	46	概成
49-30	普代村 10 地割字羅賀	C	0.61	4	概成
49-31	普代村 11 地割字柏木平	B	0.35	1	無
49-32	普代村 11 地割字柏木平	B	0.31	-	無
49-33	普代村 8 地割字太田名部	C	1.4	2	概成
49-34	普代村 5 地割字上の山	C	3.77	-	無
49-35	普代村 5 地割字上の山	C	3.56	-	概成
49-36	普代村 4 地割字和野山	C	0.19	-	一部概成
49-37	普代村 3 地割字黒崎	C	0.74	1	概成
49-38	普代村 3 地割字黒崎	C	0.07	-	概成
49-39	普代村 2 地割ネダリ浜	C	0.25	-	概成
49-40	普代村 12 地割字中村	C	1.94	1	概成
49-41	普代村 27 地割字茂市	B	0.49	14	一部概成
49-42	普代村 30 地割字萩牛	A	0.92	36	一部概成
49-43	普代村 31 地割字南股	B	1.62	-	概成
49-44	普代村 13 地割字普代	A	0.32	57	概成
49-45	普代村 17 地割字野胡桃	A	0.97	35	一部概成
49-46	普代村 8 地割字太田名部	A	0.71	34	概成
			計	753	

## 2-16-4 土砂災害警戒区域 (急傾斜) 一覽

番号	個所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	043A0645	普代(1)	第 13 地割字普代	岩手県告示第 794 号	H20. 11. 21
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
2	043A0646	普代(2)	第 13 地割字普代	岩手県告示第 794 号	H20. 11. 21
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
3	043A1001	普代	第 7 地割字明神	岩手県告示第 794 号	H20. 11. 21
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
4	053A1001	上普代	第 12 地割字中村	岩手県告示第 794 号	H20. 11. 21
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
5	053D1001	上普代-3	第 12 地割字中村	岩手県告示第 794 号	H20. 11. 21
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
6	043D1001	普代二	第 13 地割字普代	岩手県告示第 145 号	H22. 2. 19
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
7	043E1002	普代-5	第 15 地割字堤	岩手県告示第 145 号	H22. 2. 19
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
8	043E1003	普代-6	第 15 地割字堤	岩手県告示第 145 号	H22. 2. 19
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
9	053A1002	普代-9	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 218 号	H24. 3. 30
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
10	043A0652	大沢(1)	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 218 号	H24. 3. 30
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
11	043A0648	太田名部(1)	第 7 地割字明神	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
12	043A0649	太田名部(2)	第 7 地割字明神	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
13	043A0650	太田名部(3)	第 7 地割字明神	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
14	043A0653	大沢(2)	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
15	043B1003	太田名部	第 7 地割字明神	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
16	043B1004	太田名部 -1	第 6 地割字中山	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
17	043B1006	太田名部 -3	第 6 地割字中山	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26

## (資料編 2-16-4 土砂災害警戒区域(急傾斜地) 一覧)

18	043D0651	太田名部(4)	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
19	053B1003	普代-4	第 13 地割字普代	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
20	053B1004	上普代-1	第 12 地割字中村	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
21	053B1006	普代-8	第 13 地割字普代	岩手県告示第 838 号	H29. 11. 24
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
22	042B1005	沢向	第 21 地割字堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
23	042B1005	不行道	第 16 地割字天拝坂	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
24	042B1007	白井	第 23 地割字小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
25	042D1001	沢向-1	第 20 地割字馬場野	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
26	042E1003	堀内	第 21 地割字堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
27	042E1004	長途	第 23 地割字小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
28	042E1005	長途-1	第 23 地割字小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
29	042E1007	堀内机	第 21 地割字堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
30	042E1007	堀内-1	第 21 地割字堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
31	043A0647	宇留部	第 14 地割字宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
32	043A1002	普代-1	第 14 地割字宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
33	043A1003	普代-7	第 14 地割字宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
34	043B1001	力持	第 17 地割字野胡桃	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
35	043B1005	太田名部 -2	第 5 地割字上の山	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
36	043E1001	力持-1	第 16 地割字天拝坂	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26

## (資料編 2-16-4 土砂災害警戒区域 (急傾斜地) 一覽)

37	052B2001	芦渡	第 29 地割字芦渡	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
38	052B2002	萩牛	第 30 地割字萩牛	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
39	052E2001	茂市	第 27 地割字茂市	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
40	052E2002	萩牛-1	第 30 地割字萩牛	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
41	053B1002	普代-3	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
42	053B1005	上普代-2	第 10 地割字羅賀	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26

## 2-17-1 消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況

応援協定名	応援協定締結団体名	締結年月日
宮古、下閉伊地区 消防相互応援協定	宮古市 (旧宮古市、旧田老町、旧新里村、旧川井村) 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	昭和 41 年 9 月 19 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定	久慈市 (旧久慈市、旧山形村) 洋野町 (旧種市町、旧大野村) 野田村 普代村	昭和 62 年 4 月 1 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定変更消防 相互応援協定	久慈市 洋野町 野田村 普代村	平成 18 年 12 月 15 日

## 2-17-2 消防力一覧

(令和7年4月1日現在)

区 分	普代分署	普 代 村 消 防 団						合計	
		本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団		第6分団
消 防 職 員	15							15人	
消 防 団 員		7	39	14	18	13	14	121人	
水 槽 付 ポ ン プ 車	1		1					1 (1)	
普 通 ポ ン プ 車			1	1	1			3	
小型ポンプ 積 載 車			1		1	1	1	2	6
小型ポンプ		2							2
資 機 材 搬 送 車		1							1
高 規 格 救 急 車	1								(1)
指 令 車		1							1
防災活動車		1							1

注 合計 ( ) は常備消防貸与分

## 2-20-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

### 1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

**第1条** この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

**第2条** この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の業務)

**第3条** 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

**第4条** 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
  - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
  - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
  - (3) 山田地区（山田町）
  - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
  - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

- 7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会 議)

**第5条** 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

**第6条** 会員は、排出油等防除に必要な次の資料(4月1日現在のもの)を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3) その他、必要な事項

(訓練等)

**第7条** 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

**第8条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

**第9条** 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既の実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ確かな防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

- 2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。
- 3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む)、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

**第10条** 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

**第11条** 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

**第12条** 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(資料編 2-20-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況)

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

**第 13 条** 協議会は、海防法第 4 3 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第 4 3 条の 5 第 1 項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協 議)

**第 14 条** この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶 務)

**第 15 条** 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

附 則

- 1 この会則は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成 10 年 1 月 28 日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成 20 年 3 月 5 日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成 26 年 3 月 31 日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成 27 年 3 月 31 日）から施行する。

## 別 紙

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会員名簿

令和 4 年 4 月 1 日現在

- 1 国の関係機関  
釜石海上保安部  
八戸海上保安部  
宮古海上保安署  
東北地方整備局釜石港湾事務所
- 2 県の関係機関  
岩手県復興防災部  
県北広域振興局  
沿岸広域振興局
- 3 県の漁業団体  
岩手県漁業協同組合連合会  
岩手県漁船保険組合
- 4 久慈地区  
八戸海上保安部(久慈港流出油等災害対策協議会事務局)  
東北地方整備局釜石港湾事務所 久慈港事務所  
岩手県復興防災部  
岩手県農林水産部  
岩手県県土整備部  
岩手県県北広域振興局 水産部  
岩手県県北広域振興局 土木部  
岩手県漁業協同組合連合会  
日本船舶保険組合 岩手県支所  
久慈警察署  
久慈市

洋野町

野田村

久慈広域連合消防本部

野田村漁業協同組合

久慈市漁業協同組合

小子内浜漁業協同組合

洋野町漁業協同組合

種市漁業協同組合

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所

日本地下石油備蓄株式会社 久慈事業所

久慈港運株式会社

宮城建設株式会社

五洋建設株式会社 久慈工事事務所

東亜建設工業株式会社 久慈工事事務所

北日本造船株式会社 久慈工場

## 5 宮古地区

宮古海上保安署(宮古港流出油災害対策協議会事務局)

東北地方整備局釜石港湾事務所宮古港出張所

東北運輸局岩手運輸支局

岩手県復興防災部

岩手県農林水産部

岩手県県土整備部

岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター

岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター

岩手県漁業協同組合連合会

日本漁船保険組合 岩手県支所

宮古警察署

宮古市

岩泉町

田野畑村

普代村

宮古地区広域行政組合 宮古消防署

宮古漁業協同組合

重茂漁業協同組合

田老町漁業協同組合

小本浜漁業協同組合

田野畑村漁業協同組合

普代村漁業協同組合

株式会社アベキ 宮古営業所

カメイ株式会社 三陸支店

株式会社塩釜商店 宮古支店

海洋曳船株式会社

宮古港湾運送株式会社

岩手県小型船安全協会

大阪建設株式会社

株式会社本間組 岩手営業所

株式会社佐賀組 宮古営業所  
陸中建設株式会社  
宮古港水先人

6 山田地区

釜石海上保安部  
岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター  
岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター  
山田町  
宮古地区広域行政組合 山田消防署  
山田町消防団  
山田漁業協同組合連合会 (岩手県水難救済会山田救難所)  
三陸やまだ漁業協同組合  
船越湾漁業協同組合  
株式会社サカモト  
有限会社最上商店  
三浦石油店  
株式会社尾半商店

7 釜石地区

釜石海上保安部(釜石港流出油等災害対策協議会事務局)  
東北地方整備局釜石港湾事務所  
岩手県沿岸広域振興局 水産部  
岩手県沿岸広域振興局 土木部  
岩手県漁業取締事務所  
海洋曳船株式会社  
釜石警察署  
釜石市  
釜石大槌地区行政事務組合消防本部  
釜石湾漁業協同組合 (岩手県水難救済会釜石救難所)  
釜石市漁業協同組合連合会  
岩手県オイルターミナル株式会社  
株式会社アベキ 釜石営業所  
カメイ株式会社 釜石支店  
北日本石油株式会社 釜石販売支店  
三陸興産株式会社  
日鐵住金物流釜石株式会社  
新日鐵住金株式会社 棒線事業部釜石製鐵所  
釜石水先区水先人会  
釜石港安全衛生推進協議会  
釜石東部漁業協同組合  
唐丹町漁業協同組合  
東亜建設工業株式会社 釜石工事事務所  
東洋建設株式会社 岩手営業所  
五洋建設株式会社 岩手営業所  
若築建設株式会社 岩手営業所  
株式会社及川工務店  
あおみ建設株式会社 岩手営業所

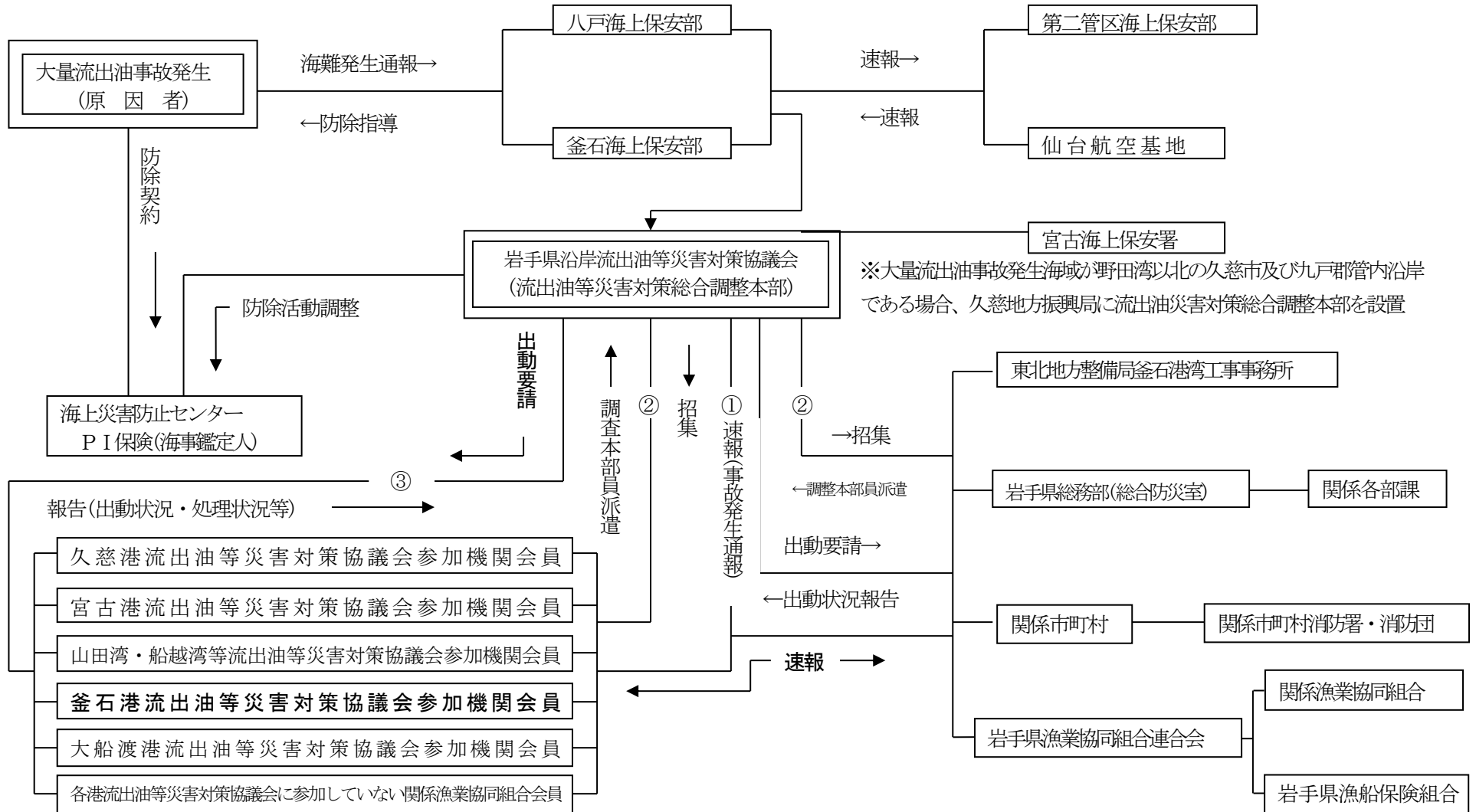
みらい建設工業株式会社 岩手営業所  
株式会社山元  
株式会社佐賀組 釜石営業所  
株式会社小澤組  
新光建設株式会社  
釜石レミコン株式会社  
大槌町  
新おおつち漁業協同組合

8 大船渡陸前高田地区

釜石海上保安部  
岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター  
岩手県沿岸広域振興局 大船渡土木センター  
大船渡警察署  
大船渡市  
大船渡地区消防組合消防本部  
大船渡市漁業協同組合  
カメイ株式会社 大船渡油槽所  
株式会社塩釜商会 大船渡支店  
全国漁業協同組合連合会大船渡油槽所  
気仙郡漁業協同組合連合会  
株式会社八木又商店  
太平洋セメント株式会社 大船渡工場  
東北汽船港運株式会社  
山和商店有限会社  
東海運株式会社 大船渡営業所  
りんかい日産建設株式会社 岩手営業所  
株式会社佐藤組  
株式会社菊池組  
株式会社明和土木  
陸前高田市  
吉浜漁業協同組合  
越喜来漁業協同組合  
綾里漁業協同組合  
広田湾漁業協同組合

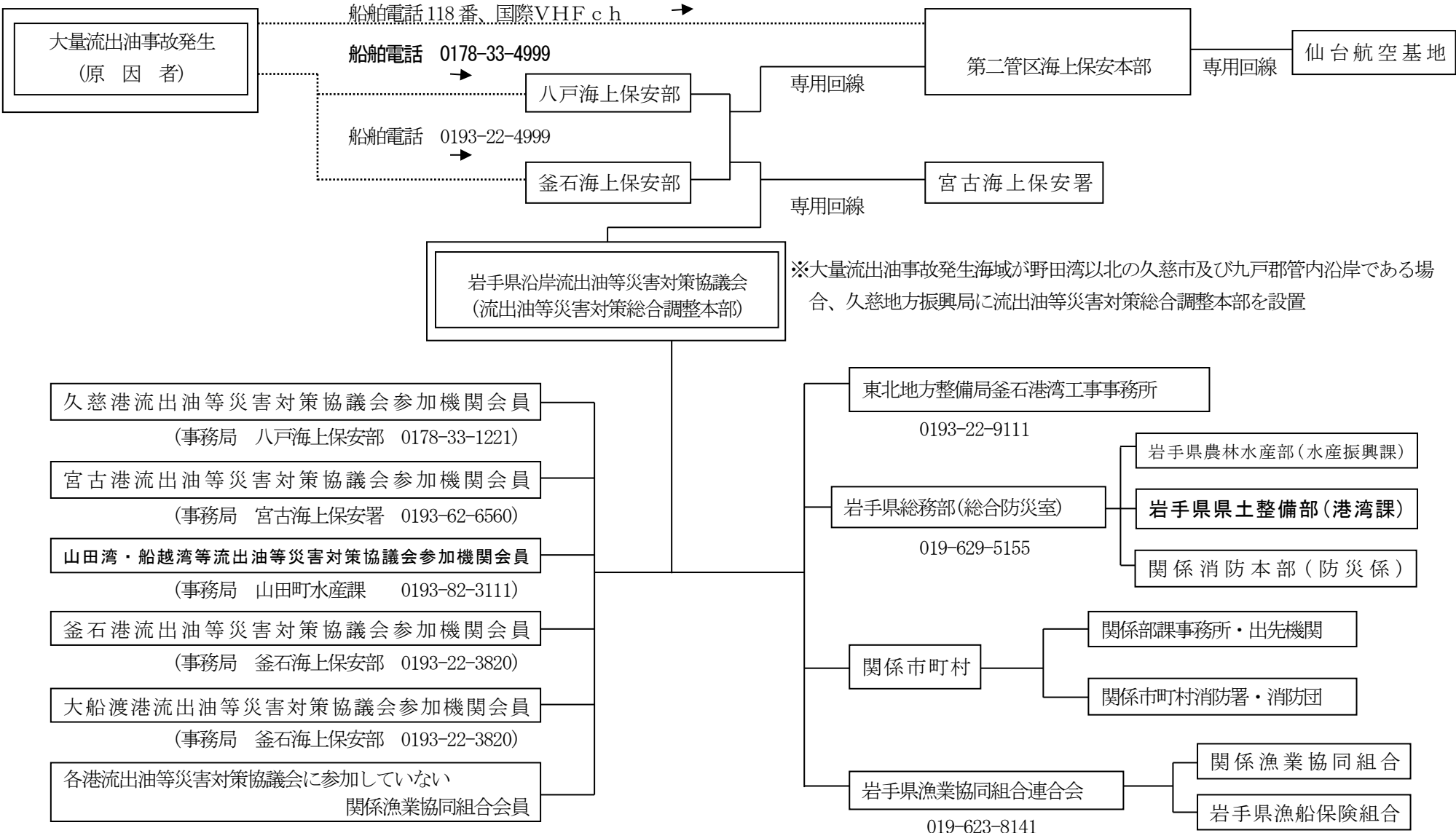
別図 1

### 防 除 体 制 概 念 図



別図2

連 絡 系 統 図



## 2-20-2 流出油防除資機材の保有状況

(令和4年4月1日現在)

岩手県沿岸流出油災害 対策協議会宮古地区会員	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kℓ)	連絡先
宮古海上保安署		0.18	30.5		0193-62-6560
東北地方整備局 釜石港湾事務所宮古事務所		0.072	71		0193-62-3500
東北運輸局岩手運輸支局					019-638-2154
岩手県復興防災部					019-629-5556
岩手県農林水産部					019-629-5819
岩手県県土整備部					019-629-5912(昼) 019-629-9130(夜)
岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター					0193-64-2216
岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	600	0.18	379	0.63	0193-64-2221
岩手県漁業協同組合連合会					019-623-8141
日本漁船保険組合 岩手県支所					019-622-2928
宮古警察署					0193-64-0110
宮古市	1,560		50		0193-62-2111
岩泉町	40		100		0194-22-2111
田野畑村	100	108	50		0194-34-2111
普代村					0194-35-2111
宮古地区広域行政組合 消防本部 宮古消防署	60	0.03	22.5 10枚		0193-62-5533
宮古漁業協同組合		0.02	10		0193-62-1234
重茂漁業協同組合		0.09	447枚		0193-68-2010
小本浜漁業協同組合	60	0.018	20		0194-32-3215
田野畑村漁業協同組合	60	0.02	135枚		0194-33-2311
普代村漁業協同組合	85	0.27	360		0194-35-3111
株式会社アベキ 宮古営業所	50	0.09	48		0193-62-5515
カメイ株式会社 三陸支店	40		10		0193-62-3611

## (資料編 2 - 20 - 2 流出油防除資機材の保有状況)

株式会社塩釜商会 宮古支店	30	0.01	16		0193-62-5055
海洋曳船株式会社	100	0.144	102		0193-87-2273
宮古港湾運送株式会社					0193-65-3501
岩手県小型船安全協会					
大阪建設株式会社	120	0.1	186		0193-62-2305
株式会社本間組岩手営業所			15		0193-62-6478
株式会社佐賀組宮古営業所	50	0.075	300 枚		0193-63-3068
陸中建設株式会社					0193-62-3467
宮古港水先人					
合 計	2,955	109.299	1,470 892 枚	0.63	

### 3 - 1 - 1 普代村災害警戒本部設置要領 (昭和 62 年 10 月 3 日 告示第 17 号)

[最終改正 平成 23 年 10 月 1 日]

(目的)

**第 1** この要領は、気象予警報が発せられ、又は地震若しくは長雨等による地面現象災害が発生するおそれがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、普代村災害警戒本部(以下「災害警戒本部」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

**第 2** 災害警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報、(海上に対する濃霧警報及び風警報を除く。)又は津波注意報が発せられたとき。
- (2) 村の区域内に震度 4 以上の地震が発生し、若しくは長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において村長が必要と認めたとき。

(所掌事務)

**第 3** 災害警戒本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 気象警報等の受領及び関係機関への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係機関への伝達に関すること。
- (3) 村内各地域の気象等に関する状況及び被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) 村内の警戒、巡視活動状況の把握に関すること。
- (5) その他情報の収集に関し必要な事項

(組織)

**第 4** 災害警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は、副村長を、副本部長は総務課長をもって充てる。
- 3 本部員は、課長の職にある者のうちから状況に応じて本部長が指名する。
- 4 本部職員は、本部員の所属する課の職員のうちから本部長が指名する。

(本部長及び副本部長)

**第 5** 本部長は、部務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6** 災害警戒本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

(本部の事務)

**第 7** 災害警戒本部の事務は、総務課において行う。

(災害警戒本部の廃止)

**第 8** 村長は災害警戒本部が設置されたとき、又は災害が発生するおそれがなく災害警戒本部を継続して設置する必要がないと認めたときは災害警戒本部を廃止する。

(補則)

**第9** この要領に定めるもののほか、災害警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、昭和 62 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

### 3 - 1 - 2 普代村災害対策本部条例 (昭和 38 年普代村条例第 8 号)

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、普代村災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第 2 条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第 3 条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第 4 条** 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 - 1 - 3 普代村災害対策本部規程

(平成 23 年普代村訓令第 2 号)

[制定 平成 23 年 3 月 3 日]

改正

令和 5 年 11 月 1 日訓令第 2 号

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、普代村災害対策本部条例(昭和 38 年普代村条例第 8 号)第 4 条の規定により、普代村災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織等)

**第 2 条** 本部は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 部及び班
- (2) 緊急初動特別班
- (3) 現地災害対策本部
- (4) 調査班及び現地作業班

2 本部の事務所は、普代村役場内に置く。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

**第 3 条** 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副村長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 普代村行政組織規則(平成 6 年普代村規則第 4 号)第 5 条に規定する課等の長及び第 16 条(1)、(2)、(6)、(7)を除く。)に規定する出先機関の所長等
- (2) 会計管理者
- (3) 普代村教育委員会行政組織規則(平成 49 年教育委員会規則第 2 号)第 8 条に規定する教育次長
- (4) 議会事務局長
- (5) 選挙管理委員会書記長
- (6) 農業委員会事務局長

3 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、村の職員のうちから本部員を指名することがある。

4 本部長に事故あるときに、副本部長がその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

- 第 1 順位 副村長
- 第 2 順位 教育長

5 本部長及び副本部長に事故があるときは、総務部長が本部長の職務を代理する。

(本部員会議)

**第 4 条** 本部長は、災害応急対策の総合的な方針決定並びに各部において実施する災害応急対策の連絡及び調整を行うため、必要に応じて、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、審議事項の内容に応じ、副本部長のほか、一部の本部員のみによる会議を招集し、場合によっては副本部長及び本部員以外の職員並びに外部の関係機関の者を会議に出席させることがある。

(部)

**第5条** 本部に、別表第1に掲げる部を置く。

- 2 部に、部長及び副部長を置き、部長にあつては別表第1の中欄に掲げる職にある者を、副部長にあつては同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

**第6条** 部に、別表第2の第2欄に掲げる班を置く。

- 2 班に班長を置き、別表第2の第3欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 班長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、班の事務を掌理する。
- 4 部内の各班に属する班員は、当該部の部長が別表第2の第4欄に掲げる職員のうちから指名する。

(部及び班の分掌事務)

**第7条** 部及び班の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(本部連絡員)

**第8条** 本部に、本部連絡員を置き、各部長が当該部内の職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達、各部間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

(部の運営)

**第9条** この訓令に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(緊急初動特別班)

**第10条** 大規模な災害が発生した場合における初動体制の確立を図るため、本部に緊急初動特別班を置く。

- 2 緊急初動特別班は、本部の体制が整うまでの間、次の事務を行う。
  - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
  - (2) 災害応急対策の実施に関すること。
  - (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
  - (4) その他本部長が特に命じること。
- 3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が指名する。
- 4 緊急初動特別班の構成及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(調査班)

**第11条** 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害の状況を災害現地において調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、総務部長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(現地災害対策本部)

**第12条** 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため特に必要があると認める

ときは、災害地に現地災害対策本部(「現地本部」という。)を置く。

2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
- (2) 現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
- (3) 県その他の関係機関との連絡に関すること。
- (4) その他本部長が特に命じること。

(現地作業班)

**第13条** 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、医療班、防疫班その他の現地作業班を設け、災害地に派遣する。

2 現地作業班は、災害地における救護の実施、防疫の指導、その他の応急対策の実施又は指導に当たる。

3 現地作業班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、所管部長がそれぞれ指名する。

(配備体制)

**第14条** 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備職員の範囲
警戒配備	ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、(海上に対するものを除く。)洪水警報又は津波注意報が発表され、若しくは、大規模な火災、爆発等により、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表された場合 (ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報 (ウ) 波浪特別警報 ウ 土砂災害警戒情報が発表された場合 エ 津波警報が発表された場合 オ 村内に震度5強の地震が発生した場合 カ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、その影響が村域におよぶ場合又はおよぶおそれがある場合において、本部長が当該職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき キ その他本部長が特に必要と認めた場合	ア 課長補佐相当職以上のすべての職員 イ その他本部長が必要と認める職員
1号非常配備	ア 相当規模の災害が発生した場合 イ 次に掲げる警報のいずれかが発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合 (ア) 気象特別警報 (イ) 高潮特別警報	ア 係長相当職以上のすべての職員 イ その他本部長が必要と認める職員

	(ウ) 波浪特別警報 ウ 大津波警報が発表された場合 エ 県から原子力緊急事態の発生に関する通知があり、かつ、原子力緊急事態宣言（原災法第 15 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県の区域が含まれる場合において、本部長が当該職員配備体制により緊急事態応急対策を講じる必要があると認めたとき オ その他本部長が特に必要と認めた場合	
2号非常配備	ア 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織機能を挙げて災害応急対策を講じる必要があると認められる場合 イ 村内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ウ 原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に村域が含まれる場合又は村域が含まれることが想定されるとき エ その他本部長が特に必要と認めた場合	全職員

2 各部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は 1 号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(活動要領)

**第 15 条** 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、次の措置を講じる。

ア 情報の収集、報告及び伝達並びに応急措置を行うこと。

イ 予測される災害に対処し、必要と認められる物資、車両、機材等を点検整備し、直ちに使用できるよう準備を整えること。

ウ 予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限にとどめるために必要な計画を検討すること。

エ 状況の推移に応じて、次の配備体制に応じ得る体制を整えること。

(2) 本部長は、必要があるときは本部員会議を開催し、状況に対応する措置を検討する。

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、前項第 1 号に掲げる措置を行うほか、災害応急対策を実施する。

(2) 本部長は、本部員会議を開催し、状況に対応する措置を講じる。

3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

(配備指令)

**第 16 条** 本部長は、第 14 条第 1 項に規定する配備基準に従い、各部長に対して、配備体制の指令を発する。ただし、本部長は、災害の状況により、特定の部に対して同項に規定する区分と異なる配備体制の指令を発することがある。

- 2 各部長は、前項の配備体制の指令を受けた場合は、速やかに、所属の職員に指令する。
- 3 前項の指令を受けた職員は、各部長の定めるところにより、当該職員が所属する公署(以下「所属公署」という。)に参集し、又は自宅等で待機する。

(自主参集)

**第 17 条** 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第 14 条第 1 項に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、所属公署に参集する。

**第 18 条** 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、所属公署に参集できないときは、所属公署の長に連絡の上、最寄りの庁舎、その他の村の公署に参集する。

- 2 前項の場合において、当該職員は、参集先の公署の長に対して到着の報告を行い、直ちに、その指示に従い、必要な業務に従事する。
- 3 前項の規定による到着の報告を受けた公署の長は、その参集状況を取りまとめ、速やかに、関係部長に報告するものとする。
- 4 参集先の公署の長は、その後の事情により、第 2 項に規定する職員を所属公署に移動することが可能と判断した場合は、当該職員の所属する公署の長と調整の上、当該職員の移動を命じる。

(応援職員の配置)

**第 19 条** 各部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する班がある場合は、部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長に対し応援職員の派遣を要請する。

(災害情報の報告)

**第 20 条** 各部長及び各班長は、災害に関する情報を次の表に掲げる種類ごとに、総務部長に報告する。

種 類	内 容
初期情報報告	災害発生直後に当該被害の概要を報告するとともに、災害応急対策の内容及び進捗状況を、逐次、報告するもの並びに災害の規模又は状況が判明するまでの間（災害発生初期）に、被害の種類別に報告するもの
被害額等報告	被害額等が判明した時に、被害の種類別に報告するもの
その他の報告	上記以外の報告で、必要な事項について報告するもの

- 2 総務部長は、各部長から受けた災害情報を本部長に報告する。

(本部の廃止)

**第 21 条** 本部長は、災害が発生するおそれがなくなったと認められるとき、又はおおむね災害応急対策が終了したと認められるときに、本部を廃止する。

(補則)

**第 22 条** この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 28 日訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 13 日訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 11 月 1 日訓令第 2 号)

## 別表第 1 (第 5 条関係)

本部に置く部並びに部長及び副部長

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
総務部	総務課長	課の中で課長の次の職にある職員
税務出納部	税務出納課長	課の中で課長の次の職にある職員
住民福祉部	住民福祉課長	課の中で課長の次の職にある職員
農林商工部	農林商工課長	課の中で課長の次の職にある職員
建設水産部	建設水産課長	課の中で課長の次の職にある職員
教育部	教育次長	課の中で課長の次の職にある職員
医療部	国民健康保険診療所事務長	国保診療所事務長の次の職にある職員
保健センター部	保健センター所長	保健センター所長の次の職にある職員
協力部	議会事務局長	議会事務局長の次の職にある職員

## 別表第 2 (第 6 条関係)

## 本部の部に置く班、班長及び班員

部	班	班長に充てる職	班 員
総務部	庶務企画班	庶務企画係長	総務課員 政策推進室員
	財政班	財政係長	
	消防防災班	消防防災係長	
	政策推進班	政策推進係長	
税務出納部	税務班	税務係長	税務出納課員
	出納班	出納係長	
住民福祉部	住民班	住民係長	住民福祉課員
	福祉班	福祉係長	
	国保介護保険班	国保介護保険係長	
農林商工部	農政班	農政係長	農林商工課員 商工観光振興室員
	林業班	林業係長	
	商工班	商工係長	
	観光班	観光係長	
建設水産部	土木班	土木係長	建設水産課員
	漁港水産班	漁港水産係長	
	水道下水道班	水道下水道係長	
教育部	総務班	総務係長	教育課員
	学校幼児教育班	学校教育係長	
	生涯学習班	生涯学習係長	
医療部	普代診療所	管理係長	国民健康保険普代診療所員
	普代歯科診療所班	国民健康保険普代歯科診療所係長	国民健康保険普代歯科診療所員
保健センター部	保健班	主任保健師	保健センター所員
協力部	議会班	庶務係長	議会事務局員

別表第 3 (第 7 条関係)

## 本部の部及び班の分掌事務

部	班	分 掌 事 務
総務部	庶務企画班	1 災害対策本部の記録に関すること 2 本部の電話交換に関すること 3 文書の受領及び発送に関すること 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること 5 村内行政連絡員との連絡調整に関すること 6 海外からの支援受入れにかかる連絡、調整に関すること 7 陳情及び請願に関すること 8 災害対策本部員会議の庶務に関すること 9 報道対応に関すること 10 関係省庁等に対する周知に関すること 11 部内各班の連絡調整に関すること 12 職員の動員及び配置に関すること 13 労務者の雇上げに関すること 14 他の地方公共団体に対する職員派遣、派遣のあっ旋及び応援要請に関すること 15 各部の応援職員の調整及び配置に関すること 16 災害広報に関すること 17 報道機関との連絡に関すること 18 災害の状況及び応急対策の撮影記録に関すること 19 広聴活動に関すること 20 通信機関との連絡調整に関すること（非常通信に関することを除く） 21 放送業者との連絡調整に関すること（報道対応に関することを除く） 22 電力及び燃料等のエネルギー供給機関との連絡調整に関すること 23 政府国会対策関係者等の災害視察対応に関すること
	財政班	1 緊急予算の編成等財政措置に関すること 2 応急公用負担に基づく補償等に関すること 3 部内各班に対する応援に関すること 4 村有財産（各部署間の財産を除く）の被害調査及び管理に関すること 5 車両の配置及び燃料の確保に関すること 6 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に関すること 7 職員、被災者、物資等の輸送に関すること 8 応急対策用資機材及び生活関連物資の調達並びに受払いに関すること 9 輸送機関との連絡調整に関すること 10 応急仮設住宅の建設用地の確保に関すること 11 応急対策工事請負契約に関すること 12 義援物資及び義援金の配分支給に関すること

	消防防災班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の庶務に関すること</li> <li>2 防災会議及び災害対策本部に関すること</li> <li>3 災害対策の総合調整に関すること</li> <li>4 気象予警報等の災害関連情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>5 職員の非常招集及び配備態勢に関すること</li> <li>6 緊急初動特別班、現地本部及び調査班に関すること</li> <li>7 防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>8 臨時ヘリポートの設置及び運営に関すること</li> <li>9 防災行政無線局の管理及び運営に関すること</li> <li>10 避難の勧告指示、誘導及び確認に関すること</li> <li>11 消防機関に対する出動要請に関すること</li> <li>12 警戒区域の設定に関すること</li> <li>13 危険区域の巡視、行方不明者及び遺体の捜索に関すること</li> <li>14 危険物災害の発生拡大防止、応急対策に関すること</li> <li>15 非常通信に関すること</li> <li>16 消防、水防活動に必要な資機材等の確保に関すること</li> <li>17 被害情報の報告受理及び報告に関すること</li> <li>18 消防施設の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>19 県及び他の市町村への応援要請に関すること</li> <li>20 相互応援協定締結市町村への消防隊応援要請に関すること</li> <li>21 災害時交通安全対策に関すること</li> <li>22 食料(炊き出しを含む)の供給に関すること</li> <li>23 自衛隊の集結場所の設置及び運営に関すること</li> <li>24 自衛隊の派遣要請に関すること</li> <li>25 自衛隊に対する保有物資の無償貸付又は譲渡要請に関すること</li> <li>26 交通安全対策に関すること</li> <li>27 部内活動の記録、保存に関すること</li> <li>28 各部の総合調整に関すること</li> <li>29 その他、他部に属さないこと</li> </ol>
	地域創生班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内他班に対する応援に関すること</li> </ol>
税務出納部	税務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の村税の減免及び徴収猶予に関すること</li> <li>2 部内他班に対する応援に関すること</li> <li>3 災害住宅等の調査に関すること</li> </ol>
	収納班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急対策に要する経費の経理に関すること</li> <li>2 災害弔慰金及び災害見舞金の出納保管に関すること</li> <li>3 他部に対する応援に関すること</li> </ol>
住民福祉部	住民班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談、相談窓口の開設に関すること</li> <li>2 支所との連絡調整に関すること</li> <li>3 部内他班の連絡調整に関すること</li> <li>4 避難所の設置及び運営に関すること (教育委員会所管施設を除く)</li> <li>5 住宅の入居及び管理に関すること</li> </ol>

## (資料編 3-1-3 普代村災害対策本部規程)

		6 応急仮設住宅の入居及び管理に関すること 7 衛生施設の被害調査及び応急対策に関すること 8 被災地の仮設便所及び公衆浴場等の設置に関すること 9 被災地の清掃及び廃棄物の処理に関すること 10 遺体収容施設の開設及び遺体の名簿作成に関すること 11 環境衛生に関すること 12 害虫の駆除に関すること 13 し尿処理用資機材の調達、応援要請に関すること 14 人的被害の調査に関すること 15 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること 16 遺体の検案及び処理に関すること 17 遺体の埋・火葬に関すること 18 防疫及び感染症予防に関すること 19 部内各班に対する応援に関すること
	国保介護 保険班	1 福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 応急必需品の供給に関すること 3 被災地における児童及び母子世帯の救護に関すること 4 部内各班に対する応援に関すること
	福祉班	1 災害救助法の適用の手続き及び措置に関すること 2 ボランティア活動の普及啓発に関すること 3 ボランティアの受入れ体制の整備に関すること 4 ボランティア活動に対する支援に関すること 5 日本赤十字社岩手県支部普代分区並びに村社会福祉協議会との連絡調整に関すること 6 部内各班に対する応援に関すること
農林商工部	農政班	1 農作物等の被害調査及び応急対策に関すること 2 農業施設の被害調査及びその応急対策に関すること 3 部内各班の連絡調整及び応援に関すること 4 被災農家に対する農業関係資機材あっせん等の援助に関すること 5 農地及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること
	林業班	1 林業畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 治山対策に関すること 3 林業施設の応急措置に関すること 4 家畜伝染病の防疫に関すること 5 家畜の死体処理方法の指導に関すること 6 家畜診療、防疫機械薬品の調達、あっせん要請に関すること 7 家畜の飼料作物、牧草等の種子及び肥料、飼料等の確保、あっせん要請に関すること 8 集乳搬送の協力要請に関すること 9 部内各班に対する応援に関すること

## (資料編 3-1-3 普代村災害対策本部規程)

	商工班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業関係の被害調査及びその応急対策に関する事</li> <li>2 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害調査に関する事</li> </ol>
	観光班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光施設の被害調査及びその応急対策に関する事</li> <li>2 日常必需品物資の流通確保に関する事</li> </ol>
建設水産部	土木班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川堤防等の被害調査及び応急措置、復旧に関する事</li> <li>2 村営住宅の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 道路交通規制及び道路情報に関する事</li> <li>4 土地崩壊防止対策に関する事</li> <li>5 村有施設等の応急復旧に関する事</li> <li>6 障害物除去の応援、応急措置の業者への協力要請に関する事</li> <li>7 被災住宅の応急修理に要する資機材の調達に係る業者への協力要請に関する事</li> <li>8 交通施設の応急対策用資機材の調達に係る業者への協力要請及びあつせん要請に関する事</li> <li>9 交通施設応急復旧の業者への協力要請に関する事</li> <li>10 障害物の除去に関する事</li> <li>11 被災住宅の応急修理に関する事</li> <li>12 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>13 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関する事</li> <li>14 応急仮設住宅の建設に関する事</li> <li>15 雪害及び除雪計画に関する事</li> <li>16 復旧、復興計画に関する事</li> </ol>
	漁港水産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 水産関係の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 被災漁家等に対する漁業関係資機材あつせん等の援助に関する事</li> <li>4 漂流物の保管及び処分に関する事</li> <li>5 在港船舶(漁船)の対策に関する事</li> <li>6 漁港関係障害物の除去に関する事</li> </ol>
	水道下水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の応急復旧資材の確保及び調達に対する応援要請に関する事</li> <li>2 水道の使用に係る広報に関する事</li> <li>3 飲料水の供給に対する応援要請に関する事</li> <li>4 応急給水用資機材の調達の応援要請に関する事</li> <li>5 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>6 飲料水の供給施設の設置及び管理に関する事</li> <li>7 部内各班の連絡調整に関する事</li> </ol>
教育部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内職員の動員に関する事</li> <li>2 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 避難所の設置及び運営に関する事 (所管する小学校及び中学校に開設するものに限る)</li> <li>4 教育関係団体との連絡調整に関する事</li> </ol>

## (資料編 3-1-3 普代村災害対策本部規程)

	学校幼児教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校に対する連絡及び指示に関する事</li> <li>2 児童、生徒及び教員の被害状況調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 児童及び生徒の避難救助に関する事</li> <li>4 被災地の応急教育に関する事</li> <li>5 被災した園児、児童及び生徒の保健管理等に関する事</li> <li>6 被災した園児、児童及び生徒に対する学用品の調達、あつせんに関する事</li> <li>7 児童、生徒の応急給食に関する事</li> <li>8 教員の派遣、応援要請に関する事</li> </ol>
	生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>2 文化財等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>3 避難所の設置及び運営に関する事(所管する社会教育施設に開設するものに限る)</li> <li>4 社会教育関係団体との連絡調整に関する事</li> </ol>
医療部	普代診療所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療に関する事</li> <li>2 災害医療チーム(DMA T)に関する事</li> <li>3 応急救護所の設置運営に関する事</li> </ol>
	歯科診療所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急医療に関する事</li> <li>2 避難所での口腔衛生に関する事</li> </ol>
保健センター一部	保健班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療、助産及び保健衛生指導に関する事</li> <li>2 医薬品及び医療資機材の確保に関する事</li> <li>3 医師会との連絡調整に関する事</li> </ol>
協力部	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会との連絡調整に関する事</li> <li>2 他部に対する応援に関する事</li> </ol>

## 別表第 4 (第 10 条関係)

## 緊急初動特別班の構成及び分掌事務

班 名	分 掌 事 務
総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び運営</li> <li>2 本部員会議及び本部連絡員会議の開催に関する事</li> <li>3 本部長の指令等の伝達に関する事</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣要請時に関する事</li> <li>2 各部が実施する災害応急対策の調整に関する事</li> <li>3 村民からの要請の処理に関する事</li> <li>4 災害応急対策に係る実施及び指示に関する事</li> <li>5 関係機関等との連絡調整に関する事</li> </ol>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象予警報の受領及び伝達に関する事</li> <li>2 被害状況・災害情報の収集に関する事</li> <li>3 災害応急対策の実施状況等の情報収集に関する事</li> </ol>
広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民に対する災害情報等の広報に関する事</li> <li>2 村外への災害情報の発信及び公表に関する事。</li> <li>3 岩手県災害情報システムに関する事</li> </ol>
避難所班 (津波警報以 上発令のみ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所施設の安全確認に関する事</li> <li>2 避難所の開設・運営に関する事</li> <li>3 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>

### 3-2-1 気象庁震度階級関連解説表

#### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・建造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ 気象庁では、アンケート調査などのより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内状況	屋外状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れをかんじる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い物置の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低がきまるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建築の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX上のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低がきまるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響をうけていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面の状況
5 弱 5 強	亀裂※ <sup>1</sup> やや液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 ※ <sup>3</sup>

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラへの影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガス供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	通信管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク無溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

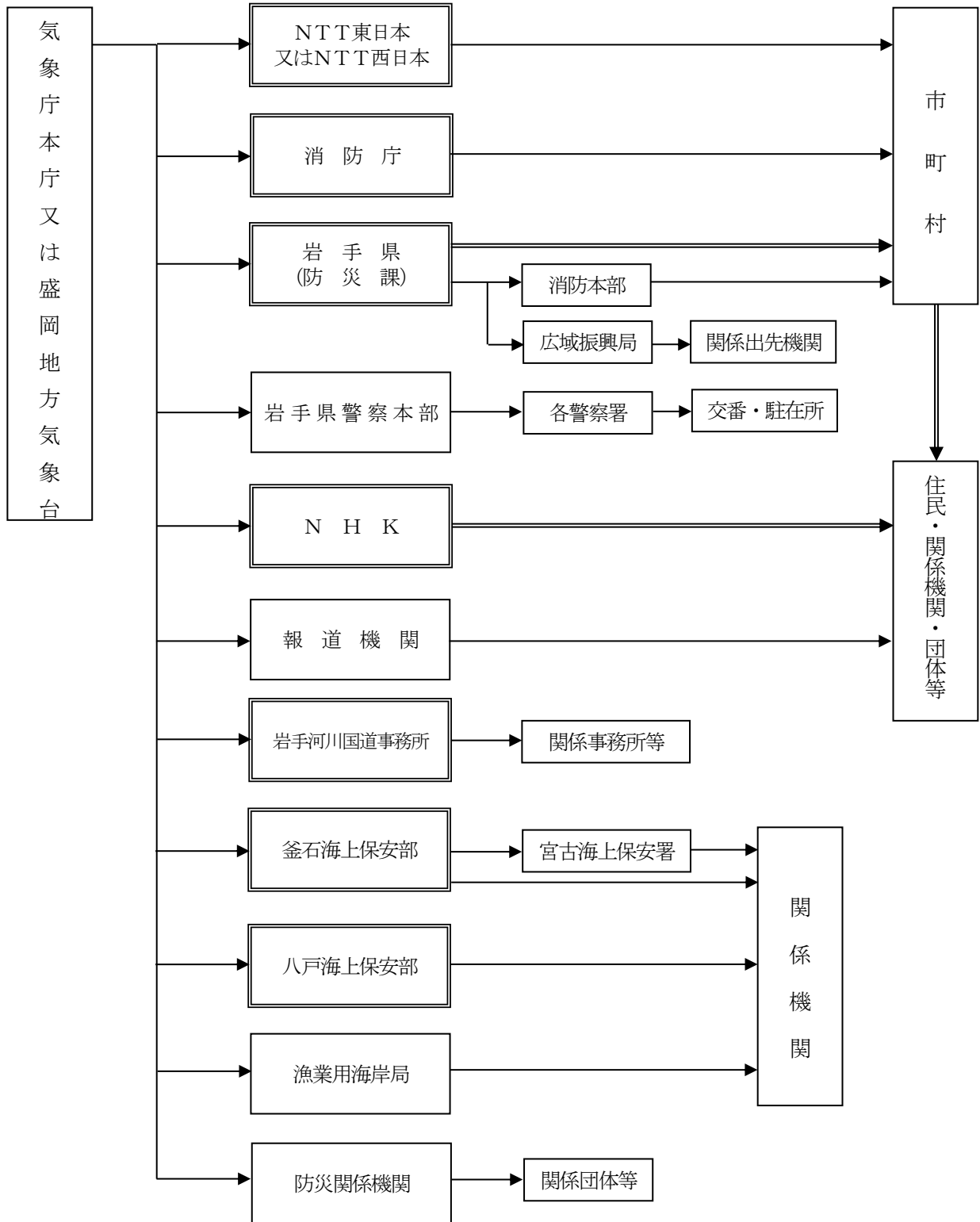
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 3-2-1-2 長周期地震動階級関連解説表

- 高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる	—
2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切り壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切り壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

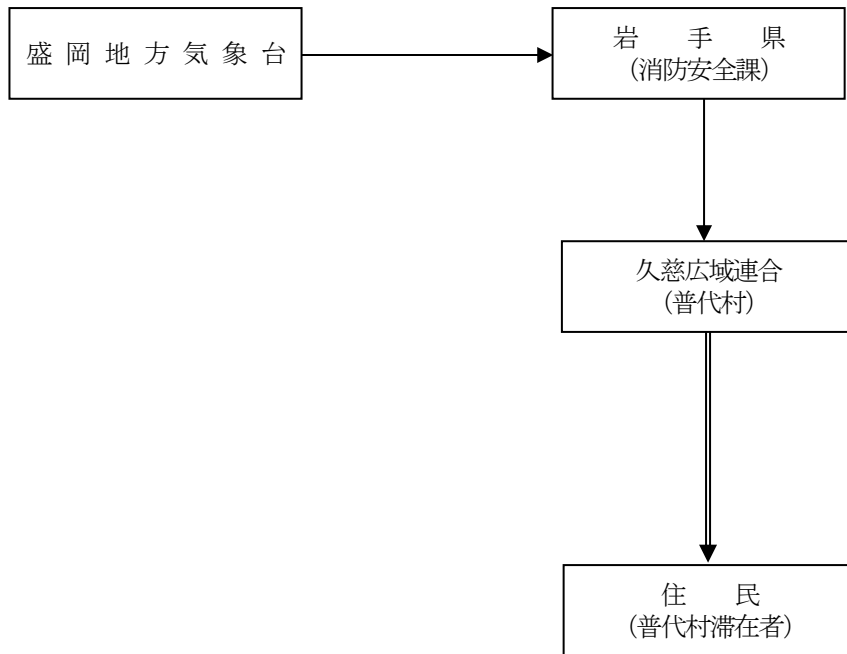
### 3-2-2 気象警報等伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施工例第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

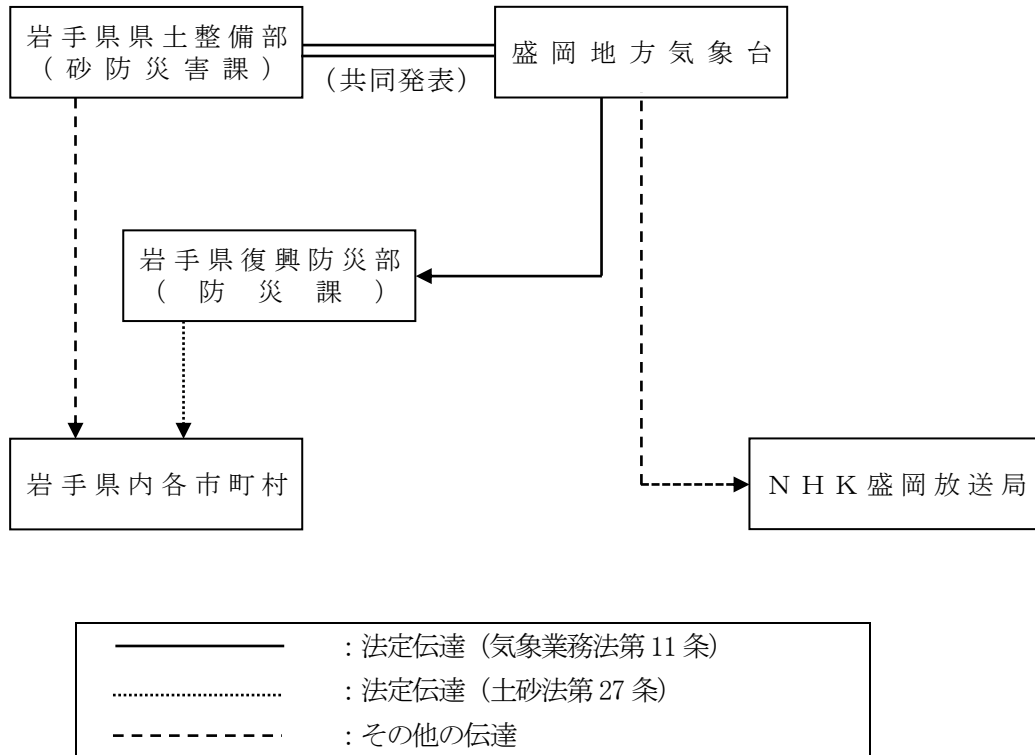
### 3-2-3 火災気象通報・火災警等伝達系統図



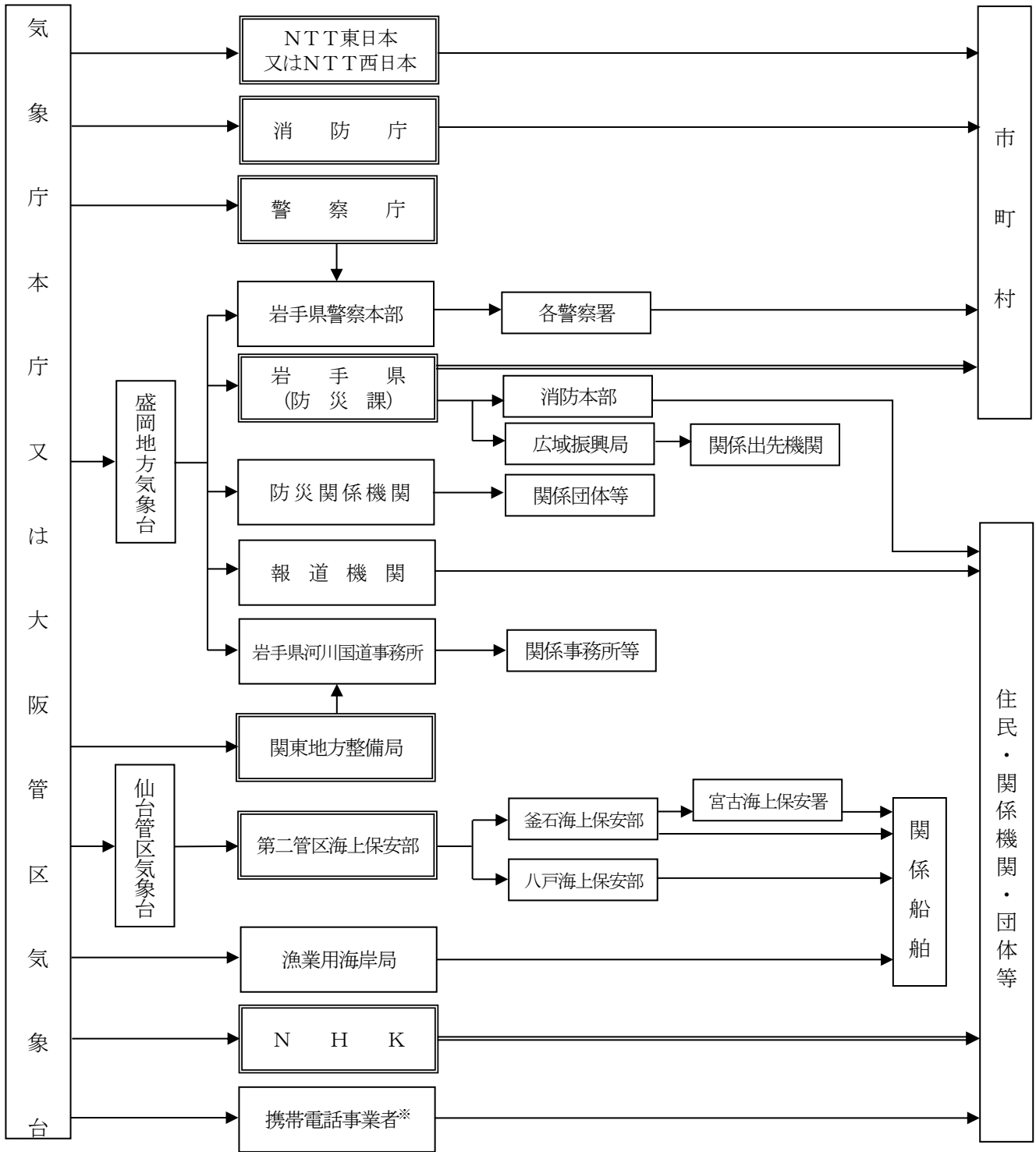
(注)

- 1 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発する。
- 2 〰️ 線は、火災気象通報の伝達系統
- 3 == 線は、林野火災注意報・林野火災警報。火災警報の伝達系統

### 3 - 2 - 4 土砂災害警戒情報伝達系統図



### 3-2-5 津波警報等・地震情報等に関する伝達系統図

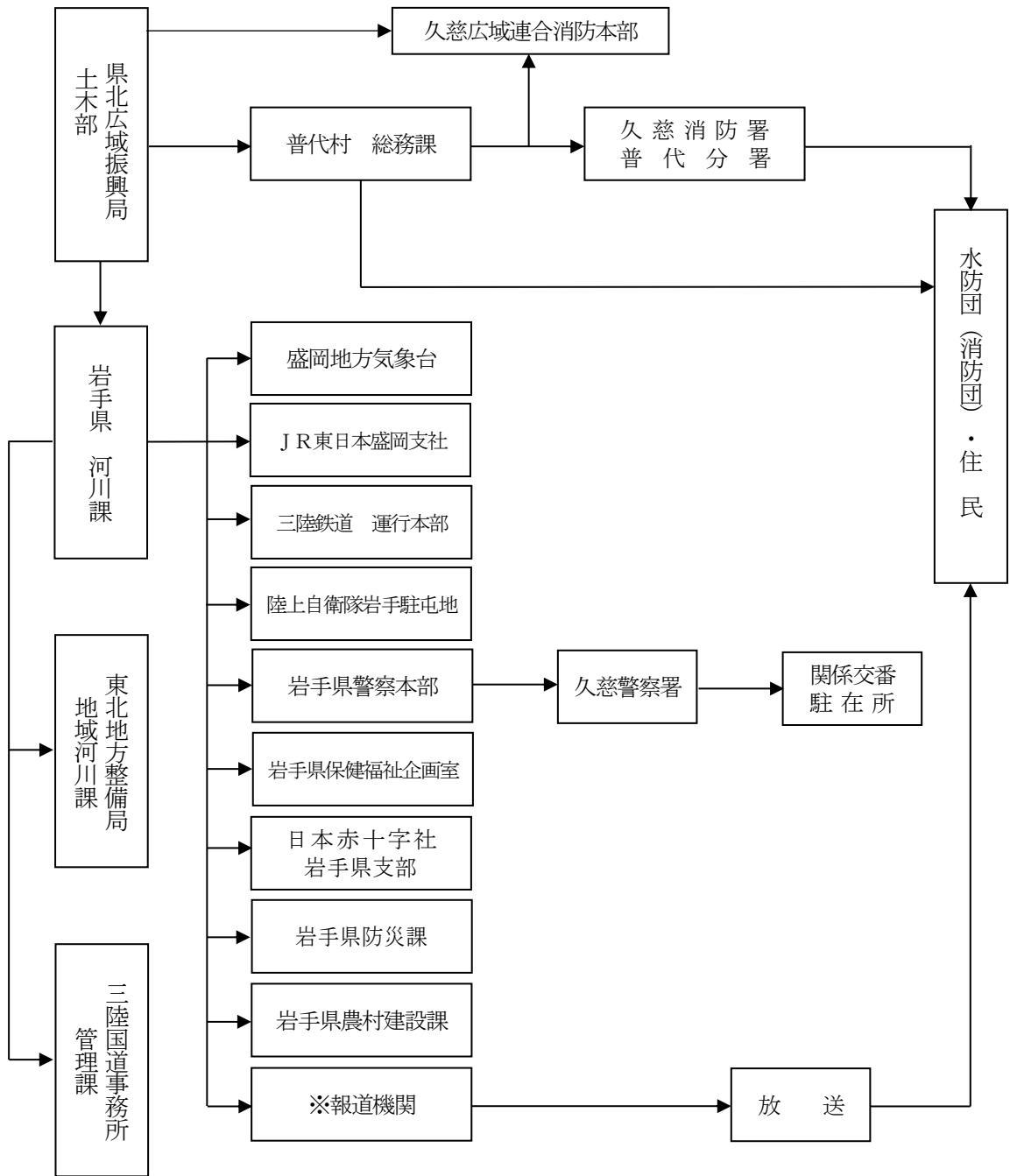


※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。  
 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

### 3-2-6 岩手県知事が行う水防警報伝達系統図

〈普代川 水防警報及び避難判断水位・氾濫危険水位到達情報〉



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

## 3-3-1 各防災機関における指定電話一覧

種 別	防 災 関 係 機 関 名	指 定 番 号
指定地方行政機関	東北管区警察局	022-221-7181
	東北財務局盛岡財務事務所	019-625-3351
	東北厚生局	022-291-0416
	東北農政局	022-263-1111
	東北農政局岩手農政事務所	019-624-1125
	三陸北部森林管理署	0193-62-6448
	三陸北部森林管理署久慈支署	0194-53-3391
	東北経済産業局	022-263-1111
	関東東北産業保安監督部東北支部	022-263-1111
	東北運輸局	022-299-8851
	宮古海上保安署	0193-62-6560
	仙台管区气象台	022-297-8100
	盛岡地方气象台	019-622-7870
	盛岡中央郵便局	019-624-5350
	普代郵便局	0194-35-3131
	東北総合通信局	022-221-0684
	岩手労働局	019-625-3361
	東北地方整備局釜石港湾事務所	0193-22-9111
	東北地方整備局三陸国道事務所	0193-62-1711
	三陸国道事務所久慈維持出張所	0194-53-2790
自衛隊	陸上自衛隊東北方面特科連隊	019-688-4311
地方公共団体	県北広域振興局経営企画部	0194-53-4981
	県北広域振興局土木部	0194-53-4990
	久慈保健所	0194-53-4987
	県北教育事務所	0194-52-4991

## (3-3-1 資料編 各防災機関における指定電話一覧)

	岩手県立久慈病院	0194-53-6131
	久慈警察署	0194-53-0110
	久慈広域連合消防本部	0194-53-0119
公共機関等	日本銀行盛岡事務所	019-624-3622
	日本赤十字社岩手県支部	019-638-3610
	日本放送協会盛岡放送局	019-626-8811
	東日本高速道路(株)東北支社	022-711-6411
	東日本高速道路(株)東北支社盛岡管理事務所	019-638-0190
	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	019-622-5921
	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社久慈駅	0194-53-3277
	日本通運(株)盛岡支社	019-623-4149
	NTT東日本(株)岩手支店	019-625-4960
	東北電力(株)ネットワーク岩手支店	019-622-4920
	(株)アイビーシー岩手放送	019-623-3141
	(株)テレビ岩手	019-623-3530
	(株)岩手めんこいテレビ	019-656-3303
	(株)岩手朝日テレビ	019-629-2525
	(株)エフエム岩手	019-625-5511
	岩手県北自動車(株)	019-654-5815
	(株)岩手日報社久慈支局	0194-53-3030
	(株)デーリー東北新聞社	0178-44-5111
	岩手県北自動車(株)久慈営業所	0194-53-5200
	三陸鉄道(株)	0193-71-1201
JRバス東北(株)二戸営業所	0195-23-5229	

## 3-3-2 無線施設一覧

(令和6年3月1日現在)

設置機関	使用目的	識別信号(呼出名称)	種別	設置(常置)場所	備考	
普代村	地方行政用	ぼうさいふだいこうほう	基地局	普代村役場	総務課	
		ぼうさいふだいむかいは	中継局	向野場管理事務所	総務課	
		ぼうさいふだい1	移動局	普代村役場	住民課	
		ぼうさいふだい2	移動局	普代村役場	住民課	
		ぼうさいふだい101	移動局	普代村役場	携帯	
		ぼうさいふだい102	移動局	普代村役場	携帯	
	消防用 地方行政用	ふだいしれい1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいかつどう1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいはんそう1	移動局	普代分署	車載	
		ふだいしょうぼう1-11	移動局	普代分署	車載	
		ふだいしょうぼう1-12	移動局	第1分団第1部	車載	
		ふだいしょうぼう1-2	移動局	第1分団第2部	車載	
		ふだいしょうぼう2-1	移動局	第2分団	車載	
		ふだいしょうぼう3-1	移動局	第3分団	車載	
		ふだいしょうぼう3-2	移動局	第3分団	車載	
		ふだいしょうぼう4-1	移動局	第4分団	車載	
		ふだいしょうぼう5-1	移動局	第5分団	車載	
		ふだいしょうぼう6-1	移動局	第6分団第1部	車載	
		ふだいしょうぼう6-2	移動局	第4分団	車載	
		ふだいきたい1	移動局	普代分署	携帯	
		ふだいきたい2	移動局	第6分団	携帯	
		ふだいきたい3	移動局	第2分団	携帯	
		ふだいきたい4	移動局	第3分団	携帯	
		ふだいきたい5	基地局	普代村役場	携帯	
	ふだいきたい6	基地局	普代村役場	携帯		
	久慈広域連 合消防本部	消防用	くじしょうぼうふだい	基地局	普代分署	庁舎
			くじしょうぼうふだい1	基地局	普代分署	庁舎
			ふだいきゅうきゅう1	移動局	普代分署	車載
ふだいたんく1			移動局	普代分署	車載	
ふだいきゅうきゅう11			移動局	普代分署	携帯	
ふだいたんく11			移動局	普代分署	携帯	
ふだいかはん1			基地局	普代分署	携帯	
岩手県	防災行政用	SCCじちたいいわてけんいわてかはんちきゅうV51	固定局	普代村役場庁舎		
		SCCじちたいいわてけんいわてかはんちきゅうV22	固定局	久慈広域連合消防本部		
岩手県警察本部	警察事務用	いわてけいさつ		久慈警察署		

## (3-3-2 資料編 無線施設一覧)

国土交通省 東北地方整備局三陸国道事務所	水防道路用	建設 久慈国道	基地局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 2	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 3	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 4	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 5	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 6	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 31	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 32	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 33	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 34	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 35	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 36	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 37	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
		建設 久慈国道 38	移動局	三陸国道事務所久慈維持出張所	
東北電力株式会社岩手支店	電力業務用	くじえいぎょう	移動局	東北電力(株)久慈営業所	
普代村漁業協同組合	出漁漁船と連絡用	ふだいむらぎよきょう	海岸局	普代村漁業協同組合	
日本赤十字社岩手県支部	災害情報連絡事	につせきいわてしぶ	移動局	日本赤十字社岩手県支部	

### 3-3-3 非常通信運用細則

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、非常通信規約（以下単に「規約」という。）第15条の規定に基づき、非常通信の実施及び訓練に必要な事項を定めることを目的とする。

(無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等)

**第2条** 規約第8条に定める非常通信実施計画及び訓練計画に必要な無線局、有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体の名称等は、非常通信協議会（以下、「協議会」という。）構成員別に別冊にこれを掲げる。ただし、中央非常通信協議会長が、特に必要がないと認めた場合は、その一部の記載を省略することができる。

2 地方協議会は、連絡の設定及び通信の疎通を円滑にするために統制局を設けることができる。

(非常通信系の構成)

**第3条** 非常通信系は、原則として次の順序により構成するものとする。

- 一 同一構成員内の通信系
- 二 異なる構成員相互間の通信系

(地方区及び地区非常通信系の構成)

**第4条** 総合通信局等の管轄区域内（以下「地方区」という。）の地区相互間の非常通信系の構成は、それぞれの地方協議会がこれを定めるものとする。

- 2 隣接地方区相互間の非常通信系の構成は、関係地方協議会で協議してこれを定めるものとする。
- 3 都道府県内の非常通信系の構成は、それぞれの地区協議会（地区協議会のないところでは、地方協議会）がこれを定めるものとする。

(移動する無線局の活用)

**第5条** 非常通信の実施に際しては、移動する無線局を活用するものとし、その運用については次の区別に従いその局の移動状況等を参酌してあらかじめ計画を立てておくものとする。

- 一 地方区内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会
- 二 都道府県内を移動範囲とするものについては、当該地区協議会（地区協議会のないところでは地方協議会）
- 三 常置場所を中心に他の地区にまたがって一定の距離以内を移動範囲とするものについては、その常置場所を管轄する地区協議会（地区協議会のないところでは前号に同じ。）

**第6条** 移動する無線局が災害地（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害が発生した地域並びに住民の要避難地域及び避難先地域を含む。以下同じ。）又はその付近に移動している場合は、できる限り出動して非常通報の疎通に協力するものとする。

(非常通報の内容)

**第7条** 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準じるものとする。

- 一 人命の救助に関するもの
- 二 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 三 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 四 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 五 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 六 暴動に関する情報連絡及びその他緊急措置に関するもの
- 七 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 八 避難者救護に関するもの
- 九 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 十 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 十一 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 十二 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事からの医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 十三 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物質的災害を含む。以下同じ。）が発生した場合における住民の避難、救護、情報の収集、生活の安定及び復旧その他必要な措置に関するもの。

(非常通報の発信)

**第8条** 非常通報は、法令上許される範囲において、構成員が自ら発受するほか、依頼に応じてこれを発受するものとし、頼信の場合は、「非常」の表示をして差し出すものとする。

**第9条** 非常通報の内容は、なるべく簡潔明瞭なものでなければならない。

(非常通信の実施)

**第10条** 構成員は、第7条に係る者から非常通信の依頼があったときはこれに応ずるものとする。ただし、電気通信役務の利用によって目的を達し得ると認められる場合はこの限りではない。

(暴動の場合の非常通信の実施)

**第11条** 暴動（目的のいかんを問わず少なくとも一地方の安寧秩序を乱す程度、又は公共の静ひつを害する程度に多衆が結合して暴行脅迫を行うことをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に非常通信を行うときは、特に慎重を期し、できる限り警察署、海上保安部署、又は検察庁と密接に連絡協議してこれを行うものとする。

(非常通信の協力)

**第12条** 構成員は、他の構成員から非常通信の疎通について協力を求められたときは、できる限りこれに応じなければならない。

**第13条** 非常通報は無料として取り扱うものとする。ただし、電気通信役務の利用に係る費用（約款により無料となるものを除く。）及び別に通信の取り扱いに関し補償を必要とする場合は、この限りではない。なお、費用の負担は、原則として依頼者が負担することとする。

**第13条の2** 構成員は、非常通報の配達に協力し、その配達上便宜の措置を講ずるものとする。

## 第2章 非常通信の運用

(非常通信の運用)

**第14条** 非常通信の運用は、無線局運用規則（以下、「運用規則」という。）などの関係規定によるほか、本章の定めたところによるものとする。

**第15条** 災害地にある無線局及び、その他の通信施設は、非常通信を確保するため、法令上許される範囲内において最大限に運用するよう努めるものとする。

(使用周波数)

**第16条** 無線通信による連絡設定の場合において、A1A電波4,630kHzによるところが困難であるか、又はA1A電波4,630kHzの設備がないときは、通常通信波又は18条に定めるものの中から選定した周波数によって行うものとする。

**第17条** 前条の規定にかかわらず、現用通信系による無線通信、無線電話の連絡設定は、通常通信波でこれを行うことができる。

**第18条** 非常通信に使用する周波数が、使用制限として昼間波又は夜間波に指定されている周波数であるときは、それぞれの使用制限内で使用するものとする。

(非常通信の予告)

**第19条** 非常事態発生のおそれがある場合は、その付近の構成員は、その通信の相手方に対し後刻非常通信を実施することがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻等をあらかじめ協議しておくものとする。

**第20条** (削除)

**第21条** 無線電信局において災害地にある無線局と連絡を必要とし、呼出しを行うも応答を得られないときは、自己の聴取する周波数を示して随時呼出しを行うものとする。

(非常通信の伝送順序等)

**第22条** 非常通報の形式、記載方法、伝送順序及び伝送方法は、次によるものとする。

一 形式

電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの。ファクシミリの場合も同じ。）とし、

次の事項を記載するものとする。

- (1) 種類（ヒゼウ、欧文の場合はE X Z）
- (2) 字数（文書形式のものの場合を除く。また、電報形式のもので電話回線のみを経由することが明らかな場合は省略することができる。）
- (3) 発信局
- (4) 発信番号
- (5) 受付日
- (6) 受付時分
- (7) 名宛
- (8) 指定
- (9) 記事（又は局内心得）
- (10) 本文

## 二 記載方法

- (1) 受付時分は24時間体制をもって記載するものとする。
- (2) 非常通報を中継する場合は、その記事に中継者名を順次付するものとする。
- (3) 受付日は、必要がある場合に限り、「ヒ」の文字とのその次に日付を表す数字とを記入するものとする。

## 三 伝送順序

一号に掲げる事項の順序によるものとする。

## 四 伝送方法

### (1) 電信の場合

伝送上の記号は、受付時分の次の区切点「 」を、指定の前には「ホホ」を、記事（又は局内心得）の前には「ウウ」を、本文の前には「ホレ」を、また、受付時分の数字は運用規則別表第1号3に定める数字の略体をもって伝送するものとする。

### (2) 電話及びファクシミリの場合

1号に掲げる事項の伝送は、それぞれの区別を付して行うものとする。

### (3) 伝送途中における形式の変更

非常通報の伝送途中において、必要があるときは、文書形式を電報形式に又は、電報形式を文書形式に変えて当該通報を伝送することができるものとする。

**第23条** 前条の規定にかかわらず、同一構成員内で行う非常通報の伝送順序及び伝送方法等は、適宜定めることができる。

**第24条** 非常通信実施中は、非常通報の疎通に全力をあげるものとし、自己の業務通信に優先させるものとする。

- 2 通常の通報の通信中、非常通報を送信する必要を生じたときは、直ちにその通信を中止して非常通報を送信しなければならない。この場合には「BK0S0」の符号を付して直ちに非常通報の送信を開始するものとする。

## 第3章 訓練通信

(訓練通信の種別及び訓練回数)

**第25条** 規約第12条に規定する訓練は、各個訓練及び総合訓練とする。

- 一 各個訓練とは、常用通信系による訓練及び同一構成員内又は異なる構成員相互間の新規連絡による訓練

二 総合訓練とは、地方若しくは地区ごとに構成員が参加して実施する訓練又は数地方区若しくは数地区と内閣府との間に行う訓練

2 前項の訓練回数は、第3条に規定するものについては中央協議会、第4条及び第6条に規定するものについてはそれぞれの地方又は地区協議会で適宜定めるものとする。

**第26条** 前条の訓練は、定期又は随時に行うものとし、協議会ごとにあらかじめ訓練日時、訓練通信系統、訓練参加構成員、訓練要領を定めて実施するものとする。

**第27条** 協議会は、前2条の訓練実施計画を定めたときは、郵政省及び必要と認める隣接の各協議会に連絡するものとする。

(訓練通信の聴取)

**第28条** 各無線局は、近隣各地方区、地区において訓練通信が行われるときは、自局の運用に支障がない限りなるべくこれを聴取し、空電、混信、受信感度等を記録し、非常通信の円滑な運用に資するものとする。

(通信の中止)

**第29条** 他の無線局が自局と同一周波数により訓練通信を実施しようとしているときは、特に急を要するもの以外は、その周波数による通信を一時中止して訓練通信の疎通の円滑を図らなければならない。

(訓練通信計画)

**第30条** 定期訓練の実施については、年間を通じて各時間ごとの感度、空中状態等が記録できるよう計画するものとする。

(訓練通信時間)

**第31条** 1回の訓練通信時間は、なるべく10分以内をもって終了するものとする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りではない。

**第32条** (削除)

(訓練通信の模擬通報)

**第33条** 訓練通信は、原則として模擬通信によって行うものとし、頼信の場合は「訓練非常」なる表示をして差出すものとする。

2 前項の模擬通報の記事(または局内心得)及び本文の冒頭には「クンレン」と記載し、種類欄は空欄とするものとする。

(訓練通信終了後の通報)

**第34条** 訓練通信終了に際しては、空電、混信、受信感度その他参考となるべき事項を相互に通報するものとする。

(報告)

**第35条** 訓練通信終了後は、所属の協議会に対し、別紙の様式により報告するものとする。

2 協議会は、全国の報告事項を整理し、季節別、時間別による通信状態を把握して無線局によ

る非常通信実施上に資するものとする。

**第35条の2** 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、速やかに中央協議会あて報告するものとする。

(周知)

**第35条の3** 非常通信の取扱い要請を行った協議会は、非常通信の実施体制を確保している旨、関係機関等を通じ住民等に対して周知を図ることとする。

**第36条** 各協議会は、事務遂行の円滑を図るため、あらかじめ連絡の方法を定めておくものとする。

**第37条** 各協議会の役員名簿は、別冊にこれを掲げる。

附 則

この規則は、昭和26年10月17日より実施する。

附 則

この規則は、昭和53年3月17日より実施する。

附 則

この規則は、平成元年3月14日より実施する。

附 則

この規則は、平成6年4月13日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成7年4月11日から実施する。

附 則

この規則は、平成13年4月23日から実施する。

附 則

この規則は、平成15年4月24日から実施する。

附 則

この規則は、平成16年9月17日から実施する。

附 則

この規則は、平成22年2月24日から実施する。

**3-3-4 東北地方非常通信協議会構成員名簿** (岩手県内構成員)

構 成 員 名	構 成 員 名
岩手県	九戸村
岩手県警察本部	洋野町
盛岡市	一戸町
宮古市	岩手県町村会
大船渡市	東北漁業無線協会
北上市	日本放送協会盛岡放送局
久慈市	(株)アイビーシー岩手放送
遠野市 消防本部	(株)テレビ岩手
陸前高田市	(株)岩手めんこいテレビ
釜石市	(株)岩手朝日テレビ
二戸市	(株)エフエム岩手
八幡平市	(株)ラヂオもりおか
奥州市	特定非営利活動法人カシオペア市民情報ネットワーク
滝沢市	奥州エフエム放送(株)
雫石町	一関コミュニティFM(株)
葛巻長	えふえむ花巻(株)
岩手町	特定非営利活動法人防災・市民メディア推進協議会
紫波町	北上ケーブルテレビ(株)
矢巾町	盛岡ガス(株)
住田町	三陸鉄道(株)
大槌町	岩手県北自動車(株)
山田町	岩手開発鉄道(株)
岩泉町	(社)岩手県タクシー協会
田野畑村	(一社)日本アマチュア無線連盟岩手県支部
普代村	(株)日本政策金融公庫盛岡支店中小企業事業
野田村	

**3-3-5 アマチュア無線局一覧**

識別信号	氏名	住所	電話番号
JF7JHG	新屋輝男	普代村3-48-1	35-2757
JF7UZL	新屋真知子	普代村3-48-1	35-2757
JM7JRX	畠山博	普代村2-4-5	35-2263
JN7KID	片座俊也	普代村2-5-25	35-3519

### 3-4-1 被害状況判定の基準

(1) 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの	
	災害関連死者	災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疫病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
軽傷者		災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの	
住家の被害	全壊、全焼、全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	半壊、半焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)による。
	一部破損		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸水	床上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床下	浸水が住家の床上に達せず、床下に溜まった程度のもの
田畑の被害	流失、埋没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊		高速自動車道、一般国道、県及び市町村道の一部が損壊し車両の通行が不能となった程度の被害
	橋梁流失		市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害
	堤防決壊		河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害
	被害船舶	沈没	船体が没し、航行不能になったもの
流失		流失し、所在が不明になったもの	
破損		修理しなければ航行できないもの	

( 3 - 4 - 1 資料編 被害状況判定の基準 )

文化財の被害	全壊又は滅失	文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半壊	重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損	被害が一部にとどまり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

(2) 被害報告に使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取扱うものとする。
非住家被害	住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
船舶	櫓、櫂のみをもって運転する舟以外の舟をいう。
り災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
り災者	り災世帯の構成員をいう。

## 3-4-2 災害報告取扱要領

(昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号消防庁長官通達)

[最終改正 令和 5 年 5 月消防庁第 55 号]

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

## 第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

### 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

### 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的性能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

### 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害に遭ったもののみを記入するものとする。

#### 4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

#### 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公共の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。  
する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

## 7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 第1号様式 災害確定報告

都道府県			区 分			被 害				
災 害 名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
								冠 水	ha	
畑	流失・埋没	ha								
	冠 水	ha								
報告者名						学 校	箇所			
区 分			被 害			病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者		人			道 路	箇所			
	うち災害関連死		人			橋 り よ う	箇所			
	行方不明者		人			河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾	箇所			
		軽 傷	人			砂 防	箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟			清 掃 施 設	箇所			
			世帯			鉄 道 不 通	箇所			
			人			被 害 船 舶	隻			
	半 壊		棟			水 道	戸			
			世帯			電 話	回線			
			人			電 気	戸			
	一 部 破 損		棟			ガ ス	戸			
			世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
			人							
	床 上 浸 水		棟							
			世帯							
			人							
床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数	世帯				
		世帯			り 災 者 数	人				
		人								
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物	件		
	そ の 他		棟				危 険 物	件		
							そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千円			設 置	月	日	時
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	月	日	時
公 共 土 木 施 設	千円		災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円		計 団体			
	畜 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名			
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 員	人			
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 員	人			
備 考	災 害 発 生 場 所						
	災 害 発 生 年 月 日						
	災 害 の 概 況						
	消 防 機 関 の 活 動 状 況						
	そ の 他 ( 避 難 指 示 等 の 状 況 )						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分		災害名								計
		発生年月日								
人的被害	死者	人								
		うち災害関連死者	人							
		行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
人										
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部		設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
		解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人員		人								
消防団員出場延人員		人								

## 第3号様式 災害年報

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

区 分	災害名							計
	発生年月日							
電 話	回線							
電 気	戸							
ガ ス	戸							
そ の 他	ブロック塀等	箇所						
火 災 発 生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り 災 世 帯 数	世帯							
り 災 者 数	人							
公 立 文 教 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
農 林 水 産 業 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
公 共 土 木 施 設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
その他の公共施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小 計	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円							
都 道 府 県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	

### 3-4-3 火災・災害等即報要領

(昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通達)

[最終改正 令和 7 年 4 月消防応第 44 号]

#### 第 1 総則

##### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災、災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

##### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

##### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

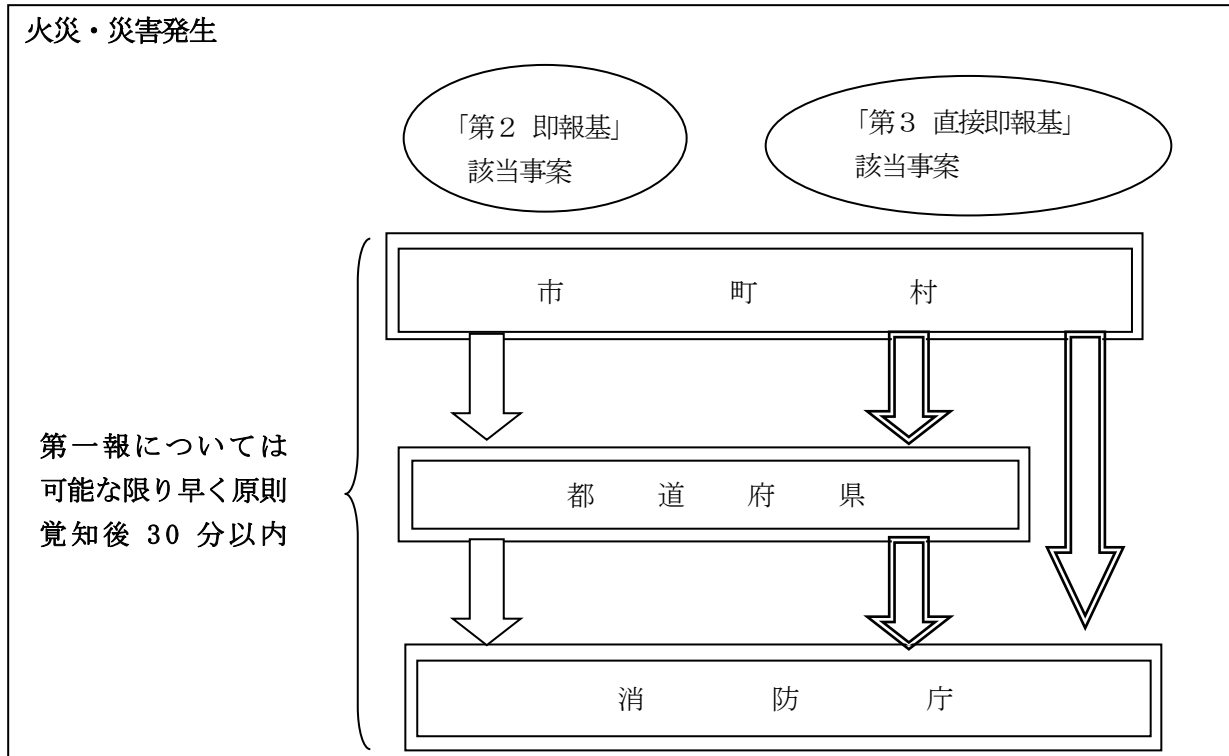
ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第 2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3) 「第 2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第 3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第 1 報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第 1 報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第 1 報の報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして報告を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告の方法及び様式 (送信メールアドレス fdma-okuhou@ml.soumu.go.jp)

火災・災害等の即報にあたっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第 1 報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第 1 号様式及び第 2 号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第 1 号様式、特定の事故については、第 2 号様により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第 3 号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村又は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村等が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反对象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を

貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射能の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において

発生した救急・救助事故

- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172号第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

### 第3 直接即基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺はで、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。)

#### 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転覆等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

#### 3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

#### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

##### <火災等朗報>

#### 1 第1号様式(火災)

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

##### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及び管理状況並びに予防査察の経過

##### (イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

##### イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構造

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む)

##### ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

- (エ) 空中消火の実施状況 (出動要請日時、消火活動日時、機種 (所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
  - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
  - (イ) 焼損状況、焼損程度

## 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名		報告日時	年 月 日 時 分				
		都道府県					
		報告者氏名					
		報告日時	年 月 日 時 分				
		市町村 (消防本部名)					
※ 特定の事故を除く		報告者名					
火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の業態 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造		建築面積		m <sup>2</sup>		
	階層		延べ面積		m <sup>2</sup>		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積		m <sup>2</sup>
		半焼棟			建物焼損表面積		m <sup>2</sup>
部分焼棟	林野焼損面積			ha			
ぼや棟							
り災世帯数			気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 2号様式 (特定の事故)

### (1) 事故名 (表題) 及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項において法)という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。

また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の災害派遣要請、出動状況

### (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等に定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レリアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	(月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況			
物資の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 ( 人)	
			重症	人 ( 人)	
			中等症	人 ( 人)	
			軽症	人 ( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 ・ 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消 防 防 災 へ り こ プ タ ー	機	人	
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

〈救急・救助事故・武力攻撃災害等即報〉

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)
  - 不審物(爆発物)の有無
  - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

## 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____	報告日時	年 月 日 時 分		
	都道府県			
	報告者氏名			
	報告日時	年 月 日 時 分		
	都道府市町村 (消防本部名)			
	報告者名			
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者数	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)	
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動の状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 〈災害即報〉

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告すること。

#### ウ 応急対策の状況

##### (ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

##### (イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

##### (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

##### (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	報告者氏名	
	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷 軽傷	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち災害関連死者	人			半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人			一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載し報告すること。(確認がとれない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。





## 3-6-1 県及び村本部長が指定する緊急輸送道路一覧

路線名	指定区間	共用区間	備考
<b>【高規格道路】</b>			
三陸沿岸道路	県内全線	全線	1次
<b>【直轄国道】</b>			
国道45号	県内全域	全線	1次
<b>【主要地方道】</b>			
岩泉平井賀普代線	45号(田野畑村:大芦交差点)～島の越漁港	全線	2次
	太田名部漁港～45号(普代村:役場口交差点)		
<b>【村道】</b>			
普代駅前1号線	岩泉平井賀普代線～道の駅青の国ふだい	全線	2次
白井鳥居線	全線		村指定
普代鳥居線	全線		村指定
芦生茂市線	全線		村指定
権の神線	全線		村指定
萩牛線	全線		村指定
沢港線	全線		村指定
明神線	全線		村指定

**【備考欄に関する捕捉】**

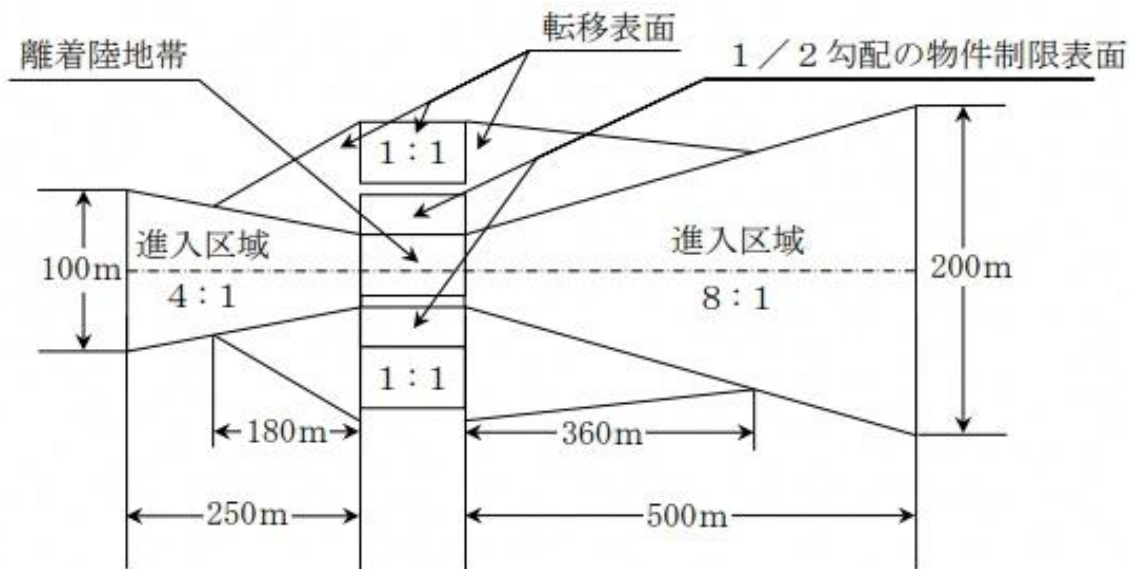
- 1次＝第1次緊急輸送道路：防災拠点（県庁舎、地方生活圏中心都市（2次生活圏中心都市含む）、災害拠点病院ほか）、物資集積拠点、輸送拠点（重要港湾、空港ほか）を連絡する道路
- 2次＝第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と防災拠点（県地区合同庁舎、生活圏中心都市以外の市町村役場庁舎、災害拠点病院以外の病院、消防本部・消防署、自衛隊駐屯地ほか）、輸送拠点（道の駅ほか）、交通拠点、広域防災拠点を連絡する道路

### 3-6-2 ヘリポートの設置基準

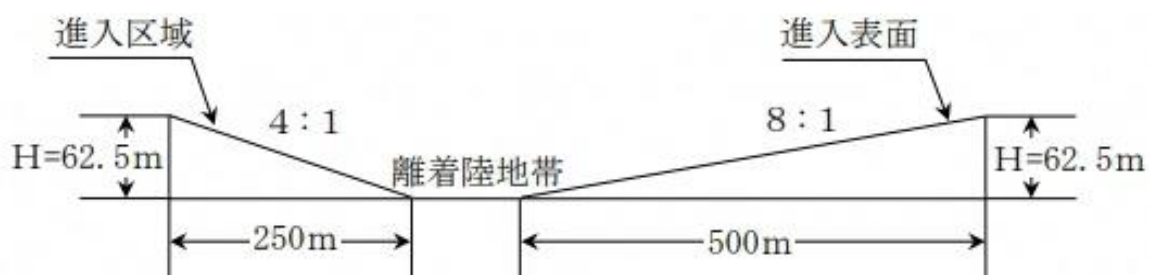
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(ア) 一般

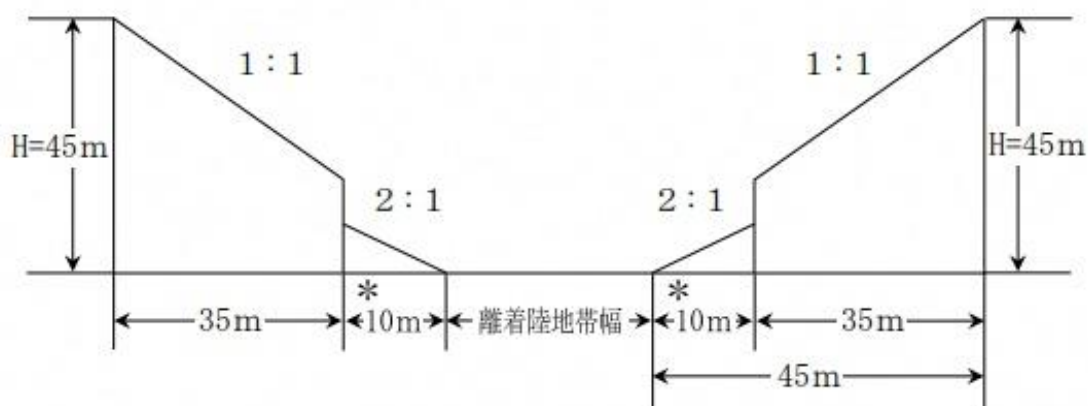
① 平面図



② 進入表面断面図



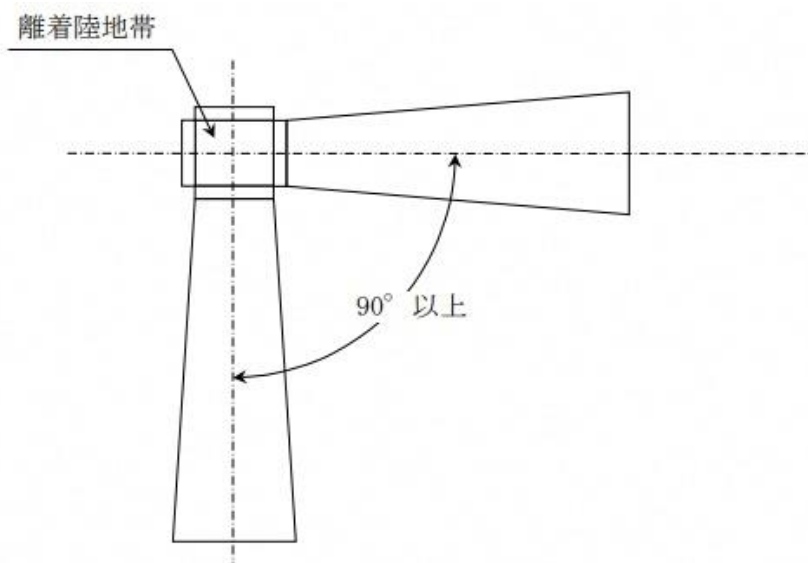
③ 転移表面断面図



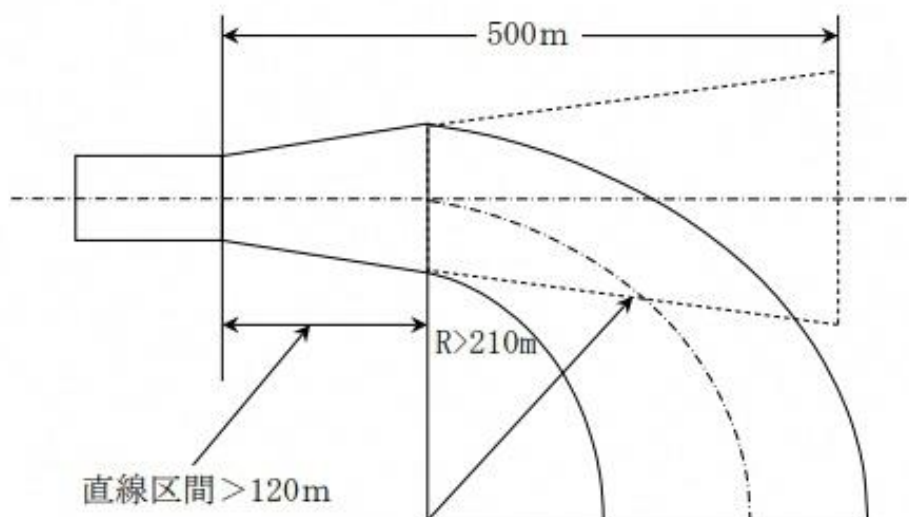
\* 離着陸地帯の外側 10メートルの範囲内に 1/2 配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



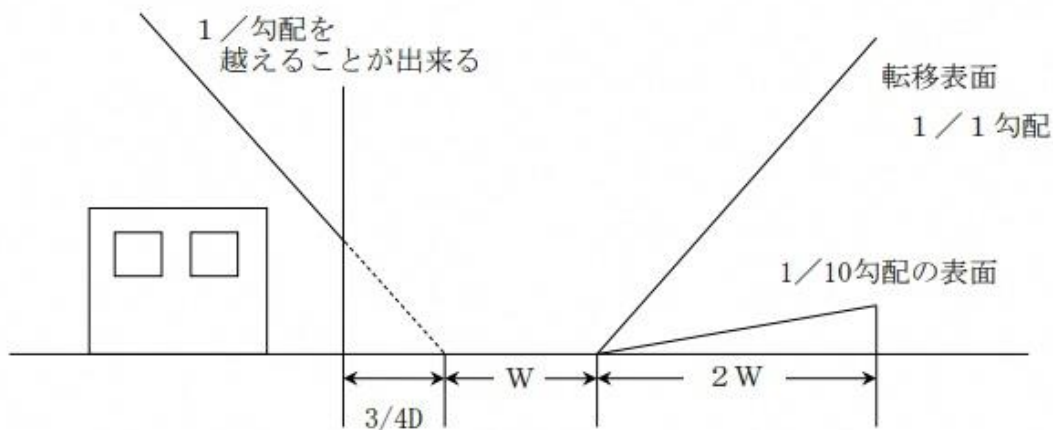
\* 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。

\* Rは210メートル以上とする。

**【転移表面の特例（一方の移転表面の勾配が1/1を超えることができる場合）】**

※転移表面断面図

D=ローター直径  
W=離着陸地帯幅

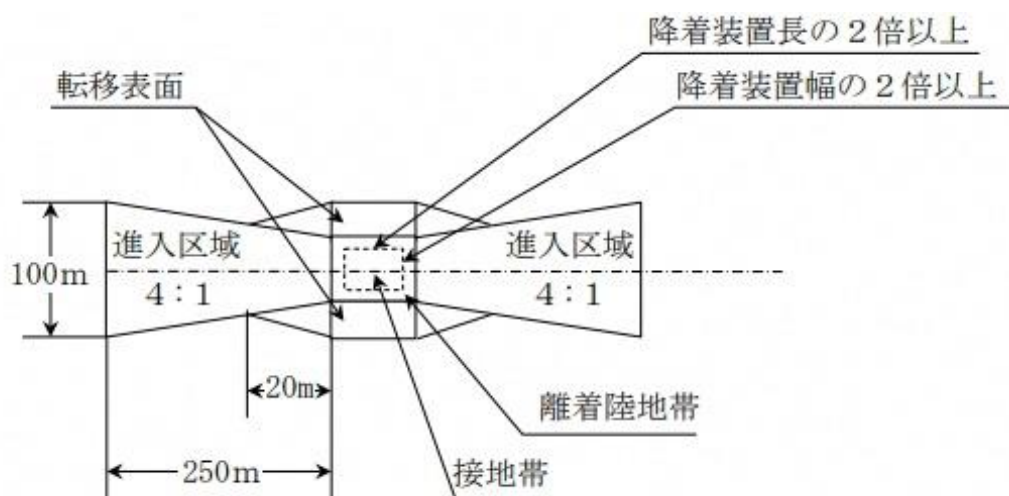


3/4D の範囲内で離着陸地帯の最高点を含む水平面より上に出る物件がないこと。

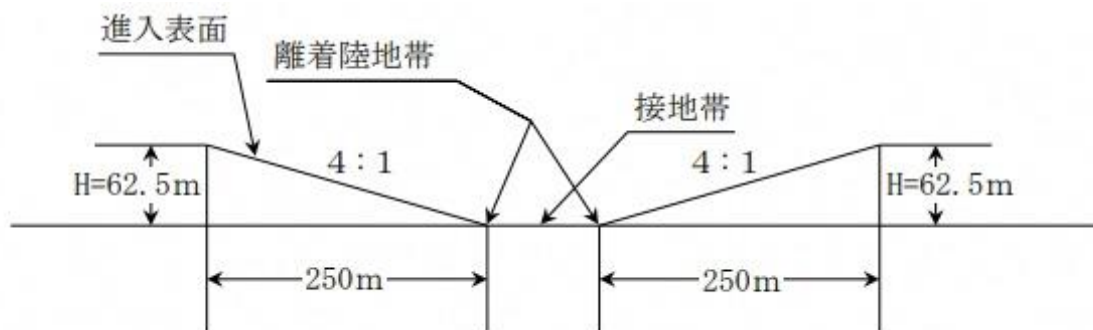
2Wの範囲内は1/10勾配の表面の上に出る高さの物件がないこと。

(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合 (特殊地域)

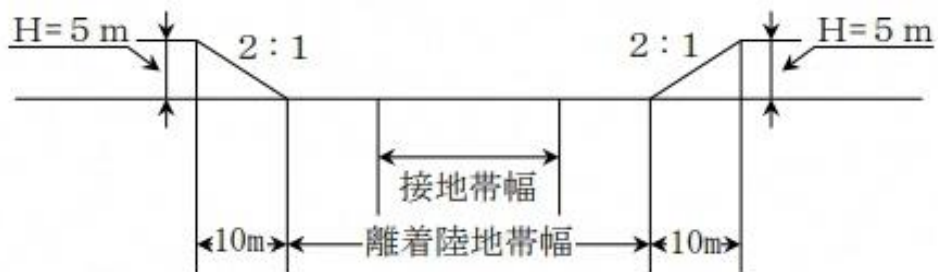
① 平面図



② 進入表面断面図

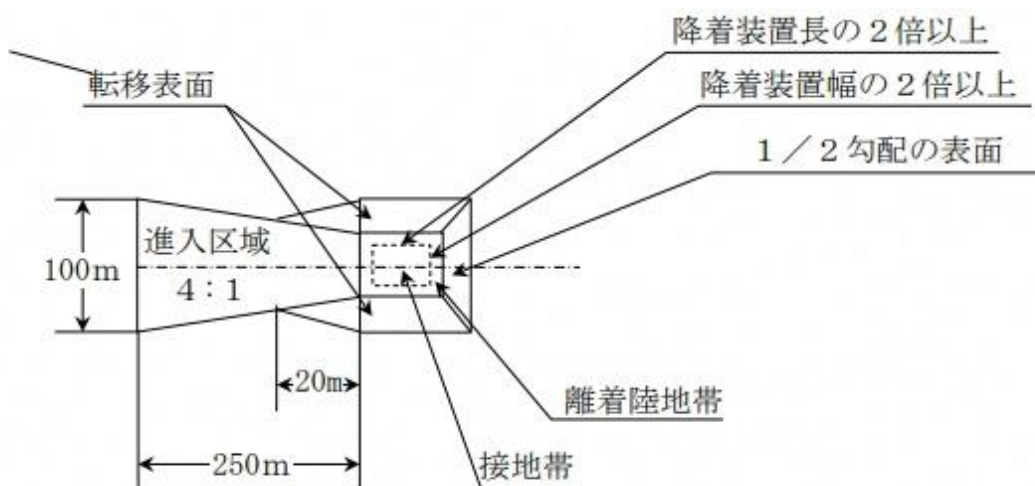


③ 転移表面断面図

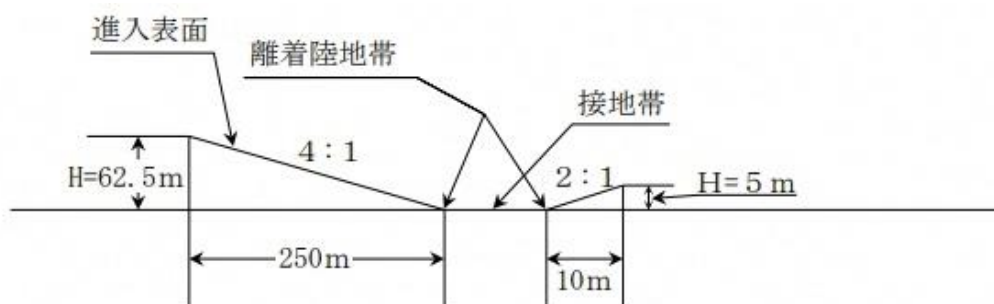


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

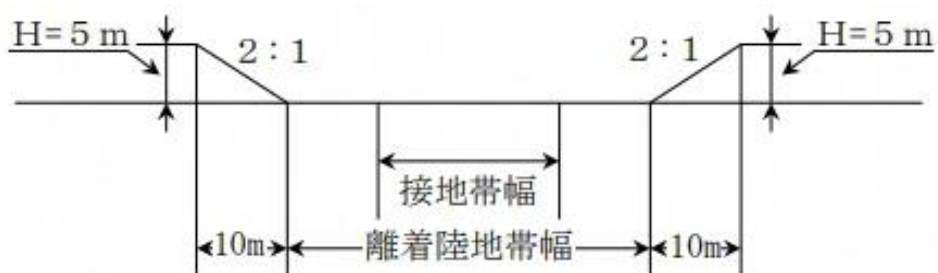
① 平面図



② 進入表面断面図

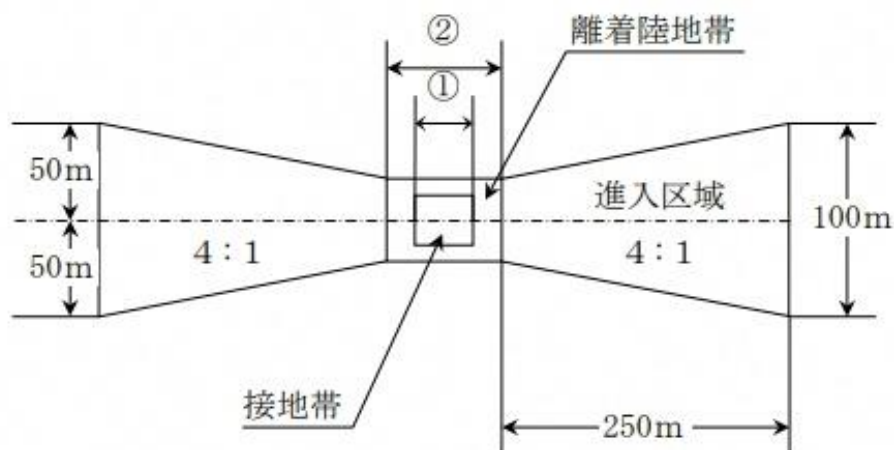


③ 転移表面断面図



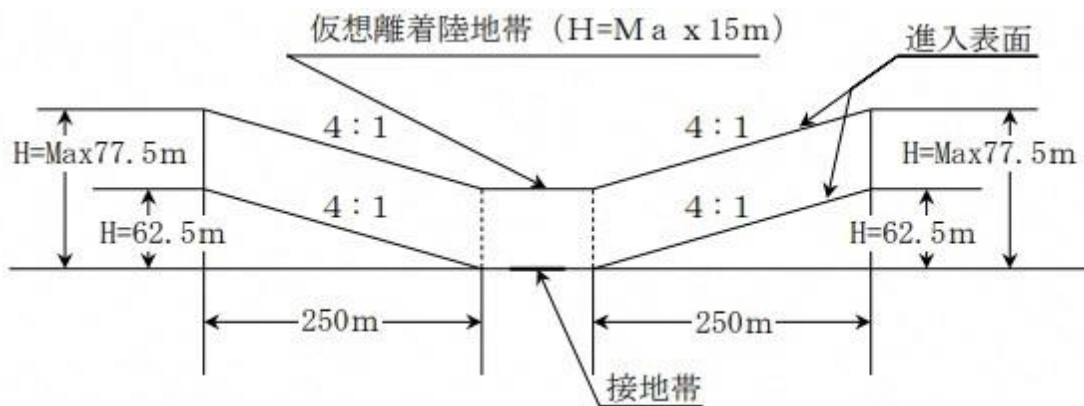
(ウ) 災害時において緊急輸送等、または訓練においても使用する離着陸場 (防災対応離着陸場) の場合

① 平面図



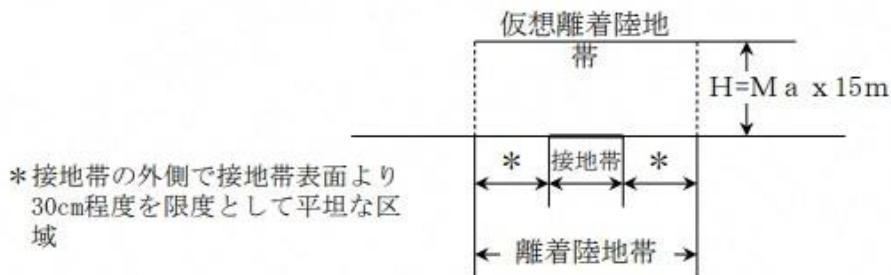
- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。
  - \* 全長が 20m を超す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。
  - \* 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



③ 転移表面断面図

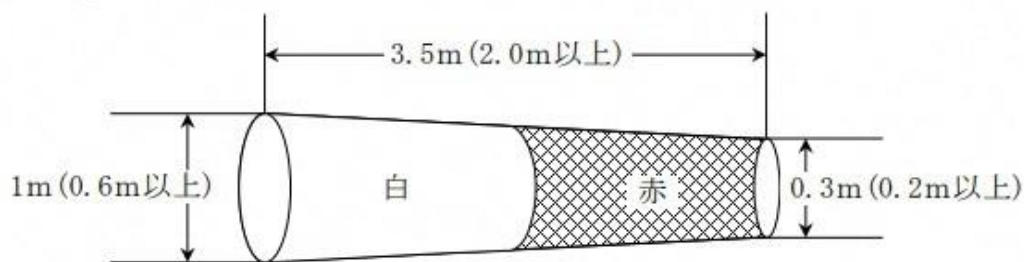
(転移表面は設定せず)



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

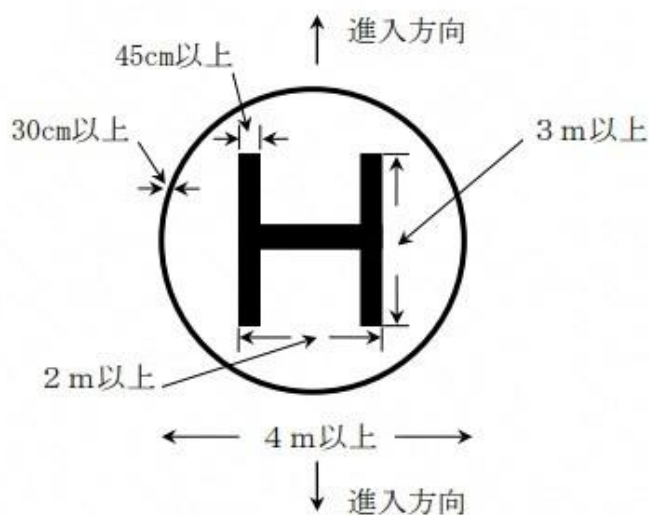


\* ( ) 内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

## 3-6-3 久慈広域圏におけるヘリポートの現況

(令和7年11月1日現在)

市町村	ヘリポート等の名称	所在地	座 標	長さ ×幅 (m)	避難場所 指定の有 無	津波 による浸 水が予 想	
			世界測地系 WGS 84				
久慈市	久慈空中消火基地	久慈市長内町 28-105-1	N 40° 10' 42"	125			
			E 141° 47' 33"	40			
	久慈川左岸河川敷公園	久慈市栄町 (市立久慈小学校前)	N 40° 11' 39"	500			
			E 141° 45' 12"	70			
	平庭高原 ふれあい広場	久慈市山形町来内 20-13-174	N 40° 05' 06"	150			
E 141° 30' 37"			80				
久慈市立山形中学校	久慈市山形町川井 10-87-8	N 40° 09' 03"	115	115	有		
久慈市総合運動公園	久慈市夏井町大崎 3-45-4	N 40° 12' 28"	118	110			
洋野町	種市運動場	洋野町種市 21-188	N 40° 24' 20"	200			
			E 141° 42' 07"	150			
	県立種市高校	洋野町種市 38-94-100	N 40° 25' 55"	200	150	有	
	洋野町立 中野中学校	洋野町中野 2-45-7	N 40° 18' 35"	150	100	有	
			E 141° 46' 32"	100			
	大野山村広場	洋野町大野 60-2	N 40° 16' 37"	120	100		
			E 141° 37' 58"	100			
洋野町立大野中学校	洋野町大野 9-39-1	N 40° 17' 05"	100	120	有		
洋野町立向田小学校	洋野町上館 55-49-14	N 40° 19' 41"	130	90	有		
洋野消防署	洋野町種市 23-86-1	N 40° 24' 40"	60	50			
野田村	県立久慈工業高校	野田村大字野田 26-62-7	N 40° 06' 53"	230			
			E 141° 48' 28"	184			
野田村立野田小学校	野田村大字野田 12-61-18	N 40° 06' 10"	90	70	有		
			E 141° 49' 07"	70			

## (3-6-3 資料編 久慈広域圏におけるヘリポートの現況)

市町村	ヘリポート等の名称	所在地	座 標	長さ ×幅 (m)	避難場所 指定の有 無	津波 による浸 水が 予想
			世界測地系 WGS 8 4			
野田村	のんちゃんパーク	野田村大字野田 18	N 40° 06' 27" E 141° 49' 25"	100 50		
	野田村立野田中学校	野田村大字野田 22-114-13	N 40° 06' 10" E 141° 48' 08"	145 130		
普代村	黒崎展望台駐車場	普代村第 2 地割字 下村	N 40° 00' 22" E 141° 55' 54"	30 45		
	普代浜緑地公園 駐車場	普代村第 7 地割字 明神 30 番地 4	N 40° 00' 47" E 141° 53' 45"	28 46		

### 3-9-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村(以下単に「市町村」という。)間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

**第2条** 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等(以下「応援職員等」という。)の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

**第3条** 市町村は、被災した市町村(以下「被災市町村」という。)及び応援を行う市町村(以下「応援市町村」という。)の間の連絡調整等を行う市町村(以下「応援調整市町村」という。)を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

**第4条** 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
  - (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名、数量等
  - (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
  - (4) 応援職員等の職種別人員
  - (5) 応援場所及び応援場所までの経路
  - (6) 応援を要する期間
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

**第5条** 市町村は、甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき又は被災市町村からの応援の要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から

(3-9-1 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定)  
応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

**第6条** 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

**第7条** 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

**第8条** 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

**第9条** この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

**第10条** この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書59通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年10月7日

盛岡市	
盛岡市長	桑島 博
宮古市	
宮古市長	菊池 長右エ門
大船渡市	
大船渡市長	甘竹 勝郎
水沢市	
水沢市長	後藤 晨
花巻市	
花巻市長	渡邊 勉
北上市	
北上市長	高橋 盛吉
久慈市	
久慈市長	久慈 義昭
遠野市	
遠野市長	菊池 正

(3-9-1 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定)

一 関 市	
一関市長	佐々木 一 朗
陸前高田市	
陸前高田市長	菅 野 俊 吾
釜 石 市	
釜石市長	野 田 武 義
江 刺 市	
江刺市長	及 川 勉
二 戸 市	
二戸市長	小 原 豊 明
雫 石 町	
雫石町長	川 口 善 彌
葛 巻 町	
葛巻町長	遠 藤 治 夫
岩 手 町	
岩手町長	田 中 幸 平
西 根 町	
西根町長	工 藤 勝 治
滝 沢 村	
滝沢村長	柳 村 純 一
松 尾 村	
松尾村長	佐々木 正四郎
玉 山 村	
玉山村長	工 藤 久 徳
紫 波 町	
紫波町長	鷹 木 壯 光
矢 巾 町	
矢巾町長	高 橋 隆 三
大 迫 町	
大迫町長	畠 敏
石 鳥 谷 町	
石鳥谷町長	大 竹 義 文
東 和 町	
東和町長	小 原 秀 夫
湯 田 町	
湯田町長	菅 原 信 夫
沢 内 村	
沢内村長	内 記 正 志
金ヶ崎町	
金ヶ崎町長	高 橋 紀 雄
前 沢 町	
前沢町長	鈴 木 一 司

(3-9-1 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定)

胆 沢 町		
胆沢町長	千 田	明
衣 川 村		
衣川村長	佐々木	秀 康
花 泉 町		
花泉町長	小野寺	亮 助
平 泉 町		
平泉町長	穂 積	昭 慈
大 東 町		
大東町長	小 原	伸 元
藤 沢 町		
藤沢町長	佐 藤	守
千 厩 町		
千厩町長	藤 野	光 男
東 山 町		
東山町長	松 川	誠
室 根 村		
室根村長	名 取	涉
川 崎 村		
川崎村長	千 葉	莊
住 田 町		
住田町長	菅 野	剛
三 陸 町		
三陸町長	佐々木	菊 夫
大 槌 町		
大槌町長	黒 澤	友 吉
宮 守 村		
宮守村長	照 井	春 雄
田 老 町		
田老町長	竹 花	達 雄
山 田 町		
山田町長	黒 澤	孝
岩 泉 町		
岩泉町長	八重樫	協 二
田野畑村		
田野畑村長	早 野	仙 平
普 代 村		
普代村長	岩 澤	義 雄
新 里 村		
新里村長	山 口	通 男
川 井 村		
川井村長	原	眞

(3-9-1 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定)

軽米町		
軽米町長	平	澄 芳
種市町		
種市町長	関 根	重 男
野田村		
野田村長	中 川	正 勝
山形村		
山形村長	小笠原	寛
大野村		
大野村長	柏 木	幸 夫
九戸村		
九戸村長	伊保内	昭 一
浄法寺町		
浄法寺町長	砂子田	一 男
安代町		
安代町長	北 舘	義 一
一戸町		
一戸町長	稲 葉	暉

(3-9-2 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)

### 3-9-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

**第2条** 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の方法)

**第3条** 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

**第4条** 協定第6条第1項に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規程により算出した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

**第5条** 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
  - (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
  - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
  - (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
  - (5) 施設の提供については、借上料
  - (6) 協定第2条第7号に規定するものについては、その実施に要した額
- 2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。
- 3 前2項により難しいときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(3-9-2 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)  
(費用負担の協議)

**第6条** 協定第6条第1項の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

**第7条** 協定第7条に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

**第8条** 市町村は、協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

**第9条** 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

(3-9-2 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)  
別表第1 (第2条関係)

応援調整市町村

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	江刺市
両磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根町、川崎村	水沢市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	水沢市

(3-9-2 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)  
別表第2 (第7条関係)

連絡担当課

地域	市町村名	連絡担当課	電話番号		FAX番号
			防災行政無線	有線電号	
二戸	二戸市	生活環境課	×-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	×-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	×-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	×-441-1	0195-38-2211	38-2161
	一戸町	総務課	×-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	×-487-1	0194-52-2111	53-3115
	普代村	総務課	×-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	×-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	総務課	×-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	×-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	×-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	×-411-1	019-651-4111	622-6211
	雫石町	総務課	×-421-1	019-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	×-401-1	0195-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	×-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	×-422-1	0195-76-2111	75-0469
	滝沢村	総務課	×-423-1	019-684-2111	684-1517
	松尾村	総務課	×-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	×-4215-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	町民課	×-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	×-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	×-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古市	宮古市	消防防災課	×-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	×-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	×-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	×-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	×-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	×-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	×-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中央部	花巻市	消防防災課	×-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	×-20-502-1	0197-64-1122	63-7023
	大迫町	総務課	×-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	×-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	×-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	×-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	×-507-1	0197-85-2111	85-2119
胆江	水沢市	生活環境課	×-521-1	0197-24-2111	24-1991

## (3-9-2 資料編 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目)

	江刺市	企画調整課	×-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	×-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	×-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	×-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川町	総務課	×-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜石	釜石市	総務課	×-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	×-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	×-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	×-562-1	0198-67-2111	67-2037
両磐	一関市	企画調整課	×-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉町	総務課	×-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	×-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	×-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	×-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	×-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	×-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	×-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	×-546-1	0191-43-2111	43-2550
気仙	大船渡市	総務課	×-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	×-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	×-20-553-2	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	×-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考1 防災行政無線の「×」は、発信特番（市町村ごとに異なる）であること。

2   は、応援調整市町村であること。

第 号  
年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他 ( )
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) その 他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担当課・係名	
担 当 者 名	
電話・FAX 番号	

## 2 応援の種類

### (1) 物資・資機材・車両等の提供

品名 (種類・規格等)	数 量	場 所

### (2) 職員等の派遣

種 類	活 動 内 容	人 員	場 所

### (3) その他の応援要請事項

--

## 3 応援の期間

年 月 日～	年 月 日
--------	-------

## 4 応援場所までの経路

陸 路	
空路 (ヘリポート)	
水路 (港湾等)	

## 3-9-3 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況

(令和8年4月1日現在)

協定の名称	協定の相手方	締結年月日	担当部局
宮古、下閉伊地区応援協定書	宮古市、山田町、岩泉町、田老町、 田野畑村、普代村、新里村、川井村	昭和41年9月19日	総務課
岩手県防災行政無線市町村局 に係る協定書	岩手県	昭和55年11月1日	総務課
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定書	久慈市、種市町、大野村、山形村、 野田村	昭和62年4月1日	総務課
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定変更消防 相互応援協定書	久慈市、洋野町、野田村	平成18年12月15日	総務課
災害時の医療救護活動に関する 協定書	社団法人久慈医師会	昭和63年12月1日	総務課
災害時の医療救護活動に関する 協定書の一部を変更する協 定書	社団法人久慈医師会	平成10年9月1日	総務課
大規模災害時の道県相互応援 に関する協定	北海道・東北8県	平成7年10月31日	総務課
岩手県防災ヘリコプター応援 協定	岩手県、県内の全ての市町村及び消防 一部事務組合	平成8年10月1日	総務課
大規模災害時における岩手県 市町村相互応援に関する協定	県内すべて市町村	平成8年10月7日	総務課
海岸水門遠隔操作施設の管理 に関する協定書	岩手県	平成12年5月26日	総務課
災害救助用米穀等に関する協 定書	岩手県	平成18年11月1日	総務課
消防相互応援に関する協定書	県内一部事務組合	平成19年4月1日	総務課
大規模災害時における八戸・ 久慈・二戸の三圏域に係る市 町村相互応援に関する協定	(八戸地域) 八戸市、おいらせ町、三戸町、 五戸町、子田町、南部町、階上町、新郷町 (久慈地区) 久慈市、洋野町、野田村 (二戸地区) 二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	平成19年6月27日	総務課
消防相互応援に関する協定書	八戸地域広域市町村圏事務組合 久慈広域行政事務組合	平成20年4月1日	総務課
災害時要援護者の避難場所 に関する協定書	社会福祉法人普代福祉会	平成24年4月1日	総務課
災害時における救助に関する 協定書	岩手県生活衛生同業組合中央会 久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会 岩手県県北広域振興局	平成24年9月5日	総務課
災害時における飲料確保に関 する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング株式 会社	平成27年8月19日	総務課

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

災害時における物資の緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社 岩手主管支店	令和2年6月30日	総務課
普代村と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社堀内郵便局 (協定対象郵便局：普代郵便局、堀内郵便局、久慈郵便局)	令和3年1月28日	総務課
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	岩手三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和7年6月23日	総務課

## 宮古、下閉伊地区消防応援協定書

**第1条** この協定は宮古、下閉伊地区消防応援協定と称し、消防組織法第21条に基づき、宮古市、山田町、岩泉町、田老町、田野畑村、普代村、新里村、川井村、(以下「各市町村」という。)地内の災害時における消防機関相互の応援に関して定めるものとする。

**第2条** 応援の種類及び派遣の方法は次の各号のとおりとする。

(1) 緊急応援、消防機関が何等かの情報により災害を覚知し、その災害発生地点が当該市町村の消防機関が出動する条件より隣接市町村の消防機関が出動する方が有効な条件の場合は緊急応援するものとし、この場合は1乃車2隊(1車~2車)を派遣する。なお災害が拡大し、当該市町村の消防隊が到着しても鎮圧または防止不可能と判断される場合は、追加応援隊の出動を、現場における相互の指揮者間の協議により行うことができる。

また、緊急応援出動した場合には被応援市町村または消防機関に対し、最も早い方法でその旨を通報するものとする。

(2) 非常応援、災害が激甚で当該市町村の消防力その他の出動のみにては災害防止鎮圧が困難なため受援を要請した場合にはその要請隊数を派遣する。ただし自衛上その他やむを得ざる場合は要請隊数を下まわる隊数を派遣することができる。

**第3条** 前条第2号に掲げる非常応援要請は被応援市町村長または消防長、その代理者及び消防団長等が応援地市町村長または消防長、その代理者及び消防団長等に対して行うものとする。

**第4条** 応援消防隊の指揮は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 被応援市町村の消防長、消防署長または消防団長が指揮すること。
- (2) 指揮は応援消防隊の長に対して行うこと。

**第5条** 応援に要した費用は次に掲げる方法によって処置するものとする。

- (1) 応援隊員の死傷については応援市町村側において処置すること。
- (2) 応援に際し被応援市町村において発生した機械器具の破損に要する修理費、または建物施設に対する事故による補修費についてはその都度両者間において協議のうえ負担区分を決定すること。
- (3) 応援間における職員手当及び被服の損料は応援側の負担とする。
- (4) 応援が長時間にわたり、食糧に用する費用は被応援市町村の負担とすること。
- (5) 動力ポンプによる作業が1時間以上に及ぶときはその超過分につき被応援市町村の負担とすること。
- (6) 前各号以外の費用に関しては両者において協議のうえ決定するものとする。

**第6条** 応援隊員が応援事務に従事中第三者に与えた損害については被応援市町村が、その賠償の責に任ずるものとする。ただし応援事務に従事中か否かの判定については、両者協議のうえ決定するものとする。

2 応援のため往路及び帰路において第三者に与えた損害は応援側がその賠償の責に任ずるものとする。

**第7条** 第5条第2号及び第4号から第6号の費用のうち被応援市町村の負担すべき費用については被応援市町村が一時繰替支弁をするものとし、当該市町村の請求に基づいて被応援市町村が支払うものとする。

**第8条** 各市町村は毎年4月末日現在で、その保有する消防ポンプ及び消防分団の所在地、人員等を別紙様式によって調査するとともに地図(1/50,000程度)にその実態をして5月末日までに調査表に添付して

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)  
各市町村に通報するものとする。

**第9条** 各市町村は相互の災害防止の調査研究に資するため、当該市町村の地域にかかる災害防止方策の資料を作成したときは、他の市町村に送付するものとする。

付 則

- 1 この協定は昭和41年9月19日から実施する。
- 2 昭和23年7月13日協定の下閉伊地区消防協定はこれを廃止する。

昭和41年9月19日

宮古市長	菊池良三
山田町長	佐藤善一
岩泉町長	工藤市助
田老町長	久保利七
田野畑村長	早野仙平
普代村長	和村幸得
新里村長	関沢富司
川井村長	下総由己

## 岩手県防災行政無線市町村局に係る協定書

岩手県（以下「甲」という。）と普代村（以下「乙」という。）とは、岩手県防災行政無線に係る市町村局（以下「市町村局」という。）の管理運用及び経費負担について、つぎのとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊急な連携を図るため、甲と乙が共同で岩手県防災行政無線設備（以下「無線設備」という。）を乙の庁舎内に設置したことに伴う管理運用及び経費負担について必要な事項を定めるものとする。

(無線設備)

**第2条** 無線設備の内容は、無線装置、有線設備、空中線設備、電源設備、空中線柱及びこれらを接続するケーブル等とする。

(所有権)

**第3条** 無線設備の所有権は、甲に帰属するものとする。

(無線設備の貸付け)

**第4条** 甲は、乙に対して別表に掲げる無線設備を無償で貸し付けるものとする。

(無線設備の管理)

**第5条** 乙は、無線設備を善良な管理者の注意をもって維持管理し、点検設備は、甲と乙が共同で行うものとする。

(市町村局の運用)

**第6条** 乙は、市町村局の運用にあたっては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）（以下「法令」という。）並びに甲が定める防災行政無線通信規程及び防災行政無線通信取扱要領（以下「通信規程等」という。）を遵守しなければならない。

(無線従事者の選任等)

**第7条** 電波第2条第6号に定める無線従事者の選任又は解任は、乙の推薦に基づき甲が行うものとする。  
2 前項の規定により選任された無線従事者は、法令及び通信規程等の定めるところにより無線設備の操作を行うものとする。

(維持管理に要する経費の負担)

**第8条** 市町村局の維持管理に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 甲が負担する経費

- ア 甲の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- イ 電波法第6条第1項の規定による新たな免許及び再免許の申請の手数料
- ウ 電波法第10条の規定による落成後の検査の手数料
- エ 電波法第73条第1項本文の規定による定期検査の手数料

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(2) 乙が負担する経費

ア 無線設備に要する電気料及び発動発電機の燃料費

イ 乙の都合により附帯設備を設ける場合の当該設備の調弁及び維持管理に要する経費

ウ 乙の都合により無線設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

エ 乙が善良な管理を怠ったことにより生じた無線設備の故障復旧に要する経費

オ その他市町村局の管理運営に要する経費

(3) 乙と甲が負担する経費

ア 市町村局に係る点検整備に要する経費については、甲と乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

イ 電波法第18条の規定による検査の手数料は、甲の都合により変更した場合は甲が、乙の都合により変更した場合は乙が、それぞれ負担するものとする。

(設置場所等の変更)

**第9条** 乙は、庁舎の移転、改築等による無線設備の設置場所の変更又は、乙の都合による無線設備の変更を行うときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(損害賠償)

**第10条** 乙は、無線設備について盗難、滅失、破損又は機能の減損の事態が生じたときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 前項に規定する場合において、乙に過失があったときは、乙は、甲の指示するところにより現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(無線台帳)

**第11条** 乙は、甲が定める無線台帳を保管し、無線設備の変更等が生じたときは、その都度、記帳するものとする。

(協定期間)

**第12条** この協定の有効期間は、協定締結の日から昭和56年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、協定期間の満了の日の翌日において更に1年間同一の条件で協定の更新するものとし、その後毎年、協定期間の満了の日の1カ月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときも、また同様とする。

(補則)

**第13条** この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれの1通を保有するものとする。

昭和55年11月1日

(甲) 岩手県

代表者 岩手県知事 中村直

(乙) 普代村

代表者 普代村長 和村幸得

## 久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、第2条に規定する久慈地区広域行政事務組合を構成する市町村の行政区域内に発生した災害並びに救急及び救助事故(以下「災害」という。)が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町村)

**第2条** この協定は、次に掲げる市町村(以下「協定市町村」という。)の相互間において行うものとする。

- (1) 久慈市
- (2) 種市町
- (3) 大野村
- (4) 山形村
- (5) 野田村
- (6) 普代村

(応援の種別)

**第3条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

協定市町村が接する地域で、別表に定める区域内に発生した火災を認知又は受報した場合、別名なく応援側から1隊出動する応援。

2 特別応援

協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村の長の要請に基づいて出動する応援、並びに消防組織法第15条第3項の規定に基づく久慈地区広域行政事務組合消防長(以下「消防長」という。)の命令によって出動する応援。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、被災市町村の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村の長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (4) 応援隊集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第5条** 前条の規定により応援要請を受けた市町村の長は当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材の種別、数量、到着予定時刻を受援市町村の長に通報するものとする。

3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援市町村の長に通報するものとする。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(応援隊の誘導)

**第6条** 消防長及び受援市町村の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第7条** 消防組織法第24条の4に基づく受援市町村の長の応援隊指揮の権限は、これを消防長又は受援市町村の消防団長に行わせる。

- 2 応援隊に対する指揮は、応援隊の長にこれを行わせるものとする。  
ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

**第8条** 応援隊の長は、消防行動については、次の区分により負担するものとする。

(費用の負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団員の手当及び車両、資器材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は、応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合（受援市町村の指揮下以外）の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については、受援市町村において行うものとする。
- (5) 前各号以外の経費については、当事者間において協議のうえ決定する。

(協議)

**第10条** この協定に定めるもののほか、必要な事項、又は疑義が生じた場合は協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

**第11条** この協定を証するため、正本6通を作成し市町村の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

別表

応援市町村名	応援区域
久慈市	種市町中野地区
種市町	久慈市侍浜町本町、外屋敷、高家、桑畑地区
久慈市	大野村帯島、水沢地区
大野村	久慈市夏井町川代、大芦、宮原地区、侍浜町角柄地区
久慈市	山形村戸呂町、繫、内間木地区
山形村	久慈市大川目町岩井、荒津前地区、山根町木売内地区
久慈市	野田村城内、新山、広内、中沢地区
野田村	久慈市宇部町のうち小袖地区を除く全部
種市町	大野村舘市、濁川地区
大野村	種市ナメラ、鉄山、棚場地区
大野村	山形村戸呂町高松沢地区
山形村	大野村水沢地区
野田村	普代村堀内地区
普代村	野田村下安家地区

岩手県久慈市

久慈市長 久慈 義 昭

岩手県九戸郡種市町

種市町長 関 根 重 男

岩手県九戸郡大野村

大野村長 佐々木 義 明

岩手県九戸郡野田村

野田村長 佐 藤 吉 男

岩手県下関伊郡普代村

普代村長 和 村 幸 得

## 海岸水門遠隔操作施設の管理に関する協定書

建設省所管海岸管理者岩手県知事（以下「甲」という。）と普代村長（以下「乙」という。）とは、海岸水門遠隔操作施設の管理について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、海岸水門操作の効用を十分に発揮させるために遠隔操作施設の管理に関して「海岸水門管理要綱」によるほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この協定において、「遠隔操作施設」とは、遠隔監視制御局設備及び遠隔監視被制御局設備をいう。  
2 この協定において、「管理」とは修繕及び改良等をいい、「事務」とは操作及び維持等をいう。

（遠隔操作施設の管理）

**第3条** 遠隔操作施設の管理は甲が行い、乙が別途委託契約により事務を行う。

（水門の操作）

**第4条** 甲と乙は、水門の操作について操作規則を定めるものとする。  
2 前項の操作規則を変更しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。

（業務運営上の協力）

**第5条** 甲と乙は、業務の運営に万全を期するため、必要があると認めるときは、人員の派遣その他必要な処置を行い、相互に協力するものとする。

（協定以外の事項）

**第6条** この協定に定めがない事項及びこの協定について疑義が生じたとき、またこの協定の内容を変更しようとするときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成12年5月26日

甲 海岸管理者  
岩手県知事 増田寛也

乙 普代村長 深渡宏

## 久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定変更消防応援協定書

久慈地区広域行政事務組合構成市町村との間で昭和62年4月1日締結した久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書（以下「原協定」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

**第1** 原協定第1条中「第21条」を「第39条」に、第3条第2項中「第15条」を「第18条」に、第7条中「第24条の4」を「第47条」に改め、第11条中「6通」を「4通」に改める。

**第2** 原協定第2条に規定する協定市町村を次のとおり変更する。

- (1) 久慈市
- (2) 洋野町
- (3) 普代村
- (4) 野田村

**第3** 原協定第3条に規定する別表を別紙のとおり変更する。

**第4** 第1、第2、第3以外については、昭和62年4月1日付けで締結した原協定のとおりとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、協定市町村記名押印して、それぞれその1通を保管するものとする。

平成18年12月15日

久慈市長 久 慈 義 昭

洋野町長 水 上 信 宏

普代村長 深 渡 宏

野田村長 小 田 祐 士

(別紙)

別表

応援市町村名	応援区域
久 慈 市 洋 野 町	洋野町中野、帯島、水沢地区 久慈市侍浜本町、外屋敷、高家、桑畑、角柄地区 久慈市夏井町川代、大芦、富原地区 久慈市山形町戸呂町高松沢
久 慈 市 野 田 村	野田村城内、新山、広内、中沢地区 久慈市宇部町のうち小袖地区を除く全部
普 代 村 野 田 村	野田村下安家地区 普代村堀内地区

## 大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る 市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、八戸地域広域市町村圏、久慈地区広域市町村圏及び二戸地区広域市町村圏を構成する市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続きその他の災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

**第2条** 各広域市町村圏の応援地区を別表のとおり定め、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援に応じるものとする。

2 前項の応援地区には、それぞれ別表に定める応援調整市及び代理応援調整町を置き、被災市町村は、その属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整町が行う応援調整は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

**第3条** 被災市町村が要請できる応援内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要となる資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

**第4条** 被災市町村は、応援調整市（第2条第2項ただし書に該当する場合は、代理応援調整町。以下この条、第5条及び第6条において同じ。）に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
  - (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
  - (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
  - (4) 応援場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には、直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

**第5条** 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあつては、応援調整市は、他の応援地区に応援を要請するものとする。

(自主応援)

**第6条** 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡がとれないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

**第7条** 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めたとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

ア 機械器具等の燃料費（補給燃料に係る経費を除く。）及び小規模破損の修理費

イ 応援人員が応急業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ウ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

エ 応援人員の被害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

**第8条** 本協定の運営に関する事務局は、八戸市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

**第9条** 応援調整市は、毎年度4月末までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(訓練の実施)

**第10条** 市町村は、協定に基づく相互援助が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(その他の防災協定等との関係)

**第11条** この協定のほか、別途協定している応援協定など特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(協議事項)

**第12条** この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を16通作成し、関係市町村の長がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成19年6月27日

八戸地域広域市町村圏

八戸市長	小林 眞
おいらせ町長	三村 正太郎
三戸町長	久慈 豊
五戸町長	三浦 正名
田子町長	松橋 良則
南部町長	工藤 祐直
階上町長	浜谷 豊美
新郷村長	須藤 良美

久慈地区広域市町村圏

久慈市長	山内 隆文
普代村長	深渡 宏
野田村長	小田 祐士
洋野町長	水上 信宏

二戸地区広域市町村圏

二戸市長	小原 豊明
軽米町長	山本 賢一
九戸村長	岩部 茂
一戸町長	稲葉 暉

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

別表 (第2条関係)

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整町
八戸	八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、 田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町
久慈	久慈市、洋野町、野田村、普代村	久慈市	洋野町
二戸	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸市	一戸町

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

(応援市町村長) 様

(応援要請市町村長)

大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援  
に関する協定に基づく応援要請

標記について、次のとおり応援を要請します。

1 被害の種類 及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他 ( )
	被害状況	
2 協定第3条第2号から第4号 までに掲げる物の品名、数量等		
3 協定第3条第5号に掲げる 職員の職種別人員数		
4 応援場所及び応援場所への 経路		
5 応援の期間		
6 その他必要な事項		

## 消防相互応援に関する協定書

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、第2条に規定する一部事務組合及び市町の行政区域内に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定組合等)

**第2条** この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市町(以下「協定組合等」という。)の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 胆沢地区消防組合
- (3) 両磐地区消防組合
- (4) 久慈地区広域行政事務組合
- (5) 大船渡地区消防事務組合
- (6) 遠野地区消防事務組合
- (7) 宮古地区広域消防等組合
- (8) 花巻地区消防事務組合
- (9) 北上地区消防等組合
- (10) 二戸地区広域行政事務組合
- (11) 釜石市
- (12) 陸前高田市
- (13) 江刺市
- (14) 大槌町

(対象とする災害)

**第3条** この協定の対象とする災害は次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、鉄道車両、自動車等の交通機関による大規模な火災並びに救急及び救助事故又は危険物の流失事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災並びに救急及び救助事故
- (3) その他大規模な火災並びに救急及び救助事故

### 第2章 相互応援協定

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した協定組合等(以下「被災組合等」という。)の長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する協定組合等(以下「応援組合等」という。)の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定組合等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 被災組合等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定組合等の消防機関が保有する車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生時の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

**第5条** 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特定の理由のない限り応援を行うものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合等の長に通報するものとする。

(消火資器材等の調達手配)

**第6条** 応援組合等の長は、被災組合等の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともにその結果を被災組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第7条** 応援隊の指揮は、被災組合等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

**第8条** 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに被災組合等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

**第9条** 被災組合等の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援組合等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

**第10条** 協定事務の円滑な推進を図るため必要のつど協定組合等において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

**第11条** 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関する事。
- (2) 協定組合等の消防現勢、消防車両、特殊災害等の資料の交換に関する事。
- (3) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関する事。
- (4) その他必要な事項

### 第4章 経費負担

(人件費等)

**第12条** この協定を実施するため必要な経費で、次に掲げるものについては被災組合等の負担とする。

- (1) 応援職員の手当等
- (2) 応援職員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償に要する経費

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

- (3) 備蓄資器材及び臨時調達資器材の購入費並びに輸送費
- (4) 燃料費
- (5) 車両及び機械器具等に破損又は故障を生じた場合の修理費
- (6) 機械器具等の輸送費

2 前項第1号及び第2号に掲げる経費は応援組合等の条例、規則等の規定により算定するものとする。

(第三者に対する損害賠償に要する経費)

**第13条** 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においてその損害が応援業務中に生じたものについては被災組合等が、往路及び帰路に生じたものについては応援組合等がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。

(経費の支払方法)

**第14条** 応援を受けた場合の応援措置に要する経費は応援組合等の請求に基づいて被災組合等が支払うものとする。

(経費の負担等の特例)

**第15条** 応援に要する経費の負担又はその支払方法について前3条により難しいときは、関係協定組合等が協議して定める。

## 第5章 雑 則

(実施細目)

**第16条** この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

**第17条** この規定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し決定するものとする。

(協定書の保管)

**第18条** この協定を証するため正本14通を作成し協定組合等の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和50年5月13日から効力を生ずる。

盛岡地区広域行政事務組合管理者  
胆沢地区消防組合管理者  
両磐地区消防組合管理者  
久慈地区広域行政事務組合管理者  
大船渡地区消防事務組合管理者  
遠野地区消防事務組合管理者  
宮古地区広域消防等組合管理者  
花巻地区消防事務組合管理者

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

北上地区消防等組合管理者

二戸地区広域行政事務組合管理者

釜石市長

陸前高田市長

江刺市長

大槌町長

## 消防相互応援に関する協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と久慈地区広域行政事務組合（以下「乙」という。）のそれぞれの行政区域内に発生した災害並びに救急事故（以下「災害」という。）に対する消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

**第2条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

1 普通応援

甲、乙それぞれが接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に発生地の組合（以下「被災組合」という。）の長の要請をまたずに出動する応援。

2 特別応援

甲又は乙の区域内に災害が発生した場合に被災組合の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請)

**第3条** この協定に基づく応援要請は、被災組合の長が電話、その他の方法により次の事項を明確にして応援組合の長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生時の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の種別、数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

**第4条** 前条の規定により応援要請を受けた組合の長は特別な理由がない限り応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援組合の長は応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、資機材の種類、数量、到着予定時刻等を要請組合の長に通報するものとする。
- 3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

**第5条** 応援を要請した組合の消防長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第6条** 応援隊の指揮は、被災組合の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

**第7条** 応援隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(救急搬送への便宜)

**第8条** 甲乙それぞれ救急事故等により医療機関へ傷病者を搬送する場合、搬送経路の誘導等について要請があった場合は便宜を供与し合うものとする。

(費用の負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要した費用については次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援職員の手当及び車両、資機材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については被災組合の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については甲、乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

**第10条** この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙双方の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

**第11条** この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保管)

**第12条** この協定を証するため、正本2通を作成し記名押印のうえ甲乙各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、昭和59年11月1日から効力を生ずる。

八戸地域広域市町村圏事務組合

管理者 秋山 阜二郎

久慈地区広域行政事務組合

管理者 久慈市長 久慈 義昭

## 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）の区域において、地震等による大規模災害が発生し、被災道県独自では、十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災道県が他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

**第2条** 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

**第3条** 道県は、大規模災害時に被災道県が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

**第4条** 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

**第5条** 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

**第6条** 被災道県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる車両の種類、規格及び台数、ヘリポートの位置等
- (4) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(応援の自主出動)

**第7条** 応援調整道県は、大規模災害と認められる災害が発生した被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待つかとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

**第8条** 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(資料の交換)

**第9条** 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

**第11条** この協定は、平成7年10月31日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印の上、各自1通を所持する。

平成7年10月31日

北海道知事	堀 達也
青森県知事	木村守男
岩手県知事	増田寛也
宮城県知事	浅野史郎
秋田県知事	佐々木喜久治
山形県知事	高橋和雄
福島県知事	佐藤栄佐久
新潟県知事	平山征夫

## 災害時要援護者の避難場所に関する協定書

普代村（以下「甲」という。）と社会福祉法人普代福祉会（以下「乙」という。）とは災害が発生又は発生のおそれがある場合の要援護者の受け入れについて、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、普代村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て要援護者を安全な施設へ避難させるため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医薬品の使用)

**第2条** 避難所において使用する医薬品等は原則として甲が備える医薬品等とする。

(避難所における給食等)

**第3条** 避難所において、必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(報告)

**第4条** 乙は、要援護者が避難した場合は、速やかに甲の定めるところにより避難者名簿を甲に報告するものとする。

(費用等)

**第5条** 避難に係る費用については、避難者は無料とし、村に請求するときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その費用を乙に支払うものとする。

(協議)

**第6条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定機関)

**第7条** この協定の有効期限は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 普代村  
普代村長 証 屋 伸 夫

乙 社会福祉法人普代福祉会  
理事長 藤 島 拓 朗

## 災害時における救助に関する協定書

普代村（以下「甲」という。）と、岩手県生活衛生同業組合中央会及び久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

**第1条** この協定は、普代村地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の救助の実施に関し、乙の協定について必要な事項を定める。

### (協力要請)

**第2条** 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

- (1) 村内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) その他村長が特に必要と認めるとき。

2 乙は、甲からの協力要請があった場合は、乙の会員である生活衛生同業組合（別表）の協力のもとに、可能な限り誠実に実行するものとする。

### (協力の内容)

**第3条** 甲が乙に要請する協力は、次に掲げる事項とする。

- (1) 宿泊施設を避難場所として提供し、宿泊、入浴及び食事の提供  
なお、通常提供されるサービスの全ての提供を求めるものではない。
- (2) 食材の提供及び炊き出し
- (3) 交通途絶のため、帰宅することが困難な者のうち徒歩で帰宅する者に対する次の支援
  - ア 水道水、トイレ等の提供
  - イ 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所等に関する情報の提供
- (4) その他甲乙が協議し必要と認める事項

### (要請の方法)

**第4条** 乙への協力の要請は、甲が、期間、場所及び人数等を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

なお、前条第3号の乙の協力は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施できるものとする。

### (費用負担)

**第5条** 協力を要する費用は、甲が負担するものとし、その費用は、災害時直前における適正価格を基準に甲乙協議の上別途定めるものとする。

なお、第3条第3号に要した費用は、乙が負担するものとする。

### (取消料)

**第6条** 乙は、協力要請後に取り消しがあった場合でも、甲に対し取消料は請求しないものとする。

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

(有効期限)

**第7条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(協議)

**第8条** この協定に定める事項に疑義の生じた事項及びこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年9月5日

甲 普代村  
代表者 普代村長 柁屋伸夫

乙 盛岡市志家町3-13  
岩手県生活衛生同業組合中央会  
代表者 会長 西部邦彦

乙 久慈市中央3-2  
久慈地区生活衛生同業組合連絡協議会  
代表者 会長 桑畑 博

立会人 岩手県 県北広域振興局  
局長 松岡 博

## 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

普代村（以下「甲」という。）、岩手三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

### (趣旨)

**第1条** この協定は、普代村内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

### (電動車両等の種類)

**第2条** 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

### (貸与の要請)

**第3条** 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

(以下、電動車両等の貸与を行うものを「貸貸者」という。)

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は貸貸者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障をきたさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

### (電動車両等の引渡し等)

**第4条** 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

### (貸与期間)

**第5条** 電動車両等の貸与期間は、電動車両等に引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

**(電動車両等の返却)**

**第6条** 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

**(費用負担)**

**第7条** 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

**(補償)**

**第8条** 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

**(保険について)**

**第9条** 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

**(費用の支払)**

**第10条** 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

**(使用上の留意事項)**

**第11条** 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、普代村内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

**(電動車両等の管理)**

**第12条** 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

**(連絡責任者)**

**第13条** 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

**(電動車両等の情報提供)**

- 第14条** 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

**(平時の取組)**

- 第15条** 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

**(不可抗力免責)**

- 第16条** 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

**(協議)**

- 第17条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

**(有効期間)**

- 第18条** この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和7年6月23日

甲 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2  
普代村  
代表者 普代村長 柁屋 伸夫

(3-9-3 資料編 関係団体等との「災害時における応援協定」の締結状況)

乙 岩手県盛岡市南仙北一丁目24番8号  
岩手三菱自動車販売株式会社  
代表取締役 千田 茂穂

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
三菱自動車工業株式会社  
代表執行役 加藤 隆雄

(様式1号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の通り申請します。

担当者	部 署 氏 名 電 話 番 号 F A X 番 号 メー ル ア ド レ ス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種 類  数 量
貸与場所	住 所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

普代村長

様

会社名 代表
-----------

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、  
次の通り報告します。

担当者	部 署 氏 名 電 話 番 号 F A X 番 号 メー ル ア ド レ ス
電動車両等の種類・数量	種 類  数 量
貸与場所	住 所
貸与期間	年 月 日～ 年 月 日
その他必要な事項	

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

災害時における電動車両等の支援に関する協定第13条に規定に基づき、次の通り報告します。

( 年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

**【本報告書の変更連絡先】**

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。  
 なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載のご担当者様（メールアドレス）宛てにご連絡いたしますので予めご了承ください。

「三菱自動車DENDOコミュニティサポートプログラム連絡事務局」  
 メールアドレス：info.densp@mitsubishi-motors.com

**3-12-1 災害救助法による救助の種類、程度、期間等** (令和4年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活 が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 (ホテル・旅館の利用額は⑦,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行。) )
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を告示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

<p>応急仮設住宅の供与</p>	<p>住家が全滅、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者</p>	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模                      応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額                      1戸当たり                      6,285,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	<p>災害発生の日から20日以内の着工</p>	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間最高2年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額                      地域の実情に応じた額</p>	<p>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様</p>
<p>炊出しその他による食品の給与</p>	<p>1 避難所に収容された者</p> <p>2 住宅に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1人1日当たり                      1,180円以内</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。                      (1食は1/3日)</p>
<p>飲料水の供給</p>	<p>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>輸送費、人件費は別途計上</p>

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>1 夏期(4～9月)冬期(10～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="427 678 587 857">区 分</th> <th data-bbox="587 678 643 857">1 人 世 帯</th> <th data-bbox="643 678 707 857">2 人 世 帯</th> <th data-bbox="707 678 770 857">3 人 世 帯</th> <th data-bbox="770 678 834 857">4 人 世 帯</th> <th data-bbox="834 678 898 857">5 人 世 帯</th> <th data-bbox="898 678 1401 857">6人以上 1 人増すごとに 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 857 587 1014" rowspan="2">全 壊 全 焼 全 流 全 失</td> <td data-bbox="587 857 643 947">夏</td> <td data-bbox="643 857 707 947">18,700</td> <td data-bbox="707 857 770 947">24,000</td> <td data-bbox="770 857 834 947">35,600</td> <td data-bbox="834 857 898 947">42,500</td> <td data-bbox="898 857 962 947">53,900</td> <td data-bbox="962 857 1401 947">7,800</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 947 643 1014">冬</td> <td data-bbox="643 947 707 1014">31,000</td> <td data-bbox="707 947 770 1014">40,100</td> <td data-bbox="770 947 834 1014">55,800</td> <td data-bbox="834 947 898 1014">65,300</td> <td data-bbox="898 947 962 1014">82,200</td> <td data-bbox="962 947 1401 1014">11,300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1014 587 1149" rowspan="2">半 壊 半 焼 床上浸水</td> <td data-bbox="587 1014 643 1104">夏</td> <td data-bbox="643 1014 707 1104">6,100</td> <td data-bbox="707 1014 770 1104">8,200</td> <td data-bbox="770 1014 834 1104">12,300</td> <td data-bbox="834 1014 898 1104">15,000</td> <td data-bbox="898 1014 962 1104">18,900</td> <td data-bbox="962 1014 1401 1104">2,600</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1104 643 1149">冬</td> <td data-bbox="643 1104 707 1149">9,900</td> <td data-bbox="707 1104 770 1149">12,900</td> <td data-bbox="770 1104 834 1149">18,300</td> <td data-bbox="834 1104 898 1149">21,800</td> <td data-bbox="898 1104 962 1149">27,400</td> <td data-bbox="962 1104 1401 1149">3,600</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1 人増すごとに 加算	全 壊 全 焼 全 流 全 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上 1 人増すごとに 加算																																			
全 壊 全 焼 全 流 全 失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																			
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																			
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																			
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																			
<p>医 療</p>	<p>医療の途を失った者(応急的処置)</p>	<p>1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>	<p>患者等の移送費は、別途計上</p>																																						
<p>助 産</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</p>	<p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</p>		<p>妊婦等の移送費は、別途計上</p>																																						

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

被災者の救出	<p>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</p> <p>2 生死不明な状態にある者</p>	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	<p>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p>
被災した住宅の応急修理	<p>1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり</p> <p>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 655,000円以内</p> <p>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内</p>	災害発生から3ヵ月以内(災害基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費</p> <p>2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円</p>	<p>災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額</p> <p>2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<p>1 体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内</p>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の検索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上</p> <p>2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。</p>

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

<p>死体の処理</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。</p>	<p>(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
<p>障害物の除去</p>	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</p>	<p>市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	
<p>輸送費及び賃金 職員等雇用費 (法第4条第1項)</p>	<p>1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の検索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理分配</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	
<p>輸送費及び賃金 職員等雇用費 (法第4条第2項)</p>	<p>避難者の避難に係る支援</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員</p>

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

				など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 時間外勤務手当</li> <li>2 賃金職員等雇上費</li> <li>3 旅費</li> <li>4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費修繕料）</li> <li>5 使用料及び賃借料</li> <li>6 通信運搬費</li> <li>7 委託費</li> </ol>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

(3-12-1 資料編 災害救助法による救助の種類、程度、期間等)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10                      ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分については100分の9                      ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8                      ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7                      ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100部の6                      ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5                      ト 5億円を超える部分の金額については100分の4                 </div>		

※ この基準によつては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 3-15-1 医療機関一覧

令和5年4月1日現在

医療機関名 所在地 電話番号	総合病院	救急告示	病床数					診療科目
			一般	救命	療養	感染	合計	
岩手県立久慈病院 久慈市旭町10-1 53-6131	○	○	267	20	43	4	334	内科、消化器内科、 循環器内科、呼吸器内 科、脳神経内科、精神 科、小児科、外科、 整形外科、形成外科、 脳神経外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、リハ ビリテーション科、放射 線科、歯科口腔外科、 麻酔科
国民健康保険診療所 普代村10-4-1 35-2517							0	外科(総合診療)
国民健康保険歯科診療 所 普代村10-7-8 35-2580							0	歯科

## 3-15-2 災害時の医療救護活動に関する協定書

### 災害時の医療救護活動に関する協定書 (原協定)

普代村 (以下「甲」という。) と社団法人久慈医師会 (以下「乙」という。) とは災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、普代村地域防災計画 (以下「防災計画」という。) に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の派遣)

**第2条** 甲は、防災計画に基づく、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護師等で編成する医療救護班 (以下「医療救護班」という。) の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(災害救護班の業務)

**第3条** 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後送医療施設への転送の要否及び転送順位の設定
- (3) 助産
- (4) 死体の検案、死胎の検案

(医療救護班の輸送)

**第4条** 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(救護所の設置)

**第5条** 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

(使用医薬品等)

**第6条** 医療救護活動に使用する医薬品、医療材料その他医療関係物品 (以下「医薬品等」という。) は原則として甲が備える医薬品等とする。

2 前項の医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(救護所における給食等)

**第7条** 救護所において、必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

**第8条** 救護所における医薬品は無料とし、患者に対しては請求しないものとする。

2 後送医療施設における医療費は、患者が負担する。

(費用弁償)

**第9条** 甲は、次の各項に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに要する費用に限る。）について当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費、実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額
- (2) 医療救護班が調達した医療品等を使用したときのその使用した医療品等の費用実費の額
- (3) 後送医療施設及び救護所において行った医療救護活動に伴い、当該後送医療施設及び救護所の設備又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用、実費の額

(扶助費)

**第10条** 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助費を支給する。

(医療紛争の措置)

**第11条** 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

(報告)

**第12条** 乙は、医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を、甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

**第13条** 乙は、第9条の費用及び第10条の扶助費（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

**第14条** 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を乙に支払うものとする。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

(協定期間)

**第16条** この協定の有効期間は、昭和63年11月1日から昭和64年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和63年11月1日

甲 普代村

代表者 普代村長 岩澤義雄

乙 久慈市川崎町3-8-58

社団法人 久慈医師会

会 長 川村弘二

災害時の医療救護活動に関する協定書の一部を変更する協定書

普代村（以下「甲」という。）社団法人久慈医師会（以下「乙」という。）とで取り交わした「災害時の医療救護活動に関する協定書」（昭和63年11月1日締結）の一部を次のとおり変更する。

第2条の次に次の1条を加える。

（自主出動）

**第2条の2** 乙は、甲と連絡がとれないとき又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療班を派遣する必要があると認めた場合は、自主的に医療班を編成して派遣することができる。

2 乙は、前項の規定により医療班を派遣したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙が前項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき医療班の派遣が必要と認めたときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ1通を保有するものとする。

平成10年3月19日

甲 普代村  
代表者 普代村長 岩澤義雄

乙 久慈市川崎町10番30号  
社団法人久慈医師会  
会長 白岩道夫

(3-16-1 資料編 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書)

### 3-16-1 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書

#### 協 定 書

災害救助法又は国民保護法が発動された場合における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の岩手県知事への緊急引渡しに関し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局通知）」に基づき、岩手県知事と岩手農政事務所長との間に下記のとおり協定する。

記

**第1条** 災害救助用米穀の売買契約は、岩手県知事（以下「知事」という。）と岩手農政事務所長（以下「所長」という。）との間において締結するものとする。

**第2条** 被災地の市町村長等は、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

**第3条** 知事は、市町村長等が第2条により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けるものとする。

**第4条** 第3条における価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

**第5条** 災害救助用米穀の売買代金の延納措置については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、所長が知事と協議の上、決定するものとする。

- ① 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- ② 自衛隊の派遣が行われていること
- ③ 知事から30日を越える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、所長が知事と協議の上、決定するものとする。

**第6条** 災害救助用米穀等の引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事の指定する者（知事又は市町村長等が取扱者として指定した卸売業者等をいう。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えないものとする。

**第7条** この協定書の内容に変動を生じたときは別途更新するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、知事及び所長がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成19年6月22日

岩手県知事 印

東北農政局岩手農政事務所長 印

### 3-16-2 災害救助用米穀等に関する協定書

岩手県知事（以下「甲」という。）と普代村長（以下「乙」という。）とは、災害救助法及び国民保護法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため、食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の緊急引渡しについて乙が甲の指示を受けられない場合における取扱いについて、次のとおり協定する。

なお、甲は本協定と同時に乙を非常災害時における災害救助用米穀等取扱者に指定する。

**第1条** 甲は、乙が災害救助用米穀等の引渡しを受けることができるようにするための協定を、農政事務所長と締結するとともに、乙に代わってその代金を支払うものとする。

2 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受ける必要があるときには、農政事務所において倉庫を管轄する主幹課長及び地域課長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができるものとする。

**第2条** 災害救助用米穀等の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

**第3条** 甲と乙は、災害救助用米穀等の引取代金について別紙書式の内容により、災害救助用米穀代金納付契約を締結するものとする。

2 前項に定める契約にかかる契約書は、乙に対する実引渡数量ごとに作成するものとする。

**第4条** 乙は、災害救助用米穀等の引渡しを受けたときは、甲に対し速やかに引渡全数量を報告するとともに、その代金を甲の定める期限までに納付するものとする。

**第5条** 乙は、納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付するものとする。

この協定の証しとして本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

平成 18年10月12日

岩手県知事 増田 寛也

普代村長 深渡 宏

### 3-16-3 災害救助用米穀等代金納付契約書

1 種類

2 数量

3 代金 ¥ \_\_\_\_\_

内 訳

種別	産年	産地銘柄	包装	量目	等級	数量	単価	金額

4 現金取引場所

5 代金納付期限 年 月 日

6 引 取 目 的 ○○災害の被災者等に対する給食、供給のため岩手県知事（以下「甲」という。）と○○市（町、村）長（以下「乙」という。）とは上記政府所有災害救助用米穀等の引取代金納付について、次の条項により契約を締結する。

**第1条** 乙は災害救助用米穀等の引取代金を甲の発行する納額告知書によって、納付期限までに岩手県金庫に納付しなければならない。

**第2条** 乙が納付期限までにその引取代金を納付しなかったときは、当該未納額について、納付期限の翌日から納付するまでの日の日数に応じ年14.6%で計算した額の延滞金を甲に納付しなければならない。

**第3条** この契約に定める納付期限については、その期限が土曜日、日曜日及びその他の休日に該当する場合は、その翌日をもって当該期限とする。

**第4条** 乙は、甲の指示又は承認がなければ災害救助用米穀等を転売又は買受目的に反した処分をすることができない。

**第5条** 乙は、災害救助用米穀等の取引後、又は引取中において天変地異、火災、盗難その他やむを得ない事由により乙が損害を被ることがあっても甲はその損害を負担しない。

**第6条** この契約に定めない事項については、法令の規定によるほか必要に応じて甲、乙協議して定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 \_\_\_\_\_

乙 \_\_\_\_\_

### 3-16-4 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

平成18年6月15日 18総食第294号 制定

平成19年3月30日 18総食第1369号 一部改正

#### 第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食料安定供給特別会計に属する物品のうち政府倉庫及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀及び災害対策用乾パン（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市長村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局、北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

- (1) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の取引に関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主幹課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。  
なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。
- (3) 災害救助用米穀等の販売代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。

##### ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと
- (イ) 自衛隊の派遣が行われていること
- (ウ) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

(3-16-4 資料編 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領)

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

- (4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しへの要請があった場合は当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

- 2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長は管下の地域課長及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

### 第3 知事又は市長村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

- 1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 地方農政事務所長は、知事から災害救助用米穀の緊急の引渡しについて、要請を受け、知事に対する直接売却を決定したときは、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法発動に伴う応急食糧売却の売買契約を及び延納措置について」（平成16年4月1日付け15号第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所長等の分任契約担当官が行うものとする。

- (2) 知事に対する地方農政事務所長の災害救助用米穀引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（平成19年3月30日付け18総食第1366号総合食料局長通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げるときは、地方農政事務所長等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀の必要量の変動が予想されたとき。

- 2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕がない場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕が無い（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めたときは、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当するときは、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長は、から指示のあった内容等を分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行うときは、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び、数量等を明らかにした受領証をかならず徴するものとする。

(3-16-4 資料編 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領)

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ地方農政事務所等の職員を立ち合わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

① 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長に連絡が取れない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

② 保管業務担当職員は、市町村長から①により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上適当と認めたときは、その旨を市町村長に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

③ 倉庫の責任者は、②による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴するものとする。

④ 保管業務担当職員は③により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等に立ち合わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

① 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

② 倉庫の責任者は、①による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、この引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

③ 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡が付き次第、速やかに、②による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長が、緊急に引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長の報告

地域課長はア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級、及び数量等を報告するものとする。

## 第4 売買契約書の整備

1 分任契約担当官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しを行ったときは、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。

(3-16-4 資料編 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領)

- 2 分任契約担当官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等とを照合するものとする

## 第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理者は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付で、荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。
- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
  - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
  - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
  - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人から受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

### 3-16-5 主食用米穀の売却要領（抜粋）

(平成16年3月31日付け総食糧第829号 総合食料局長通達)

#### 第6 災害時における応急用米穀の取扱い

- 1 都道府県知事（以下「知事」という。）は、地震、大火災、風水害等非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量等を地方農政事務所長（地方農政局の所在する府県にあつては地方農政局長、北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下、「地方農政事務所長等」という。）に通知する。
- 2 地方農政事務所長等は、1の通知を受けたときは、管内の届出事業者の精米手持状況等を参酌の上、届出事業者に対し、知事又は知事の指定する者に対する売渡しを要請するほか、知事と協議の上、必要に応じ政府米を直接知事又は知事の指定する者に売り渡すものとする。

なお、災害救助法（昭和22年法律第108号）が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続きについては、総合食料局長が別に定めるところによる。
- 3 地方農政事務所長等は、応急用米穀について、2に基づき講じた措置については、速やかに食料局長に報告する。この場合、地方農政事務所長は地方農政局長あてに報告し、地方農政局長は取りまとめの上、総合食料局長へ報告する。ただし、緊急を要するものにあつては地方農政事務所長は直接総合食料局長あてにも報告する。

## 3-16-6 普代村高齢者等見守りネットワーク協定書

普代村（以下「甲」という。）と岩手日報普代センター（以下「乙」という。）は、高齢者等の住み慣れた地域での安心・安全は暮らしの確保と地域における見守り体制を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1** 本協定は甲と乙が協力して地域の見守り活動に取り組むことにより、地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。

### （協力内容）

**第2** 乙は、配達、集金等の普代村内で行われる業務のなかで、地域住民に何かしらの異変を感じた場合は、業務に支障のない範囲で甲に速やかに連絡するものとする。

2 前項の状況において、地域住民の生命に危険が及ぶと想定されるような緊急を要する場合は、乙は救急車の手配や警察への通報を行うとともに、必要に応じて甲にも連絡するものとする。

3 乙は、日々の業務を通じて普代村内の道路における交通の安心・安全の確保を図るため、道路損傷や異常等を発見した場合は、甲に速やかに連絡するものとする。

4 乙は、日々の業務を通じて普代村内の住民の快適で安心な生活環境の向上を図るため、不法投棄と思える廃棄物を発見した場合には、甲に速やかに連絡するものとする。

### （免責事項）

**第3** 本協定の締結により、甲は乙に対し、特別な権限を与え又は責任を負わせるものでないものとする

2 乙は、第2条の規定による連絡等を行うことが出来なかった場合において、一切の責任を負わないものとする。

### （守秘事項）

**第4** 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、本協定に係る関係者以外の他人に漏らしてはならない。

### （協定期間）

**第5** この協定の期間は、協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも特段の申し出がない場合は期間を1年更新するものとし、その後も同様とする。

### （協議）

**第6** この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月27日

普代村

代表者 普代村長 榎屋伸夫

岩手県下閉伊郡普代村普代 13-142-4

岩手日報普代センター所長 金子茜

### 3-30-1 岩手県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

**第4条** この協定による応援要請は、災害発生の市町村等の長が防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

**第5条** 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

**第6条** 知事は、前条の規定により応援要請をうけたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

**第7条** 前条第1項に規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合は、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書(昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

岩手県	
岩手県知事	増田寛也
盛岡市	
盛岡市長	桑島博
宮古市	
宮古市長	菊池長右エ門
大船渡市	
大船渡市長	甘竹勝郎
水沢市	
水沢市長	後藤晨
花巻市	
花巻市長	渡邊勉
北上市	
北上市長	高橋盛吉
久慈市	
久慈市長	久慈義昭
遠野市	
遠野市長	菊池正
一関市	
一関市長	佐々木一朗
陸前高田市	
陸前高田市長	菅野俊吾
釜石市	
釜石市長	野田武義

江 刺 市	
江刺市長	及 川 勉
二 戸 市	
二戸市長	小 原 豊 明
雫 石 町	
雫石町長	川 口 善 彌
葛 巻 町	
葛巻町長	遠 藤 治 夫
岩 手 町	
岩手町長	田 中 幸 平
西 根 町	
西根町長	工 藤 勝 治
滝 沢 村	
滝沢村長	柳 村 純 一
松 尾 村	
松尾村長	佐々木 正四郎
玉 山 村	
玉山村長	工 藤 久 徳
紫 波 町	
紫波町長	鷹 木 壯 光
矢 巾 町	
矢巾町長	高 橋 隆 三
大 迫 町	
大迫町長	畠 敏
石 鳥 谷 町	
石鳥谷町長	大 竹 義 文
東 和 町	
東和町長	小 原 秀 夫
湯 田 町	
湯田町長	菅 原 信 夫
沢 内 村	
沢内村長	内 記 正 志
金ヶ崎町	
金ヶ崎町長	高 橋 紀 雄
前 沢 町	
前沢町長	鈴 木 一 司
胆 沢 町	
胆沢町長	千 田 明
衣 川 村	
衣川村長	佐々木 秀 康
花 泉 町	
花泉町長	小野寺 亮 助
平 泉 町	
平泉町長	穂 積 昭 慈

大 東 町  
大東町長執務代理者  
大東町助役 伊 藤 一 和

藤 沢 町  
藤沢町長 佐 藤 守

千 厩 町  
千厩町長 藤 野 光 男

東 山 町  
東山町長 松 川 誠

室 根 村  
室根村長 名 取 涉

川 崎 村  
川崎村長 千 葉 莊

住 田 町  
住田町長 菅 野 剛

三 陸 町  
三陸町長 佐々木 菊 夫

大 槌 町  
大槌町長 黒 澤 友 吉

宮 守 村  
宮守村長 照 井 春 雄

田 老 町  
田老町長 竹 花 達 雄

山 田 町  
山田町長 黒 澤 孝

岩 泉 町  
岩泉町長 八重樫 協 二

田野畑村  
田野畑村長 早 野 仙 平

普 代 村  
普代村長 岩 澤 義 雄

新 里 村  
新里村長 山 口 通 男

川 井 村  
川井村長 原 眞

軽 米 町  
軽米町長 平 澄 芳

種 市 町 長  
種市町長 関 根 重 男

野 田 村  
野田村長 中 川 正 勝

山 形 村  
山形村長 小笠原 寛

大野村  
大野村長 柏木 幸夫

九戸村  
九戸村長 伊保内 昭一

浄法寺町  
浄法寺町長 砂子田 一男

安代町  
安代町長 北舘 義一

一戸町  
一戸町長 稲葉 暉

盛岡地区広域行政事務組合管理者  
盛岡市長 桑島 博

胆沢地区消防組合管理者  
水沢市長 後藤 晨

両磐地区消防組合管理者  
一関市長 佐々木 一朗

久慈地区広域行政事務組合管理者  
久慈市長 久慈 義昭

大船渡地区消防組合管理者  
大船渡市長 甘竹 勝郎

遠野地区消防事務組合管理者  
遠野市長 菊池 正

宮古地区広域行政事務組合管理者  
宮古市長 菊池 長右門

花巻地区消防事務組合管理者  
花巻市長 渡邊 勉

北上地区消防組合管理者  
北上市長 高橋 盛吉

二戸地区広域行政事務組合管理者  
二戸市長 小原 豊明

## 3-30-2 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この要綱は、岩手県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

**第2条** 防災ヘリの運航管理については、航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災ヘリ等 防災ヘリ及び防災ヘリ用装備品、活動用装備品、付属品、整備用工具類その他の防災ヘリの整備等に必要な資機材をいう。
- (2) 防災業務 防災ヘリを使用して行う消防防災活動に関する業務をいう。
- (3) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、防災業務に従事する消防安全課の職員をいう。
- (4) 自衛訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自に行う訓練をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、防災業務及び自衛訓練等について定める飛行計画をいう。

### 第2章 運航体制

(常駐基地)

**第4条** 防災ヘリの常駐基地は、岩手県防災航空センター(以下「航空センター」という。)とする。

(総括管理者)

**第5条** 防災ヘリの運航に関する総括管理は、消防安全課総括課長(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航管理責任者)

**第6条** 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空担当課長(以下「運航管理責任者」という。)が掌理する。

(防災航空隊)

**第7条** 消防安全課防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

- 2 副隊長は、運航管理責任者が指名する。

(隊長等の任務)

**第8条** 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代行する。

(隊員の任務)

**第9条** 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した防災業務に努め

なければならない。

- 2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、隊員相互の連携を密にして、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者の指定)

**第10条** 運航管理責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するものとする。

(運航指揮者の選任)

**第11条** 運航指揮者は、隊長をもって充る。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しないときは、運航管理責任者が前条の規定により指定した搭乗者の中から、隊長が指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

**第12条** 運航指揮者は、法第73条の規定により機長が行うこととされる業務を除き、搭乗者を指揮監督し、運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

### 第3章 運航管理

(運航基準)

**第13条** 防災ヘリは、次の各号に掲げる防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
  - (2) 消火活動
  - (3) 救助活動
  - (4) 救急活動
  - (5) 災害予防活動
  - (6) 消防防災訓練活動
  - (7) その他運航管理責任者が必要と認めた活動
- 2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められる場合に運航するものとする。
  - 3 防災ヘリの運航時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(緊急運航)

**第14条** 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、次条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 緊急運航時間は、前条第3項の規定にかかわらず、運航管理者が別に指示するものとする。
- 3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。
- 4 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかに災害状況を総括管理者に報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航計画)

**第15条** 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする。

- 2 運航計画は、岩手県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び岩手県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、運航管理責任者が定めるものとする。
- 3 運航管理責任者は、前項の計画を定めた場合、遅滞なく総括管理者に報告しなければならない。

(防災ヘリの使用)

**第16条** 防災ヘリの使用（緊急運航に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、原則として、前年度の1月末日までに、岩手県防災ヘリコプター年間使用予定表（様式第3号）を運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災ヘリの使用申請)

**第17条** 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、防災ヘリを使用しようとする者は、岩手県防災ヘリコプター使用申請書（様式第4号）により使用する1か月前までに、運航管理責任者に申請しなければならない。

(防災ヘリの使用承認)

**第18条** 運航管理責任者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認められた場合は、承認するものとする。

- 2 運航管理責任者は、前項の規定により承認したときは、岩手県防災ヘリコプター使用承認書（様式第5号）を交付するものとする。

(情報連絡及び報告)

**第19条** 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第6号）により、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場等)

**第20条** 運航管理責任者は、防災業務を円滑に遂行するため、市町村と協議し、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態の把握に努めるものとする。

(ヘリコプター保有機関との相互応援)

**第21条** 運航管理責任者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

## 第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

**第22条** 運航管理責任者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務の執行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

- 3 運航管理責任者は、防災業務や自隊訓練等の安全確保を図るため、活動の手順や資器材の使用方法等を明らかにした要領等を整備しなければならない。
- 4 運航管理責任者は、前項の要領等を制定又は改廃するときは、軽微なものを除き、あらかじめ総括管理者に協議しなければならない。
- 5 総括管理者は、防災業務及び自隊訓練等の実施状況について、自ら又は防災業務等に知見を有する第三者をもって、定期的に実地調査を行なうものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

- 第23条** 運航管理責任者は、法第19条第1項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。
- 2 運航管理責任者は、防災ヘリ等を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

## 第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

- 第24条** 運航管理責任者は、隊員及び操縦士（以下「隊員等」という。）の教育訓練を実施するために必要な訓練計画等を定めるとともに、施設及び設備の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。
- 2 運航管理責任者は、防災業務を効率的に遂行するため、市町村、消防機関及び関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自衛訓練)

- 第25条** 運航管理責任者は、前条第2項のほか計画的に自隊訓練を実施しなければならない。
- 2 自隊訓練は、あらかじめ前年度末までに年間訓練計画を定めて実施するものとする。
  - 3 前項の訓練計画は、第15条第2項の運航計画に基づき運航管理責任者が定めるものとし、運航管理責任者は、計画を定めた時は、遅滞なく総括管理者に報告するものとする。
  - 4 自隊訓練における安全管理体制等について必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事故防止対策等

(搜索及び避難体制の確立)

- 第26条** 運航管理責任者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救援等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

- 第27条** 運航指揮者は、防災ヘリ搭乗中、防災ヘリの故障、気象の変化等により航空事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。
- 2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

- 第28条** 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告しなけれ

ばならない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(記録及び保存)

- 第29条** 運航管理責任者は、航空法関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

- 第30条** この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

### 3-30-3 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

**第1** この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

**第2** 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

**第3** 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

**第4** 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高責任者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要請する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

**第5** 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに消防安全課総括課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じて岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

**第6** 緊急運航を要請した市町村長の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

- 第7** 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。
- 2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。
- 3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

## 岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準

### 1 基本要件

防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の緊急運航は、原則として次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等からの住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 緊急に活動を行わなければ、国民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
- (3) 非代替性 防災ヘリによる活動が有効であること。

### 2 緊急運航の活動内容

防災ヘリの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

#### (1) 災害応急対策活動

##### ア 被災状況の偵察及び情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、上空からの偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

##### イ 救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資及び人員等を搬送する必要があると認められる場合

##### ウ 災害に関する情報及び警報等の災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報並びに避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

##### エ その他

特に防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

#### (2) 消火活動

##### ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では消火が困難であり、防災ヘリによる消火が有効であると認められる場合

##### イ 偵察及び情報収集

大規模火災若しくは爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察及び情報収集活動等を行う必要があると認められる場合

##### ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

##### エ その他

特に防災ヘリによる消火活動が有効と認められる場合

#### (3) 救助活動

##### ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難であり、屋上からの救出が必要と認められる場合

##### イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索及び救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力等だけで対応できないと認められる場合

##### ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助

高速自動車道等の道路上の事故において、車両等による傷病者等の収容及び搬送が困難と認めら

れる場合

エ その他

特に防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送

交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急自動車での搬送よりも防災ヘリで搬送の方が著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者の転院搬送

医療機関に収容中の傷病者が、他の医療機関の処置が必要となり、緊急に転院搬送を要する場合で、医師がその必要性を認め、救急自動車での搬送よりも防災ヘリで搬送の方が著しく有効であり、医師が搭乗できる場合

ウ 交通遠隔地への医師及び資機材等の搬送

交通遠隔地において緊急医療を行うため、防災ヘリにより医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

エ 臓器搬送

公益社団法人日本臓器移植ネットワークからの臓器搬送が必要で、臓器の搬送に時間的制約があり、また脳死と判定された者の状態が急変等により、早期に臓器搬送が必要と認められる場合

オ その他

特に防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

## 様式第1号

## 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関		発信者		TEL FAX	
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分要請				
災害の種別 (要請内容)	1 災害応急対策活動(偵察・情報収集 物資・人員搬送 災害広報 その他: )				
	2 火 災(空中消火 偵察・情報収集 その他: )				
	3 救 助(山岳一搜索・救助 水難一搜索・救助 中高層建物等火災) (高速自動車道等事故救助 その他: )				
	4 救 急(傷病者搬送 転院搬送 医師搬送 医療資器材搬送 その他: )				
発生場所	市 町 村 (世界測地系座標) N E				
気象状況	天候 視程 (風向) (風速) (気温)				
災害の状況	発生日時: 年 月 日 時 分頃				
要救助者情報	ふりがな 氏 名		生年月日 年 月 日生 ( 歳)		
	(男・女)		携帯電話		
	住 所		特 徴		
現場指揮者	職・氏名		連絡方法	携帯電話等	
				無線 コールサイン (主運用波、統制波1・2・3、防災相互波)	
離着陸上-1 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送				
	⑥給油 ⑦その他:				
	(世界測地系座標) N		E 無線コールサイン (主運用波、統制波1・2・3、防災相互波)		
離着陸上-2 (土) (芝) (舗装)	①要救助者の引継 ②ドクターヘリと中継 ③救急搬送 ④空中消火対応 ⑤人員・物資搬送				
	⑥給油 ⑦その他:				
	(世界測地系座標) N		E 無線コールサイン (主運用波、統制波1・2・3、防災相互波)		

その他	応援に要する資器機材の品目及び数量
	特記事項

※要請は電話等により確認後、遅滞なく運航要請書をFAX又はメールで送信して下さい。

なお、要請書は全ての項目の記載を求めるものではなく、第二報以降の続報で補完することで支障ありません。

※搜索ポイント等の地図情報があれば、添付して下さい。

※緯度経度は、分かる場合に記載して下さい。

※以下の項目は出動の可否決定後、回答します。

航空隊指揮者	
使用無線	無線CH (主運用波、統制波1・2・3、防災相互波) コールサイン
到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 時 分頃
現場活動時間 (最長時間)	約 時間 分
燃料の手配	要手配 (ドラム缶 本) ・ 手配不要 (※ドラム缶1本で、約30分の飛行が可能)
特記事項	
受信日時	年 月 日 ( ) 時 分
受信者	

岩手県防災航空センター：TEL 0198-26-5251 FAX 0198-26-5256 アドレス [CG0011@pref.iwate.jp](mailto:CG0011@pref.iwate.jp)

公用携帯電話：隊長 090-6853-4083、副隊長：090-6853-4090、副隊長：090-6853-4073

## 様式第2号

## 災 害 等 即 報

年 月 日

運航管理責任者 様

報告者

記

活動種別	1. 災害対策 ( ) 2. 火災 ( ) 3. 救助 ( ) 4. 救急 ( ) 5. その他 ( )
要請市町村等	
発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
要請日時	年 月 日 ( ) 時 分
活動日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
発生場所	
災害の概要 及び 活動内容	(災害の概要)  (活動内容)  (活動範囲)
搬送人員	
その他 参考事項	
現場出動人員	

## 様式第3号

## 災 害 状 況 等 報 告 書

年 月 日

運航管理責任者

岩手県消防安全課防災航空担当課長 様

要請市町村等の長

岩手県防災ヘリコプター緊急運行要領第7により、次のとおり報告します。

記

災 害 種 別	1. 災害対策 2. 火災 3. 救助 4. 救急 5. その他 ( )				
発 生 日 時	年 月 日 ( )		時 分頃		
要 請 日 時	年 月 日 ( )		時 分		
発 生 場 所					
災害の概要 及び 対応状況					
出 動 機 関 及び 人 員 等	消防署隊	人	台	関係機関 ( 人)	
	消防団隊	人	台		
被害の概要等 (被害の規模、または被 救助者の傷病程度等)					
そ の 他 参 考 事 項					
担 当 者	所属・役職・氏名・TEL				

岩手県防災ヘリコプターによる交通遠隔地の救急活動基準

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領別紙「岩手県防災ヘリコプター緊急運航基準」2(4)アの岩手県防災ヘリコプターが交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う場合の具体的な基準は、次のとおりとする。

(交通遠隔地)

- 1 交通遠隔地とは、おおむね別図のヘリコプターの有効範囲内の地域とする。

(傷病者)

- 2 緊急に搬送を行う必要がある傷病者とは、次の傷病原因に該当する者とする。

(1) 自動車事故

- ア 自動車から放り出された事故
- イ 同乗者が死亡した事故
- ウ 自動車が横転し、又は転覆した事故
- エ 車体がおおむね 50 cm 以上つぶれた事故
- オ 車内がおおむね 30 cm 以上つぶれた事故
- カ 歩行者若しくは自転車が自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
- キ その他これらに準ずる事故

(2) オートバイ事故

- ア おおむね時速 35 km 以上で衝突した事故
- イ オートバイから放り出された事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(3) 転落事故

- ア 高所からの転落事故
- イ 山間部における滑落事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(4) 窒息事故

- ア 溺水事故
- イ 生き埋め事故
- ウ その他これらに準ずる事故

(5) 列車事故

(6) 航空機事故

(7) 傷害事件

- ア 発砲事件
- イ 刺傷事件
- ウ その他これらに準ずる事件

(8) 重症が疑われる中毒事件

(9) 重症が疑われる疾病

(傷病者の観察判断基準)

- 3 緊急に搬送を行う必要がある傷病者の観察判断基準は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の状態 (バイタルサイン)

- ア 痛み刺激を加えつつ呼びかけを繰り返すことにより開眼する (JCS30 以上)。
- イ 全く脈がない、又は脈拍が弱い。
- ウ 呼吸が停止している、又は呼吸が弱い。

エ 呼吸障害がある。

オ その他これらに準ずる状態

(2) 外傷

ア 頭部、頸部、軀幹又は肘若しくは膝より近位の四肢の外傷性出血

イ 2箇所以上の四肢の変形又は四肢（手指及び足趾を含む。）の切断

ウ 麻痺を伴う四肢の外傷

エ 熱傷

(ア) 体のおおむね3分の1を超える熱傷

(イ) 気道熱傷

(ウ) その他これらに準ずる熱傷

オ 意識障害を伴う電撃傷（雷又は電線による感電事故）

カ 意識障害を伴う外傷

キ その他これらに準ずる外傷

(3) 疾病

ア けいれん発作

イ 不穏状態（意識障害等により暴れる状態）

ウ 四肢の麻痺

エ 強い痛み

オ その他これらに準ずる疾病

(4) その他緊急性がるもの